

TPP協定交渉の大筋合意関連資料

資料1 P 1 ~ P 5 0

- ① 環太平洋パートナーシップ（TPP）交渉の大筋合意について・・・1
- ② 環太平洋パートナーシップ閣僚声明・・・・・・・・・・・・・・5
- ③ 環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）の概要・・・・・・・・7
- ④ TPPにおける関税交渉の結果・・・・・・・・・・・・・・43
- ⑤ 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉の大筋合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針・・・・・・・・・・・・47

資料2 P 5 1 ~ P 1 0 0

- ① TPPにおける関税交渉の結果・・・・・・・・・・・・・・51
- ② 重要5品目等の交渉結果・・・・・・・・・・・・・・57
- ③ 各国の対日関税に関する交渉結果・・・・・・・・・・・・81

資料3 P 1 0 1 ~ P 1 1 8

- ① 環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）における工業製品関税（経済産業省関連分）に関する大筋合意結果・・・・・・・・・・・・101

内閣官房 TPP 政府対策本部

環太平洋パートナーシップ(TPP) 協定の大筋合意について

内閣官房TPP政府対策本部

TPP協定の意義

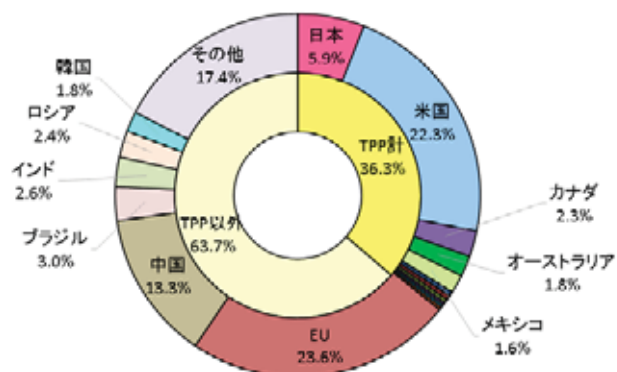
<10月5日、アトランタでのTPP閣僚会合にて大筋合意>

○21世紀のアジア太平洋にフェアでダイナミックな「一つの経済圏」を構築する試み。世界のGDPの約4割、人口の1割強を占める巨大な経済圏。

○TPPによりわが国のFTAカバー率は22.3%から37.2%に拡大。

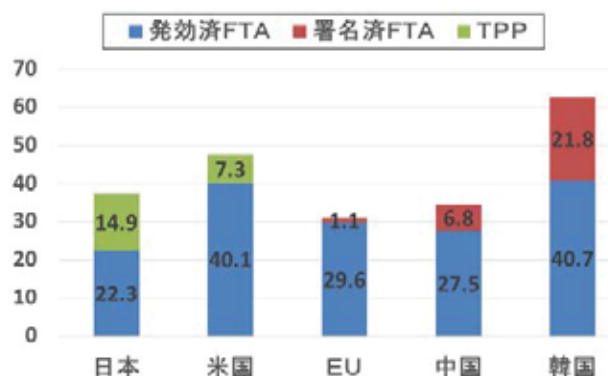
○物品関税だけでなく、サービス・投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業など幅広い分野(前文+30章)で新しいルールを構築。

TPP協定交渉参加国が世界のGDPに占める割合(2014年)



出典: World Economic Outlook Database April 2014より作成

TPP協定締結によるFTAカバー率の拡大見通し



注: 有効済及び署名済FTAカバー率は、通商白書2015より作成。
TPP協定締結によるカバー率は、日本は財務省貿易統計(2015年3月21日確定値)、
米国はIMF, Direction of Trade Statistics(2015年4月27日)を用いて作成。

TPP協定の効果

○農産品の重要5品目を中心に関税撤廃の例外を数多く確保しつつ、全体では高いレベルの自由化。

○自動車や自動車部品、家電、産業用機械、化学をはじめ、我が国の輸出を支える工業製品について、11カ国全体で**99.9%の品目の関税撤廃**を実現。

○**サービス・投資等の分野**で、中小企業も含めたわが国企業の海外展開を促進するルール、約束を数多く実現。

<投資>

- ・投資先の国が、投資企業に対し技術移転等を要求することを禁止

<貿易円滑化>

- ・急送貨物の迅速な税関手続を確保するため、「6時間以内の引取」を明記
- ・関税分類等に関する事前教示制度を義務付け

<ビジネス関係者の一時的入国>

- ・多くの国で、滞在可能期間の長期化、家族の帯同許可等を実現

<電子商取引>

- ・デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止。
- ・ソースコード(ソフトウェアの設計図)の移転、アクセス要求の禁止

<知的財産>

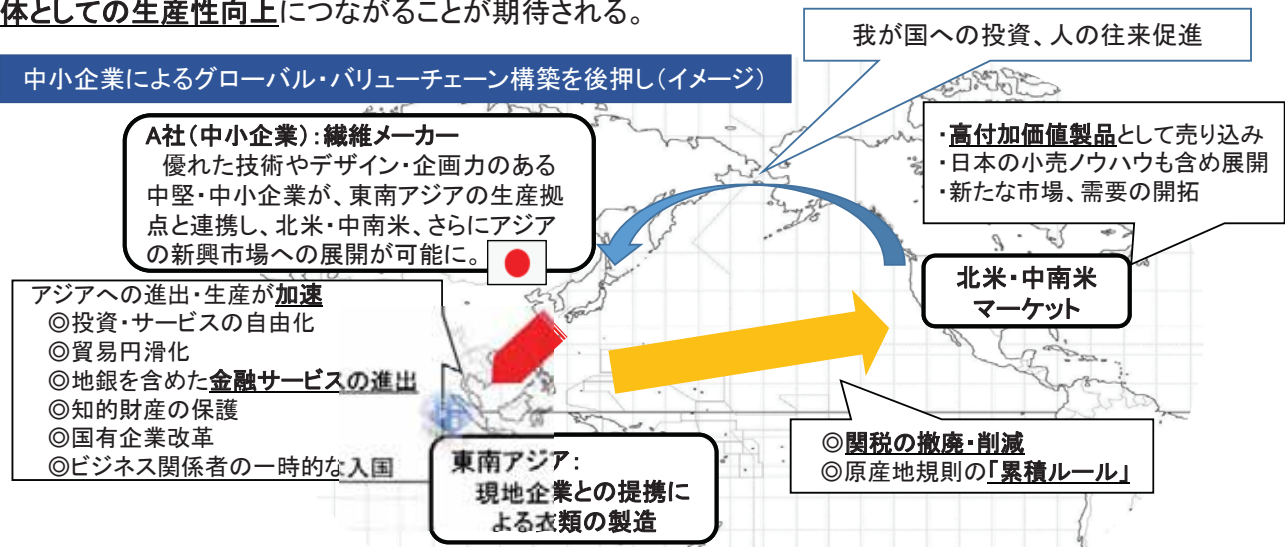
- ・模倣・偽造品等に対する厳格な規律
- ・地理的表示の保護を規定

○原産地規則の**完全累積制度の実現**により、中間財等を生産する中堅・中小企業も、我が国に居ながらにしての海外展開が可能。

2

TPPは成長戦略の重要な柱

○TPPIによる新たなグローバル・バリューチェーンの創出は、多様な分野における生産技術の向上、イノベーションを促進し、**産業間・企業間の連携が進む**こと等を通じて、新しい産業を創出し、**我が国経済全体としての生産性向上**につながることを期待される。



○TPPIによる経済効果として、関税の削減効果にとどまらず、**投資・サービスの自由化やグローバル・バリューチェーンの創出がもたらす生産性向上効果等を含めた総合的な分析**を行い、国民にわかりやすく提示する。

TPP総合対策本部(本部長:内閣総理大臣)第1回会合(H27.10.9)にて「**総合的な政策対応に関する基本方針**」を決定。

今後、「**総合的なTPP関連政策大綱**」を策定。

3

総合的な政策対応に関する基本方針のポイント

OTPP総合対策本部第1回会合(27年10月9日開催)にて基本方針を決定

総合的なTPP関連政策大綱策定

TPPを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするため、今後、協定の署名や国会承認に向けた調整と並行して、関連法案等も含めた総合的な政策面での対応を行っていく。以下がその基本目標。

(1) TPPの活用促進による新たな市場開拓等

幅広い経済主体がTPPを活用して新たなグローバル・バリューチェーンを構築することを促す。

(2) TPPを契機としたイノベーションの促進・産業活性化

TPPの効果を最大限発現することによる多様な分野の生産性向上、多くの地域での産業活性化等を通じて、我が国の成長を確かなものとする。

(3) TPPの影響に関する国民の不安の払拭

TPPの影響に関する国民の「不安」を払拭し、特に農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう、強い農林水産業をつくりあげるため万全の施策を講ずる。



○経済財政諮問会議による検討

(経済財政諮問会議において、TPPを通じた経済再生に向けた検討を行う。)

○各種会議との連携

(農林水産業・地域の活力創造本部や知的財産戦略本部等、必要に応じ各種会議との連携を行う。)

○国民への正確かつ丁寧な説明と情報提供

(各省地方支分部局を通じて国民の問い合わせ等に丁寧に対応するとともに、地方公共団体、民間関係団体の協力を得て、特に、地方での説明と情報提供を重点的に行う。)

4

TPP協定交渉の経緯

2010年

- 3月 ニューージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイ(P4協定加盟4カ国)、米、豪、ペルー、ベトナムの8か国で**交渉開始**
- 10月 マレーシアが交渉参加(計9カ国に)

2011年

- 11月 APEC首脳会議、TPP首脳会合(於:ホノルル)

2012年

- 11月 メキシコ、カナダが交渉参加

2013年

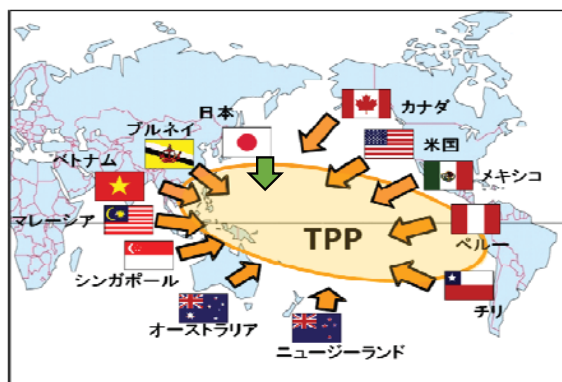
- 2月 日米首脳会談:日米の共同声明を发出
- 3月 **安倍総理「交渉参加」表明**
- 7月 日本が交渉参加(於:マレーシア)
- 8月 TPP閣僚会合(於:ブルネイ)
- 10月 TPP首脳会合、閣僚会合(於:バリ)
- 12月 TPP閣僚会合(於:シンガポール)

2014年

- 2月 日米閣僚協議(於:ワシントン)
- TPP閣僚会合(於:シンガポール)
- 4月 日米閣僚協議(於:ワシントン)
- 日米首脳会談、閣僚協議(於:東京)
- 5月 TPP閣僚会合(於:シンガポール)
- 9月 日米閣僚協議(於:ワシントン)
- 10月 TPP閣僚会合(於:シドニー)
- 11月 TPP首脳会合、閣僚会合(於:北京)

2015年

- 4月 日米閣僚協議(於:東京)
- 日米首脳会談(於:ワシントン)
- 7月 TPP閣僚会合(於:ハワイ)
- 9月-10月 TPP閣僚会合(於:アトランタ)、**大筋合意**



<アトランタ閣僚会合終了後の共同記者会見>

5

TPP協定の概要

※前文に加え、以下の30章で構成。

<p>(1) 冒頭の規定及び一般的定義</p> <p>TPP協定が締約国間のその他の国際貿易協定と共存することができると認める。また、本協定の二以上の章において使用される用語の定義を定める。</p>	<p>(2) 内国民待遇及び物品の市場アクセス</p> <p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>	<p>(3) 原産地規則及び原産地手続</p> <p>関税の減免の対象となる「TPP域内の原産品(=TPP域内で生産された産品)」として認められるための要件や証明手続等について定める。</p>	<p>(4) 繊維及び繊維製品</p> <p>繊維及び繊維製品の貿易に関する原産地規則及び緊急措置等について定める。</p>	<p>(5) 税関当局及び貿易円滑化</p> <p>税関手続の透明性の確保や通関手続の簡素化等について定める。</p>
<p>(6) 貿易救済</p> <p>ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)等について定める。</p>	<p>(7) 衛生植物検疫(SPS)措置</p> <p>食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>	<p>(8) 貿易の技術的障害(TBT)</p> <p>安全や環境保全等の目的から製品の特性やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>	<p>(9) 投資</p> <p>投資家間の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。</p>	<p>(10) 国境を超えるサービスの貿易</p> <p>内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス(数量制限等)に関するルールを定める。</p>
<p>(11) 金融サービス</p> <p>金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p>	<p>(12) ビジネス関係者の一時的な入国</p> <p>ビジネス関係者の一時的な入国の許可、要件及び手続等に関するルール及び各締約国の約束を定める。</p>	<p>(13) 電気通信</p> <p>電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。</p>	<p>(14) 電子商取引</p> <p>電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>	<p>(15) 政府調達</p> <p>中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。</p>
<p>(16) 競争政策</p> <p>競争法の整備と締約国間・競争当局間の協力等について定める。</p>	<p>(17) 国有企業及び指定独占企業</p> <p>国有企業と民間企業の競争条件の平等を確保する国有企業の規律について定める。</p>	<p>(18) 知的財産</p> <p>特許権、商標権、意匠権、著作権、地理的表示等の知的財産の十分で効果的な保護、権利行使手続等について定める。</p>	<p>(19) 労働</p> <p>貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。</p>	<p>(20) 環境</p> <p>貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。</p>
<p>(21) 協力及び能力開発</p> <p>協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>	<p>(22) 競争力及びビジネスの円滑化</p> <p>サプライチェーンの発展及び強化、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援すること等について定める。</p>	<p>(23) 開発</p> <p>開発を支援するための福祉の向上等や、女性の能力の向上、開発に係る共同活動等について定める。</p>	<p>(24) 中小企業</p> <p>中小企業のための情報、中小企業がTPP協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること等を定める。</p>	<p>(25) 規制の整合性</p> <p>加盟国毎に複数の分野にまたがる規制や規則の透明性を高めること等を規定する。</p>
<p>(26) 透明性及び腐敗行為の防止</p> <p>協定の透明性・腐敗行為の防止のために必要な措置等に関するルールに関わる事項等を定める。</p>	<p>(27) 運用及び制度に関する規定</p> <p>協定の実施・運用等に関するルールなど協定全体に関わる事項等を定める。</p>	<p>(28) 紛争解決</p> <p>協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続について定める。</p>	<p>(29) 例外</p> <p>締約国に対するTPP協定の適用の例外が認められる場合について定める。</p>	<p>(30) 最終規定</p> <p>TPP協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、協定の正文等について定める。</p>

環太平洋パートナーシップ閣僚声明（仮訳）

2015年10月5日

我々、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの貿易大臣は、環太平洋パートナーシップを成功裏に妥結したと発表できることを嬉しく思う。5年以上の集中的な交渉の後、我々は、アジア太平洋地域にわたり、雇用を維持し、持続可能な成長を促進し、包摂的な開発を発展させ、イノベーションを向上させる合意に至った。更に重要なことに、本協定は、各国の国民に利益をもたらす、野心的で、包括的な、高い水準の、バランスの取れた協定という、我々の示した目標を達成している。

TPPは、世界経済の40%近くにより高い基準をもたらす。本協定は、各国間の貿易及び投資の自由化に加えて、各国の発展段階の多様性を考慮しながら、21世紀に各国のステークホルダーが直面する課題に対処している。我々は、この歴史的な協定が、経済成長を促進し、高賃金の雇用を維持し、イノベーション、生産性及び競争力を向上させ、生活水準を高め、各国の貧困を減らし、透明性、良質なガバナンス並びに強力な労働及び環境の保護を促進することを期待している。

本協定の成果を公式なものに整えるために、交渉官は、条文の法的面からの検討、翻訳並びに起草及び確認を含め、公表のために整えられた条文を準備するための技術的な作業を継続する。我々は、この協定の具体的な特徴についてステークホルダーと関与し、本協定を整備するための国内手続に着手することを楽しみにしている。

Trans-Pacific Partnership Ministers' Statement

We, the trade ministers of Australia, Brunei Darussalam, Canada, Chile, Japan, Malaysia, Mexico, New Zealand, Peru, Singapore, United States, and Vietnam, are pleased to announce that we have successfully concluded the Trans-Pacific Partnership. After more than five years of intensive negotiations, we have come to an agreement that will support jobs, drive sustainable growth, foster inclusive development, and promote innovation across the Asia-Pacific region. Most importantly, the agreement achieves the goal we set forth of an ambitious, comprehensive, high standard and balanced agreement that will benefit our nation's citizens.

TPP brings higher standards to nearly 40 percent of the global economy. In addition to liberalizing trade and investment between us, the agreement addresses the challenges our stakeholders face in the 21st century, while taking into account the diversity of our levels of development. We expect this historic agreement to promote economic growth, support higher-paying jobs; enhance innovation, productivity and competitiveness; raise living standards; reduce poverty in our countries; and to promote transparency, good governance, and strong labor and environmental protections.

To formalize the outcomes of the agreement, negotiators will continue technical work to prepare a complete text for public release, including the legal review, translation, and drafting and verification of the text. We look forward to engaging with stakeholders on the specific features of this agreement and undergoing the domestic processes to put the agreement in place.

環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）の概要

内閣官房TPP政府対策本部
平成27年10月5日

I. TPP協定の意義	3
II. 市場アクセス交渉の結果	
1. 物品市場アクセス	5
2. 物品以外の市場アクセス	11
III. ルール分野の概要	
第2章. 内国民待遇及び物品の市場アクセス	12
第3章. 原産地規則及び原産地手続	13
第4章. 繊維及び繊維製品	15
第5章. 税関当局及び貿易円滑化	16
第6章. 貿易救済	16
第7章. 衛生植物検疫（SPS）措置	17
第8章. 貿易の技術的障害（TBT）	17
第9章. 投資	18
第10章. 国境を越えるサービスの貿易	21
第11章. 金融サービス	23
第12章. ビジネス関係者の一時的な入国	25
第13章. 電気通信	25
第14章. 電子商取引	26
第15章. 政府調達	28
第16章. 競争政策	29
第17章. 国有企業及び指定独占企業	29
第18章. 知的財産	30
第19章. 労働	32
第20章. 環境	33
第21章. 協力及び能力開発	33
第22章. 競争力及びビジネスの円滑化	34
第23章. 開発	34
第24章. 中小企業	34
第25章. 規制の整合性	35

第 2 6 章. 透明性及び腐敗行為の防止	3 5
第 2 7 章. 運用及び制度に関する規定	3 5
第 2 8 章. 紛争解決	3 6
第 2 9 章. 例外	3 6
第 3 0 章. 最終規定	3 6

I. TPP協定の意義

◆ 21世紀型の新たなルールの構築

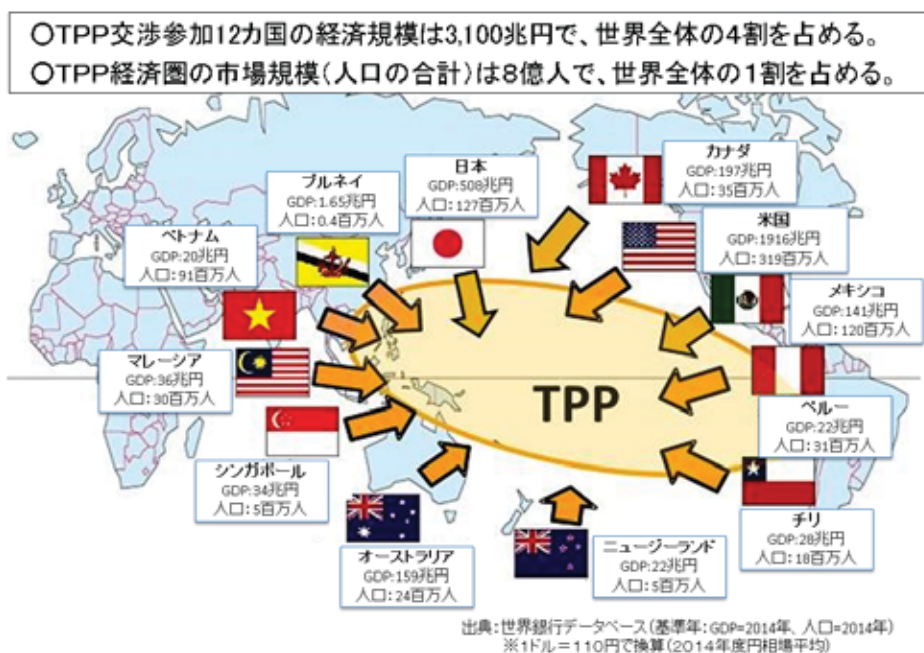
- － TPPは、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築するもの。
- － 成長著しいアジア太平洋地域に大きなバリュー・チェーンを作り出すことにより、域内のヒト・モノ・資本・情報の往来が活発化し、この地域を世界で最も豊かな地域にすることに資する。

◆ 中小・中堅企業、地域の発展への寄与

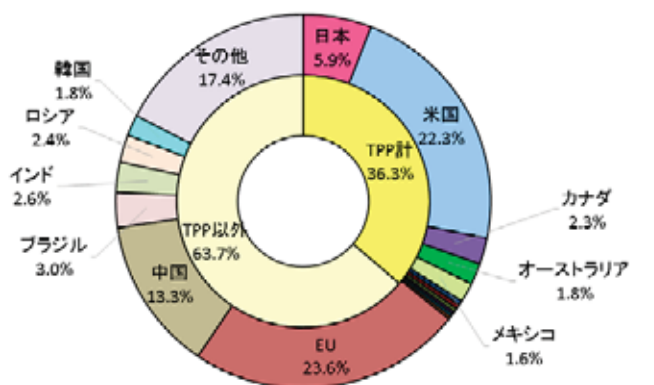
- － TPP協定により、大企業だけでなく中小企業や地域の産業が、世界の成長センターであるアジア太平洋地域の市場につながり、活躍の場を広げていくことが可能になり、我が国の経済成長が促される。
- － ヒト、モノ、資本、情報が自由に行き来するようになることで、国内に新たな投資を呼び込むことも見込め、都市だけではなく地域も世界の活力を取り込んでいくことが可能となる。

◆ 長期的な、戦略的意義

- － 自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とともに貿易・投資の新たな基軸を打ち立てることにより、今後の世界の貿易・投資ルールの新たなスタンダードを提供。
- － アジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々との間で経済的な相互依存関係を深めていくことは、地域の成長・繁栄・安定にも資する。

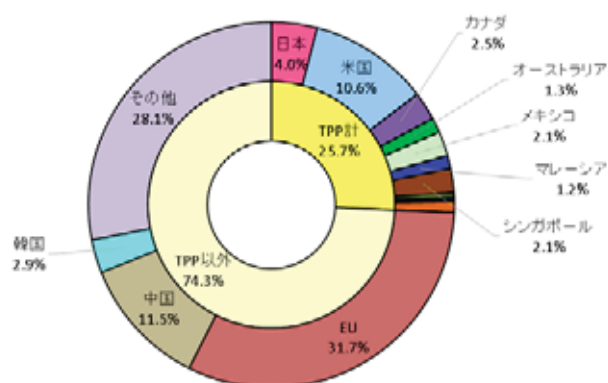


TPP協定交渉参加国が世界のGDPに占める割合(2014年)



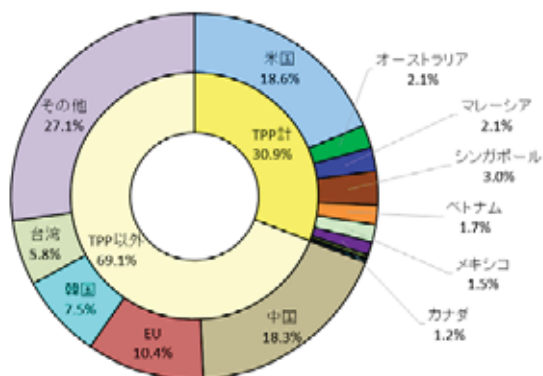
出典: World Economic Outlook Database April 2014より作成

TPP協定交渉参加国が世界の貿易に占める割合(2014年)



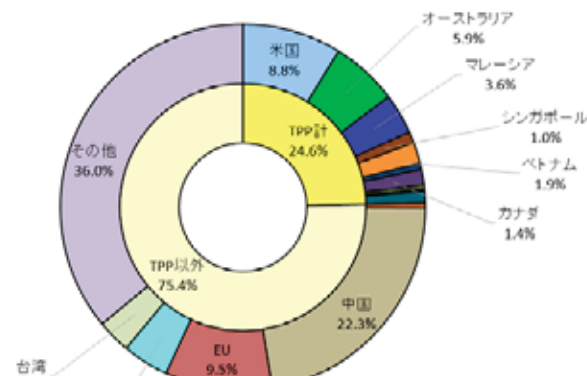
出典: IMF「DOTS」より作成

日本の輸出に占めるTPP協定交渉参加国の割合(2014年)



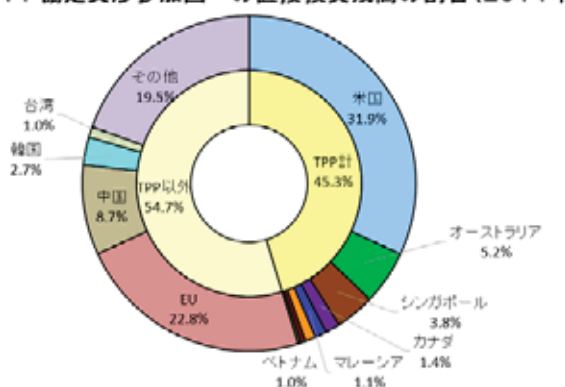
出典: JETRO地域別貿易概況より作成

日本の輸入に占めるTPP協定交渉参加国の割合(2014年)



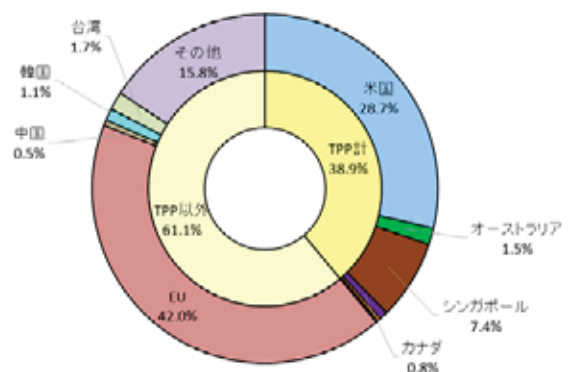
出典: JETRO地域別貿易概況より作成

日本からTPP協定交渉参加国への直接投資残高の割合(2014年)



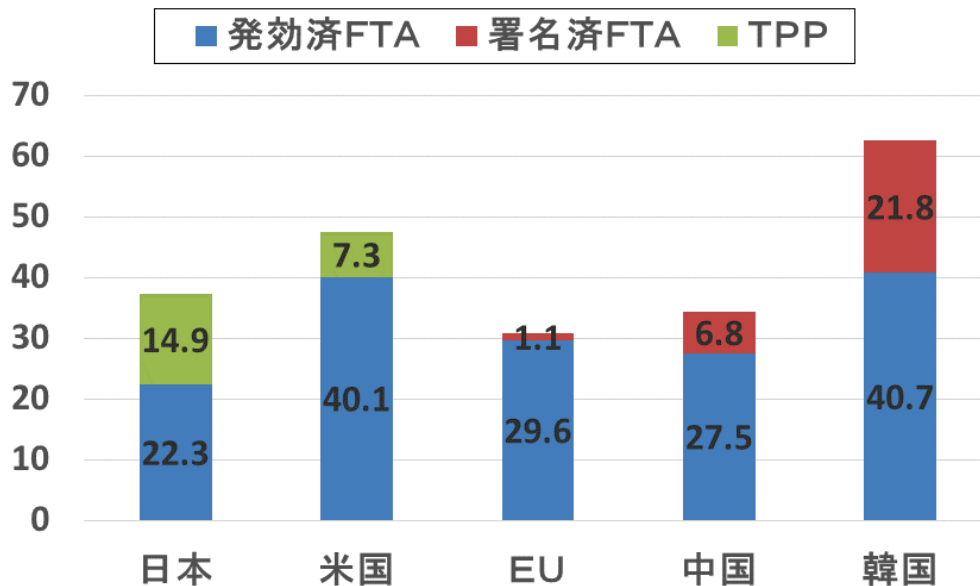
出典: JETRO日本の国・地域対外直接投資残高より作成

TPP加盟国から日本への直接投資残高の割合(2014年)



出典: JETRO日本の国・地域対外直接投資残高より作成

TPP協定締結によるFTAカバー率の拡大見通し



注：発効済及び署名済FTAカバー率は、通商白書2015より作成。
 TPP協定締結によるカバー率は、日本は財務省貿易統計(2015年3月21日確定値)、
 米国はIMF、Direction of Trade Statistics(2015年4月27日)を用いて作成。

Ⅱ. 市場アクセス交渉の結果

1. 物品市場アクセス

<日本市場へのアクセス>

1 米：

(1) 米及び米粉等の国家貿易品目

①現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（米の場合 341 円/kg）を維持。

②米国、豪州にSBS方式の国別枠を設定。

米国：5万t（当初3年維持） → 7万t（13年目以降）
 豪州：0.6万t（当初3年維持） → 0.84万t（13年目以降）

※国内の需要動向に即した輸入や実需者との実質的な直接取引を促進するため、我が国は、既存のWTO枠のミニマムアクセスの運用について見直しを行うこととし、既存の一般輸入の一部について、中粒種・加工用に限定したSBS方式（6万トン）へ変更する予定。

(2) 米の調製品・加工品等（民間貿易品目）

一定の輸入がある米粉調製品等は関税を5～25%の削減とし、輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は関税を削減・撤廃。

2 麦：

(1) 小麦

- ① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（55 円/kg）を維持。
- ② 米国、豪州、カナダに国別枠を新設（計 19.2 万 t（当初）→ 25.3 万 t（7 年目以降）・SBS 方式）。
- ③ 既存の WTO 枠内のマークアップ（政府が輸入する際に徴収している差益）を 9 年目までに 45%削減し、新設する国別枠内のマークアップも同じ水準に設定。国別枠内に限り、主要 5 銘柄以外の小麦を輸入する場合にはマークアップを 9 年目までに 50%削減した水準に設定。
- ④ 小麦製品については、小麦粉調製品等に TPP 枠又は国別枠を新設（4.5 万 t（当初）→ 6 万 t（6 年目以降））し、国家貿易制度で運用している小麦製品は、引き続き全て国家貿易制度で運用。また、マカロニ・スパゲティは、関税を 9 年目までに 60%削減。

(2) 大麦

- ① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（39 円/kg）を維持。
- ② TPP 枠を新設（2.5 万 t（当初）→ 6.5 万 t（9 年目以降）・SBS 方式）。
- ③ 既存の WTO 枠内のマークアップを 9 年目までに 45%削減し、新設する TPP 枠内のマークアップも同じ水準に設定。
- ④ 麦芽については、現行の関税割当数量の範囲内において、米国、豪州、カナダの国別枠を設定（計 18.9 万 t（当初）→ 20.1 万 t（11 年目以降））。

3 甘味資源作物：

(1) 砂糖

- ① 粗糖・精製糖等については、現行の糖価調整制度を維持した上で、以下を措置。
 - ア 高糖度（糖度 98.5 度以上 99.3 度未満）の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。
 - イ 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入（粗糖・精製糖で 500 トン）を認める。
- ② 加糖調製品については、品目ごとに TPP 枠を設定（計 6.2 万 t（当初）→ 9.6 万 t（品目ごとに 6～11 年目以降））。

(2) でん粉

現行の糖価調整制度を維持した上で、以下を措置。

- ① 現行の関税割当数量の範囲内で、T P P 枠を設定（7.5 千 t）。
- ② T P P 参加国からの現行輸入量が少量のでん粉等（コーンスターチ、ばれいしょでん粉等）については、国別枠を設定（計 2.7 千 t（当初）→3.6 千 t（品目ごとに 6～11 年目以降））。

4 牛肉：

- (1) 関税撤廃を回避し、セーフガード付きで関税を削減。

〔 38.5%（現行）→ 27.5%（当初）→ 20%（10 年目）→ 9%（16 年目以降） 〕

- (2) セーフガード：

- ① 発動数量（年間）：59 万 t（当初）→ 69.6 万 t（10 年目）→ 73.8 万 t（16 年目）
（関税が 20% を切る 11 年目以降 5 年間は四半期毎の発動数量も設定。）

- ② セーフガード税率：38.5%（当初）→ 30%（4 年目）→ 20%（11 年目）→ 18%（15 年目）

16 年目以降のセーフガード税率は、毎年 1% ずつ削減（セーフガードが発動されれば次の年は削減されない）、4 年間発動がなければ廃止。
家畜疾病により輸入が 3 年以上実質的に停止された場合には、実質的解禁の時点から最長 5 年間不適用（当該条項により、米国・カナダには最長 2018 年 1 月末月まで不適用）。

5 豚肉：

- (1) 差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格（524 円/kg）を維持。

- (2) 従量税は関税撤廃を回避。

従価税（現行 4.3%）：2.2%（当初）→ 0%（10 年目以降）
従量税（現行 482 円/kg）：125 円/kg（当初）→ 50 円/kg（10 年目以降）

- (3) セーフガード：輸入急増に対し、従量税を 100-70 円/kg に、従価税を 4.0-2.2% に、それぞれ戻すセーフガードを措置（11 年目まで）。

6 乳製品：

- (1) 脱脂粉乳・バター

- ① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（脱脂粉乳 21.3%+396 円/kg 等、バター 29.8%+985 円/kg 等）を維持。

- ② T P P 枠を設定（生乳換算）

脱脂粉乳 2 万 659 t（当初） → 2 万 4102 t（6 年目以降）

（製品 3,188 t → 3,719 t に相当）

バター 3 万 9341 t（当初） → 4 万 5898 t（6 年目以降）

（製品 3,188 t → 3,719 t に相当）

合計 6 万 t（当初） → 7 万 t（6 年目以降）

- (2) ホエイ

脱脂粉乳と競合する可能性が高いものについて、21 年目までの長期の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置。

(3) チーズ

- ① モッツァレラ、カマンベールなどについては、現行関税を維持。
- ② チェダー、ゴータ、クリームチーズ等については、16年目までの長期の関税撤廃期間を設定。
- ③ プロセスチーズについては少量の国別枠、シュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについては国産使用条件付き無税枠を設定。

7 5品目以外の農産物：

- (1) 小豆及びいんげん豆については、枠内関税を撤廃するものの、枠外税率を維持。こんにゃく及びパイナップル缶詰については、枠外税率を15%削減。いずれも関税割当制度を維持。
- (2) このほか、鶏肉、鶏卵、オレンジジュース、りんご等一部の品目について、11年目まで又はそれを超える関税撤廃期間を設定。
- (3) また、競走馬、オレンジについて、セーフガードを措置。

8 林産物：

- (1) 輸入額又は近年の輸入額の伸びが大きいもの（マレーシア、NZ、カナダ、チリ及びベトナムからの合板並びにカナダからの製材）については、16年目までの長期の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置。
- (2) なお、違法に伐採された木材の貿易に対する規律についても合意。

9 水産物：

- (1) あじ・さばについては12～16年目までの長期の関税撤廃期間を、主要なまぐろ類、主要なさけ・ます類、ぶり、するめいか等については11年目までの関税撤廃期間を、それぞれ設定。
- (2) 海藻類（のり、こんぶ等）については、関税を15%削減。
- (3) なお、現行の我が国の漁業補助金は、禁止補助金に該当せず、政策決定権を維持。

10 酒、たばこ及び塩：

- (1) ボトルワインについては8年目、清酒、焼酎については11年目までの関税撤廃期間を設定。
- (2) 紙巻たばこ（現在は、暫定税率で無税）については、協定税率として無税とする。葉巻たばこについては、11年目までの関税撤廃期間を設定。
- (3) 精製塩については、11年目までの関税撤廃期間を設定。

<11ヶ国市場へのアクセス>

1. 農林水産品

我が国農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全て（牛肉、米、水産物、茶等）で関税撤廃を獲得。具体的には、以下の措置を獲得。

- ① 米国向けの牛肉については、15年目で関税が撤廃されるまでの間、現行の米国向け輸出実績の20~40倍（3,000t(当初)→6,250t(最終年))に相当する数量の無税枠。
- ② 米国向けの米については、5年目で関税撤廃。
- ③ また、近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚・冷凍魚について、即時の関税撤廃。
- ④ 酒類については、全締約国において関税撤廃。特に、米国、カナダの清酒については、即時撤廃。

2. 工業製品

○工業製品について、11カ国全体で99.9%の品目の関税撤廃を実現。

輸出額（11ヶ国向け合計約19兆円）で見ても、99.9%を達成。（即時撤廃の割合は76.6%）

○EPA未締結の米国、カナダ、NZにつき、TPP発効時点で、工業製品の無税割合が

- 米国 : 39% → 67%
- カナダ : 47% → 68%
- NZ : 79% → 98%

に直ちに上昇。（3ヶ国合計で約7兆8,000億円分）

米 国

- ・ 全体として、工業製品の輸出額（約10兆円）の100%の関税撤廃を実現。
- ・ 自動車部品（輸出額2兆円弱：現行税率主に2.5%）に関し、8割以上の即時撤廃で合意。これは米韓FTAの内容を上回る高い水準。

<即時撤廃率>

- 日米（TPP）：品目数：87.4%、輸出額：81.3%
- 米韓FTA：品目数：83.0%、輸出額：77.5%
- ・ 乗用車（現行税率2.5%）は、15年目から削減開始、20年目で半減、22年目で0.5%まで削減、25年目で撤廃。
- ・ 日米並行交渉の結果、自動車分野の非関税措置やセーフガード措置、紛争解決手続等に関するルールを日米の譲許表に付表として規定。
- ・ 自動車に次ぐ主力分野である家電、産業用機械、化学では、輸出額の99%以上の即時撤廃を実現。

カナダ

- ・ 全体として、工業製品の輸出額（約 1 兆円）の 100%の関税撤廃を実現。
- ・ 乗用車（輸出の約 3 割：現行税率 6.1%）について、5 年目撤廃を実現。これは、既に交渉が終了しているカナダ・EFTAの内容（8 年目撤廃）を上回る高い水準。
- ・ 自動車部品（現行税率 主に 6.0%）は、日本からの輸出の 9 割弱が即時撤廃。

<即時撤廃率>

- 日加（TPP）：品目数：95.4%、貿易額：87.5%
- 加韓 FTA：品目数：72.2%、貿易額：59.1%
- ・ 自動車分野のセーフガード措置、紛争解決手続等に関するルールを日加の譲許表に付表として規定。
- ・ 自動車に次ぐ主力分野である化学、家電、産業用機械では、輸出額の 99%以上の即時撤廃を実現。

ニュージーランド

- ・ 輸出額の 98%以上の工業製品が即時撤廃。残りも 7 年目までには完全無税化。

豪州

- ・ 輸出額約 1 兆円のうち、日豪 EPA では 82.6%が即時撤廃されたが、TPP ではこれを上回る 94.2%の即時撤廃で合意。特に、主力の乗用車、バス、トラック（輸出の 5 割弱：現行税率 5%）の新車は、100%即時撤廃。日豪 EPA（輸出額の 75%が即時撤廃）からの深掘りを実現。

ベトナム

- ・ 日ベトナム EPA で最終的には工業製品の輸出額の 92%が関税撤廃される予定だが、TPP ではこれに加え、特に輸出関心の高い 3,000cc 超の乗用車（現行、最高 70%弱の高関税で保護）について、10 年目撤廃を実現。

（注）日米自動車並行交渉（主要項目の概要）

- ・ 強制規格等の策定過程の透明性確保
 - － 自動車の設計等に実質的な変更を要する強制規格等について、義務化まで 12 ヶ月以上の期間を設ける。
 - － 強制規格等に関する審議会の運営における透明性を確保。
- ・ 基準の調和
 - － 国連基準に調和していない日本の基準に関して、対応する米国の基準が日本の基準と同等以上に厳格であると我が国が認める場合には、その米国の基準に適合する自動車は日本の基準に適合するものとみなす（我が国の基準は一切引き下げない）。
- ・ PHP（Preferential Handling Procedure）：輸入自動車特別取扱制度

- －財政上の奨励措置からP H P車を排除しない形でP H Pを適用。
- ・特別な経過的セーフガード措置
 - －T P P協定一般の経過的セーフガード措置を強化：利用可能期間（関税撤廃の10年後まで）、発動回数（複数回発動可能）、発動期間（2年＋延長2年）等。
- ・特別な加速された紛争解決手続
 - －T P P協定一般の紛争解決手続と比較して、協議開始やパネル設置、報告書の発出までの期間を短縮。
 - －米国は日本による協定違反に対し最恵国待遇（MFN）税率への引上げ（スナッフバック）や関税削減時期の延期（後倒し）が可能。日本は、米国による協定違反に対し、米国の対抗措置に相当する規模で、自動車以外の有税品目の関税引上げが可能。

2. 物品以外の市場アクセス

（1）サービス・投資

市場アクセス改善については、原則すべてのサービス及び投資分野を自由化の対象とし、規制の根拠となる措置や分野を列挙。日本企業の海外進出の観点から、諸規制の緩和や撤廃が進んだうえ、現状が明確化され、透明性が向上。

* 個別の具体的成果として、我が国産業界からの主要関心分野であったコンビニを含む流通業における外資規制の緩和。

（例）ベトナム

T P P発効後5年の猶予期間を経て、コンビニ、スーパー等の小売流通業の出店について、ベトナム全土において、「経済需要テスト（Economic Needs Test）」^{（注）}を廃止。

（注）出店地域の店舗数や当該地域の規模等に基づく出店審査制度

（例）マレーシア

小売業（コンビニ）への外資規制の緩和（コンビニへの外資出資禁止→出資上限30%）
小売業の諸手続が緩和され、透明性も向上

* その他の外資に対する規制緩和の例

（例）ベトナム

- ・電気通信業の外資出資比率規制の緩和（65%→75%等）
- ・地場銀行への外資出資比率規制の緩和（15%→20%等）

（例）マレーシア

- ・外国銀行の支店数の上限拡大（8支店→16支店）
- ・外国銀行の店舗外の新規ATM設置制限の原則撤廃
- ・国営再保険事業体からの再保険購入義務の緩和（購入割合一律30%→2.5%）
- ・信用格付会社への外資出資比率規制の撤廃（現行上限49%）
- ・ブミプトラ政策に関する留保が大幅に限定。留保内容が明確化。

（例）カナダ

- ・投資の事前審査の閾値の引き上げ（369百万カナダ・ドル→15億カナダ・ドル）

* クールジャパン推進の障害となりうる文化関連規制も限定された。

(例) カナダ

- ・ オンラインで提供される外国の音響映像コンテンツに対して規制を設けない。

(例) ベトナム

- ・ 劇場、ライブハウス等娯楽サービスの外資規制緩和（現行上限 49%→51%）、国内映画優先指定の緩和。

(2) 政府調達

- ・ ベトナム、マレーシア、ブルネイにおける日本企業の政府調達市場参入機会を初めて国際約束として規定。
- ・ 米国、豪州、カナダ、シンガポールは既存の国際約束以上の対象機関について政府調達市場を開放。
- ・ 豪州、チリ、ペルーは既存の国際約束より対象となる調達の基準額を引き下げ。

(3) ビジネス関係者の一時的な入国

- ・ 米国及びシンガポール以外の全ての国について一時的な入国及び滞在を認める自然人のカテゴリー及び滞在期間に関し、WTO・GATSを上回る約束。

(例) カナダ、マレーシア及びペルーについて滞在可能期間の長期化を実現。オーストラリア、カナダ、メキシコ、チリ等は、「短期商用訪問者」以外のカテゴリーの自然人が帯同する配偶者についても本人と同一の滞在期間を許可することを約束。

Ⅲ. ルール分野の概要

第2章. 内国民待遇及び物品の市場アクセス

物品の貿易に関して、各国の譲許表に従い関税を撤廃等することを規定するとともに、内国民待遇、輸出入の制限、再製造品の取扱い、輸出入許可手続の透明性、行政上の手数料及び手続、輸出税等、物品の貿易を行う上での基本的なルールを規定する。また、農産品の貿易に関連する、輸出補助金、輸出制限等について規定するほか、遺伝子組換え作物に関する情報交換等についても規定する。

また、本章の附属書である譲許表には、個別品目の関税の撤廃又は削減の方式、関税割当の詳細、個別品目のセーフガード等が規定されている。

本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

(1) 輸出税の新設・維持の禁止

※マレーシア（石油、パーム油、木材、魚等）及びベトナム（鉱物資源等）の輸出税が原則撤廃される。

(2) 輸入許可手続の透明化

輸入許可手続を新設する場合又は現行の手続を修正する場合は、施行の 60 日前までに通報を行う努力義務や締約国からの合理的な質問に対する応答義務（60 日以内に応答）を規定。

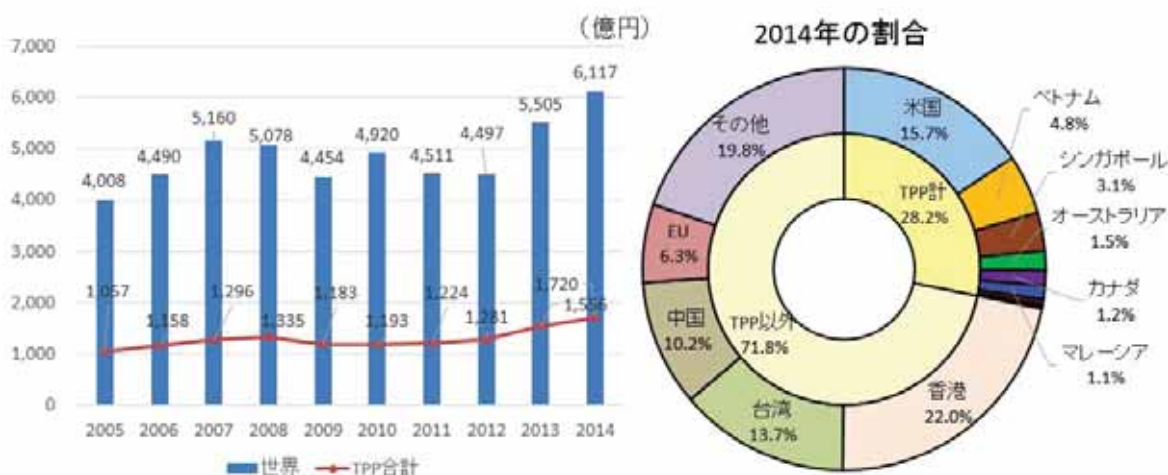
(3) 輸出許可手続の透明化

輸出許可手続を新設する場合又は現行の手続を修正する場合は、遅くとも施行後 30 日以内に公表する義務等を規定。

(4) 食料の輸出制限の規律強化

食料の輸出制限について、その適用期間を原則 6 ヶ月間とすること等、WTO 協定には定められていない規定が設けられたことで、輸入国側の食糧安全保障の強化に寄与することが期待される。

我が国の農林水産物のTPP協定交渉参加国への輸出額推移



出典：農林水産省二国間貿易実績より作成

第 3 章. 原産地規則及び原産地手続

輸入される製品について、関税の撤廃・引下げの関税上の特惠待遇の対象となる TPP 域内の原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための証明手続等を定める。

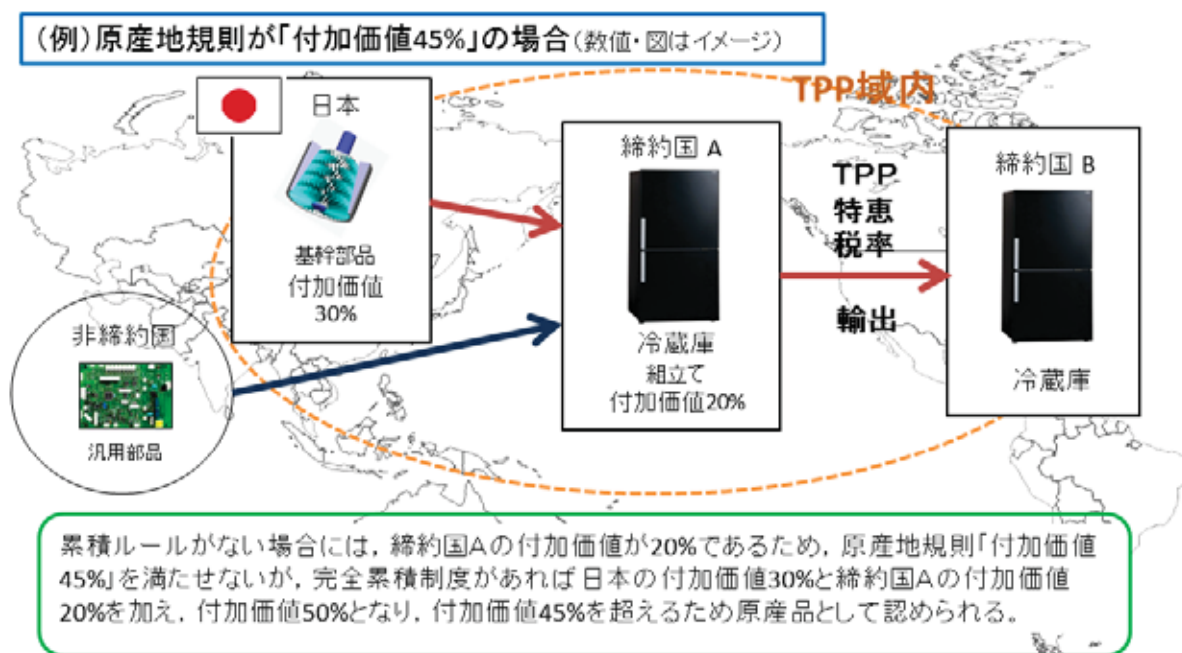
本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

- (1) TPP 特惠税率の適用が可能な 12 か国内の原産地規則の統一（事業者の制度利用負担の緩和）
- (2) 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入（貿易手続の円滑化）

(3) 完全累積制度の実現

TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。日本が締結済みのEPAにおいても、メキシコ、ペルー等で完全累積制度を採用している。

(参考)「完全累積制度」概念図



(4) 広域FTA化による原産品輸送の容易化(立証負担の緩和)

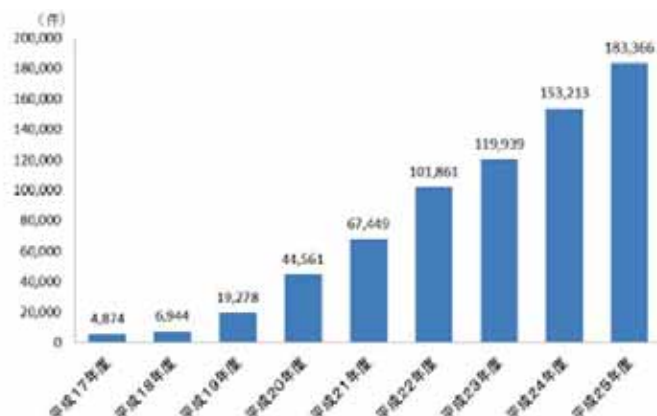
二国間のFTAにおいては、製品の輸送の際に第三国を経由した場合には、当該貨物の原産性が維持されているか否かについて輸入国税関に対し立証する負担がある。一方で、TPPは全ての締約国を一つの領域とみなす広域FTAであり、全ての締約国の領域内を移動する限りにおいては、貨物の原産性が維持されることになる。

なお、自動車の原産地規則について、完成車については、控除方式による付加価値基準を用いる場合は55%となっている。また、その場合における特定の部品7品目(注)については、協定上明記された加工工程のどれか一つでもTPP域内で行われれば原産性が付与される制度が導入されている。

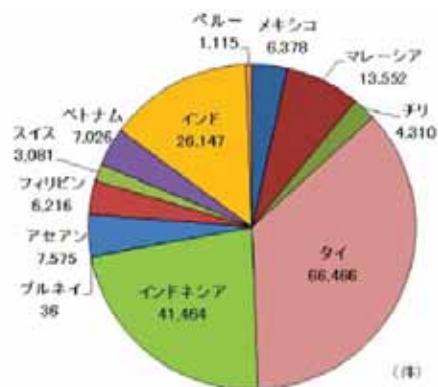
自動車部品については、基本的には、関税分類変更基準と付加価値基準の選択制であり、控除方式による付加価値基準の場合は、品目に応じて45%~55%となっている。また、この控除方式による付加価値基準の場合に45%を超える分については、構成部品について協定上明記された加工工程のどれか一つでもTPP域内で加工されれば、原産性が付与される。

(注) 強化ガラス、合わせガラス、乗用車用車体、貨物自動車等の車体、バンパー、ドア、車軸

EPAに基づく特定原産地証明書の発給件数の推移



国別発給件数(平成25年度)

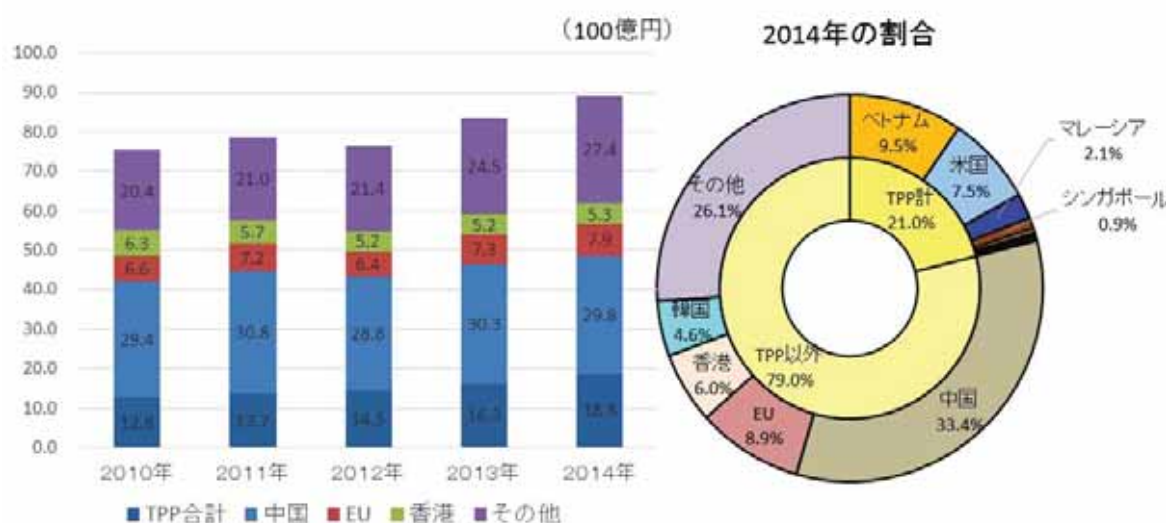


出典：経済産業省資料

第4章 繊維及び繊維製品

内国民待遇及び物品に関する市場アクセス章、原産地規則及び原産地手続章、貿易救済章とは別に、TPP域内における繊維及び繊維製品の貿易に関する原産地規則及び緊急措置（セーフガード措置）等を規定する。具体的には、原産地規則や緊急措置のほか、関税法令違反等に係る締約国間の協力、原産品であること等の確認等について規定する。

我が国の繊維品のTPP協定交渉参加国への輸出額推移



出典：財務省貿易統計より作成

第5章. 税関当局及び貿易円滑化

税関手続について予見可能性、一貫性及び透明性のある適用を確保するとともに、締約国間の協力の促進、国際基準への調和、通関等の手続の迅速化、行政上及び司法上の審査の確保等について規定。

本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

- (1) 迅速通関（関税法の遵守を確保するために必要な期間（可能な限り貨物の到着から48時間以内）に引取りを許可）
- (2) 急送貨物（通常の状態において、必要な税関書類の提出後6時間以内に引取りを許可）
- (3) 輸入者、輸出者又は生産者の要請による書面での事前教示制度（関税分類、原産性等）（150日以内に回答）
- (4) 自動化（輸出入手続を、単一の窓口において、電子的に完了することができるよう努める）

第6章. 貿易上の救済

輸入急増による国内産業への重大な損害を防止するため、一時的に緊急措置（経過的セーフガード措置）をとることができる旨を規定する他、ダンピング防止措置及び相殺関税措置に関する規定を置いている。

経過的セーフガード措置については、締約国が、一定の経過期間（協定発効から3年間。ただし、特定の製品の関税撤廃がそれよりも長い期間にわたって行われる場合は当該製品についての段階的な撤廃期間）の間、この協定に基づく関税の引下げ又は撤廃の結果として原産品の輸入が急増したことにより、同種の又は直接に競合する産品を生産する国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こしている場合には、この協定の下での関税譲許を一時的に停止するか、一定の水準まで関税を引き上げることができること等を規定している。

ダンピング防止措置及び相殺関税措置については、WTO協定における権利・義務を確認するとともに、透明性及び適正な手続を推進する観点から、義務規定ではない形で、対面による情報の検証等の具体的手続を規定している。

なお、セーフガード措置については、同一産品に対する二回以上の経過的セーフガード措置の発動の禁止等、WTO協定にはない内容が規定されており、各締約国による経過的セーフガード措置の濫用を抑制する効果が期待される。

ダンピング防止措置については、義務規定ではないものの、透明性及び適切な手続を推進する措置として締約国が認めるものとして、調査過程等における具体的手続が規定されており、これらの措置が規範として共有されることにより、各締約国によるダンピング防止措置の濫用を抑制する効果が期待される。

第7章. 衛生植物検疫（SPS）措置

人、動物又は植物の生命又は健康を保護しつつ、各締約国が実施する衛生植物検疫措置が貿易に対する不当な障害をもたらすことのないようにすることを確保することに関する規定を設けている。WTO・SPS協定の内容を上回る規定として、締約国がWTO衛生植物検疫委員会の関連する指針並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮することや各締約国のSPS措置に係る手続の透明性の向上に関する規定等がある。

更に、地域的な状況に対応した調整、措置の同等、科学及び危険性の分析、監査、輸入検査、証明、透明性、協議等について規定。

次のような規定により、我が国から農産物を輸出する際の障壁の改善が図られるものと期待される。

- (1) 自国の物品の輸入に関連する全てのSPS措置に関する情報を、求めに応じ、他の締約国に提供する。
- (2) SPS章の規定の下で生ずる事項について懸念がある場合には、180日以内に解決することを目的として、要請の受領から37日以内に専門家が関与する協議（TPP協定独自の協力的な技術的協議）を求めることができる。

SPS章は、科学的な原則に基づいて、加盟国に食品の安全（人の健康又は生命の保護）を確保するために必要な措置をとる権利を認めるWTO・SPS協定を踏まえた規定となっており、日本の制度変更が必要となる規定は設けられておらず、日本の食品の安全が脅かされるようなことはない。

第8章. 貿易の技術的障害（TBT）

強制規格、任意規格及び適合性評価手続の導入に際し、他の締約国の利害関係者の参加及び意見提出の機会を与えること、国際規格に適合的な措置であっても貿易に著しい影響を与える場合はWTOに通報すること、WTO通報と同時に締約国に当該通報及び提案を電子的に送付すること等を規定している。

また、透明性強化の観点から十分なリードタイムを確保するべく、強制規格及び適合性評価手続の導入に際し、他の締約国及び他の締約国の利害関係者が意見を提出する期間を通常60日間とすることや、TBT協定に規定する強制規格及び適合性評価手続に関する要件の公表と実施の間に設ける「適当な期間」を6ヶ月以上とすることも規定されている。

TPP協定のTBT章では、これらのWTO・TBT協定では規定されていない義務が規定されており、我が国が他の締約国による強制規格等の策定に関する情報を確実に入手し、要望等を提出することが容易となり、我が国企業が他の締約国に

において活動する際の予見可能性が高まることが期待される。

遺伝子組換え食品表示を含め、食品の表示要件に関する日本の制度の変更が必要となる規定は設けられていない。

第9章. 投資

投資財産の設立段階及び設立後の内国民待遇及び最恵国待遇、投資財産に対する公正衡平待遇並びに十分な保護及び保障、特定措置の履行要求（現地調達、技術移転等）の原則禁止、正当な補償等を伴わない収用の禁止等を規定している。

また、投資家と国との間の紛争の解決（ISDS）のための手続も規定している。

我が国にとってメリットが大きいと考えられる投資章の主な規定は、以下のようなものである。

(1) 投資財産の設立段階及び設立後の内国民待遇及び最恵国待遇

(2) 投資家に対する特定の措置の履行要求の禁止（例：ローカルコンテンツ要求、技術移転要求、投資家が締結するライセンス契約に関するロイヤリティ規制の禁止※、特定技術使用要求の禁止等）

※例えば、特定のロイヤリティ率の採用を義務づけることの禁止

(3) ISDS手続の採用

※EPA未締結国（米国、カナダ、ニュージーランド）及び豪州について新たに採用

※日本が締結済みのEPAでカバーされていない分野例

- ・マレーシア：内国民待遇違反や特定措置履行要求違反は従来対象外。
- ・シンガポール：最恵国待遇違反は従来対象外。
- ・オーストラリア：日・豪EPAではISDSを採用せず（再協議）。
- ・インフラ整備等に関する国と投資家の間の契約（投資に関する合意）の違反も原則ISDSの対象になる。

(4) 地方政府の措置に関する国家間協議メカニズムの導入

米国、カナダ、オーストラリア等の連邦制国家では州政府が多くの規制を行っているところ、地方政府による協定違反の投資規制に対して国家間で対応策を協議するメカニズムを新たに導入。

ISDS手続に関しては、例えば、以下のような濫訴抑制につながる規定が置かれている。

- 仲裁廷は、国家の義務違反の有無を判断する段階に至る前に、訴えが仲裁廷の権限の範囲外であるとの被申立国による異議等について決定を行う。
- 全ての事案の判断内容等を原則として公開することを義務付ける。

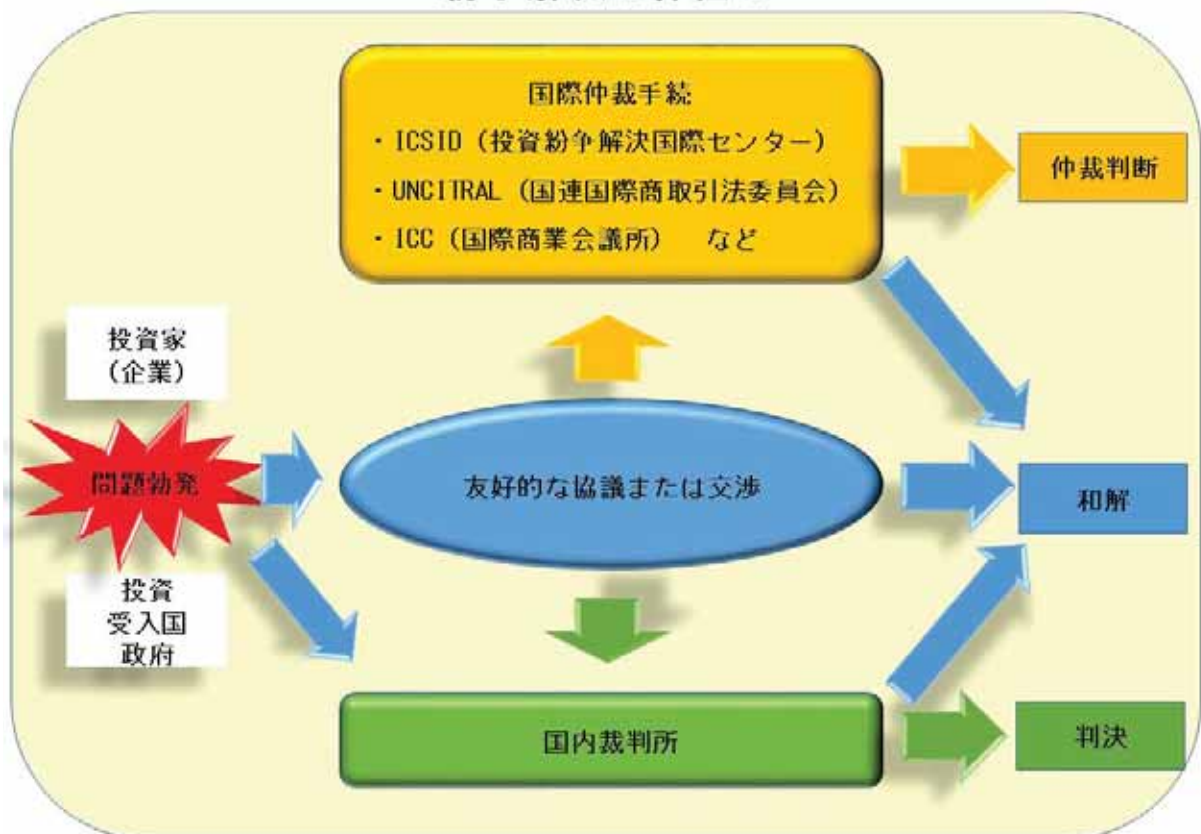
○ 申立て期間を一定の期間に制限する。

また、TPP協定投資章において、投資受入国が正当な公共目的等に基づく規制措置を採用することが妨げられないことが確認されている。

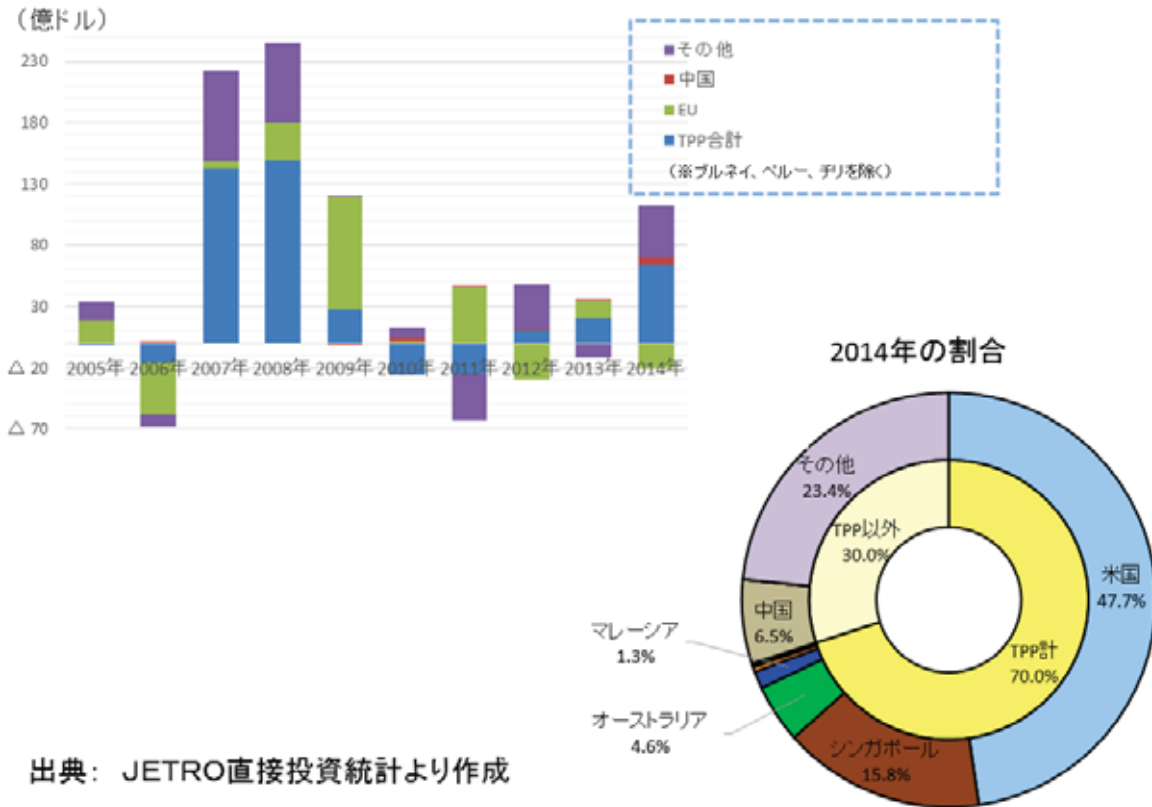
なお、日本がこれまで締結してきた投資関連協定（投資協定及びEPA投資章）にも、TPP協定の投資章に類似する規定は見られるが、本章は下記の点で意義を有する。

- (1) 米国、カナダ及びニュージーランドとの間では、これまで投資関連協定が締結されていないため、これらの国における我が国投資家の保護のための国際法上の枠組みは、TPP協定の投資章によって初めて提供される。
- (2) 既存の投資関連協定の中には、特定の事項について投資家保護が定められていないものもある（例：日・豪EPAにはISDSが含まれていない。）が、TPP協定の投資章はその規律範囲が包括的であるため、こうした既存の協定を補完する機能を果たす。
- (3) 新たな特定措置の履行要求を禁止する等、これまでの投資関連協定に含まれていなかった規定が含まれている。

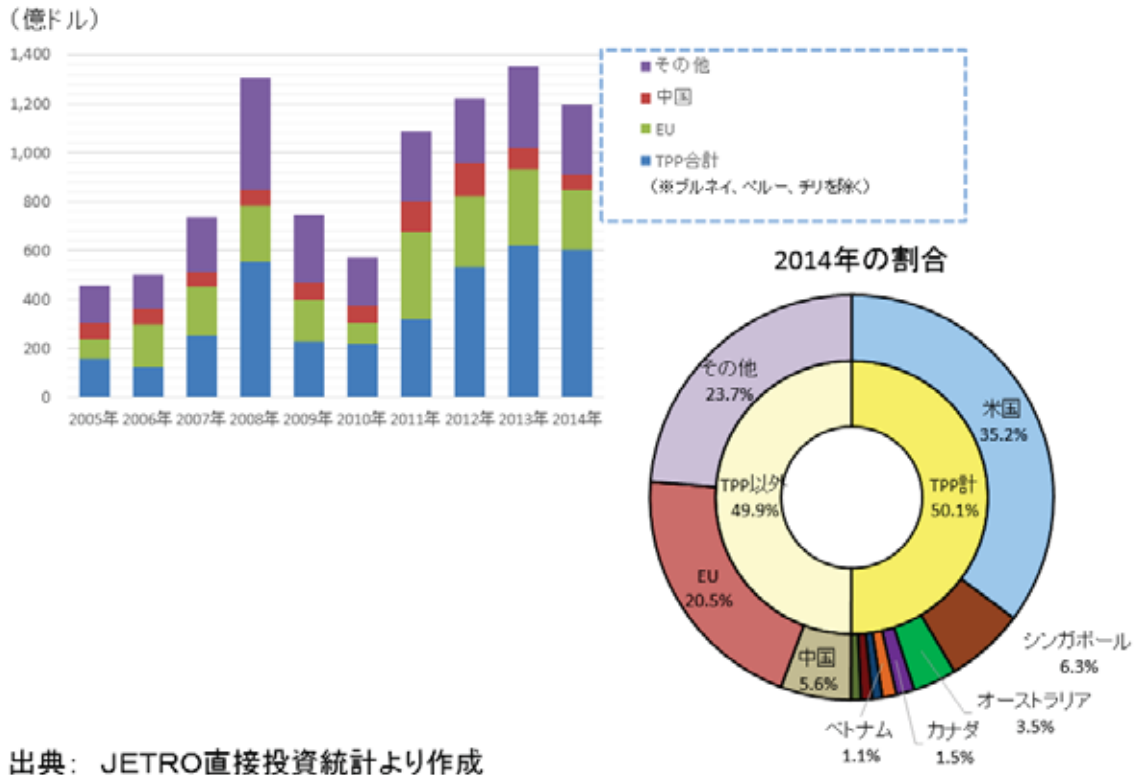
紛争解決の枠組み



我が国の国別対内直接投資額推移(フロー)



我が国の国別対外直接投資額推移(フロー)



第10章. 国境を越えるサービスの貿易

国境を越える取引、海外における消費の態様によるサービスの提供、自然人の移動によるサービスの提供に関し、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス（数量制限の禁止等）等について規定している。

原則全てのサービス分野を対象とした上で、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス等の義務が適用されない措置や分野を附属書に列挙する方式（いわゆるネガティブ・リスト方式）を採用している。これは、WTOのサービスの貿易に関する一般協定（GATS）が採用している上述の義務の遵守を約束する分野のみを列挙する方式（いわゆるポジティブ・リスト方式）と比較して規制の現状が一目でわかるため透明性・法的安定性・予見可能性が高い。

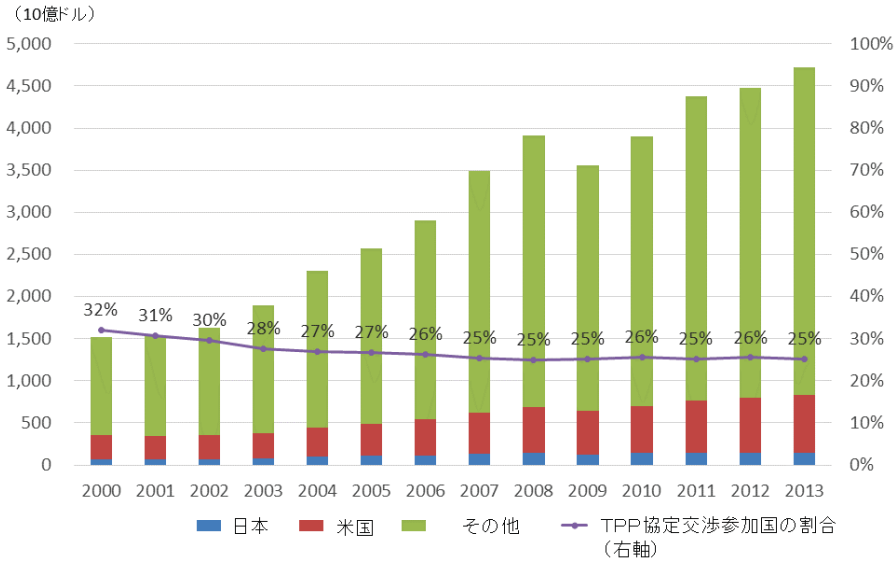
※ 我が国がTPP加盟国と締結している既存EPAでネガティブ・リスト方式を採用しているのはメキシコ、チリ、ペルー及び豪州のみ。

また、内国民待遇等の自由化に関わる規律を適用しないことが認められた措置について、協定発効後に、規制の緩和や撤廃を行った場合は、変更時点でとられている措置よりも後退しない、すなわち自由化の程度をより悪化させないことを約束するラチェット条項が置かれている。この条項は、投資・サービス分野において海外で日本企業が長期的に活動するに際し、規制の予見可能性が高まることを通じて、想定外の規制強化によって損害を被ることを防ぐ効果がある。他方、政策上、将来にわたって規制を導入し、又は強化する必要がある分野については、留保することが認められている（「包括的な留保」＝いわゆる「将来留保」）。包括的な留保をした分野にはラチェット条項は適用されない。

さらに、米国、カナダ、オーストラリア等の連邦制国家では州政府が多くの規制を行っているところ、地方政府による協定違反の規制に対して国家間で対応策を協議するメカニズムを新たに導入した。

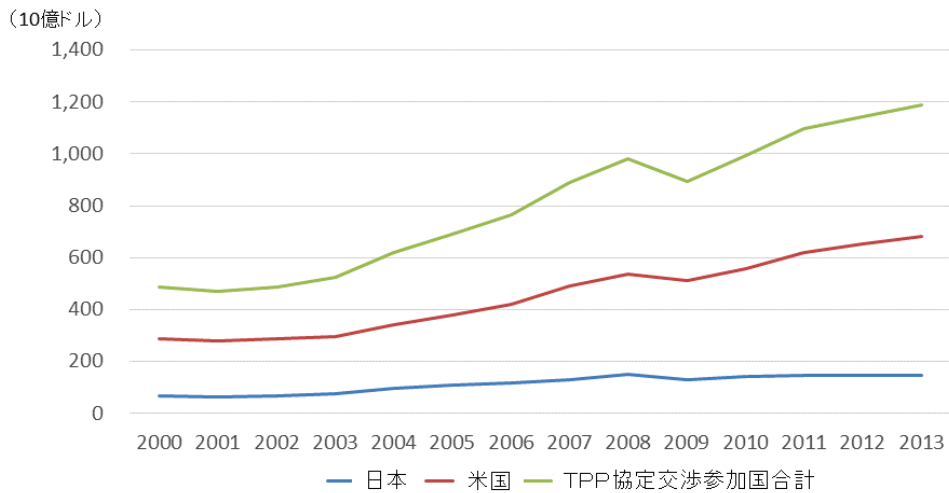
日本は、社会事業サービス（保健、社会保障、社会保険等）、政府財産、公営競技等、放送業、初等及び中等教育、エネルギー産業、領海等における漁業、警備業、土地取引等について包括的な留保を行っている。

世界のサービス輸出総額推移



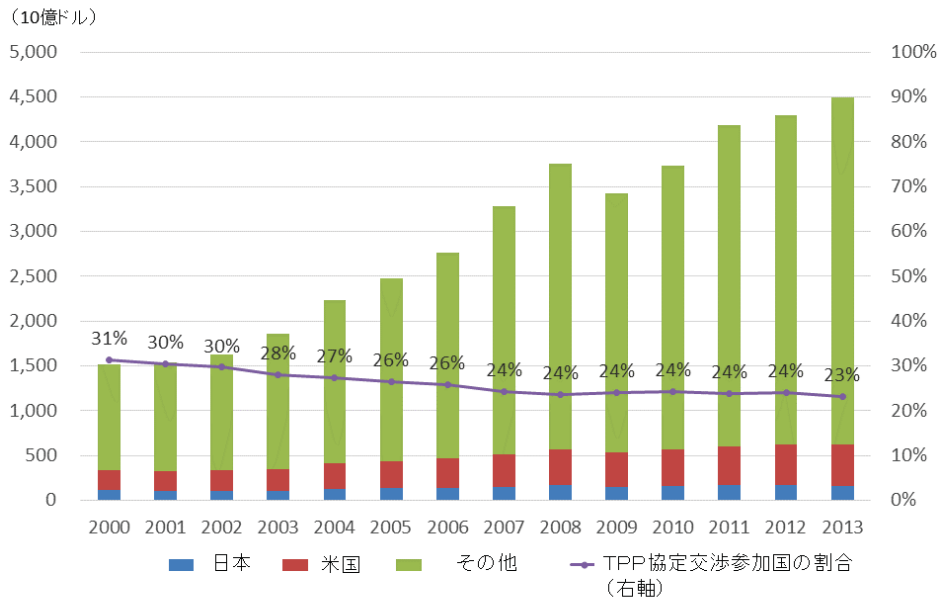
出典：UNCTAD statより作成

TPP協定交渉参加国及び日本のサービス輸出額推移

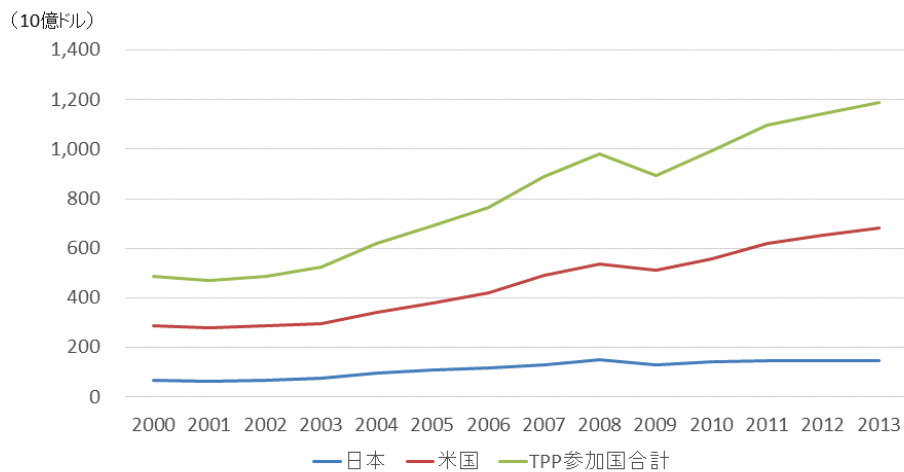


出典：UNCTAD statより作成

世界のサービス輸入総額推移



TPP参加国及び日本のサービス輸出額推移



第 11 章. 金融サービス

越境での金融サービスの提供等に関し、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス制限の禁止、行政における透明性の確保といったWTO協定と同種の規律のほか、経営幹部等の国籍・居住要件の禁止、支払・清算システムへのアクセス許可、保険サービス提供の迅速化等の貿易自由化の促進のための規律を協定本文で定めている。

また、連邦制国家の州政府による規制措置について、①情報提供の要請や、②当該措置により金融サービス提供上の重大な障害が生じている場合における国家間の協議の要請に係るメカニズムが設けられている。

なお、金融サービス章の規定は、公的年金計画又は社会保障に係る法律上の制度の一部を形成する活動・サービス（公的医療保険を含む）、締約国の勘定、保証又は財源を利用して行われる活動・サービスには適用されないこととなっている。

世界の銀行預金額の推移

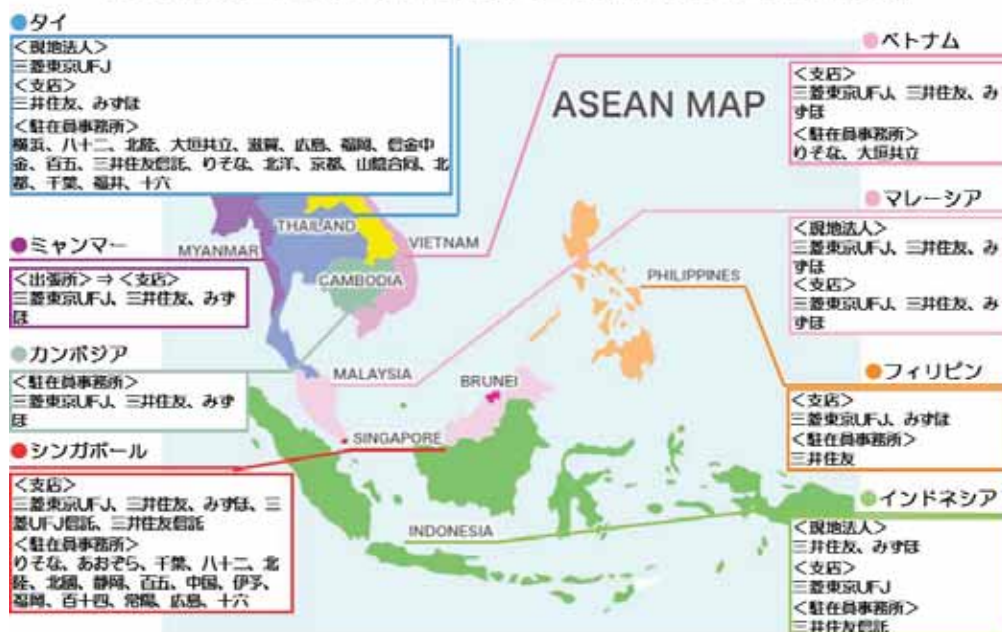


(データ) National central banks; Mckinsey Global Banking pools; Mckinsey Global Institute analysis

(注) 流通貨幣、金融商品市場、銀行以外の金融機関行う預金は除く。

出典: Mckinsey&Compy Mapping global capital market 2011

ASEAN諸国における邦銀の進出状況(2015年3月末時点)



出典: 金融庁資料

第 1 2 章. ビジネス関係者の一時的な入国

締約国間のビジネス関係者の一時的な入国の許可、そのための要件、申請手続の迅速化及び透明性の向上等につき規定している。

日本は、「短期の商用訪問者」、「企業内転勤者」、「投資家」、「資格を有する自由職業家」（弁護士、公認会計士等を含む。）、「独立の自由職業家」、「契約に基づくサービス提供者」及び「（「短期の商用訪問者」を除く）それらの者に同行する配偶者及び子」に対し、入国及び一時的な滞在を許可することを約束しているが、いわゆる「単純労働者」の受入れを義務付けるような規定はない。

なお、出入国管理に関する文書の申請手続における透明性の確保、一時的な入国の要件の変更や申請の処理にかかる標準的な期間の公表等の情報提供にかかる約束、査証の処理や国境の安全に係る協力活動の検討に関する約束などが、WTO協定（GATS）にはない新しい要素として規定されている。

第 1 3 章. 電気通信

公衆電気通信サービスへのアクセス及びその利用に関する措置等のサービス貿易一般協定（GATS）電気通信附属書と同種の規律の他、競争条件の確保のためのセーフガード、主要なサービス提供者との相互接続等のGATS第四議定書と同種の規律、国際移動端末ローミング、再販売等の電気通信分野に係る貿易促進のための規律等を規定。

GATSや我が国が締結済みのEPAを越える様々な新しい規律が設けられたことにより、我が国電気通信事業者の海外展開の促進や消費者の利便向上等が図られることが期待される。

例えば、国際移動端末ローミング・サービスについて、透明性のある、かつ合理的な料金を促進することについて協力するよう努めること等をTPP協定で規定したことによって、ローミング料金の低廉化に貢献し得るものと考えられる。

国内事業者の国際データローミングの料金例

	オーストラリア	マレーシア	シンガポール
事業者名	日額	日額	日額
A社	1,280円 (最大30MB)	980円 (最大30MB)	980円 (最大30MB)
B社	1,980円 (最大24.4MB)	1,980円 (最大24.4MB)	1,980円 (最大24.4MB)
C社	1,980円 (最大25MB)	1,980円 (最大25MB)	1,980円 (最大25MB)

※ 日本の事業者と契約しているユーザーが海外で国際データローミングに係る1日定額プランを利用した場合の料金。

出典：事業者HP

海外事業者の我が国でのデータローミングの料金例

オーストラリアの事業者 (1豪ドル=90円で換算)		マレーシアの事業者 (100円=3.13MYRで換算)		シンガポールの事業者 (100円=1.23シンガポール\$で換算)	
事業者名	日額	事業者名	日額	事業者名	日額
Telstra	900円 (最大50MB)	CELCOM	1,214円	SingTel	1,626円
Optus	900円 (最大50MB)	MAXIS	1,214円	StarHub	1,463円
Vodafone	450円	DiGi	1,789円	M1	1,220円

※ 海外の事業者と契約しているユーザーが我が国で国際データローミングに係る1日定額プランを利用した場合の料金。

出典：事業者HP

第14章 電子商取引

TPP協定の電子商取引章は、WTO協定には規定はなく、また我が国が締結済みのEPAの電子商取引章と比較しても、包括的かつ高いレベルの内容が達成されている。具体的には以下の内容が規定されている。

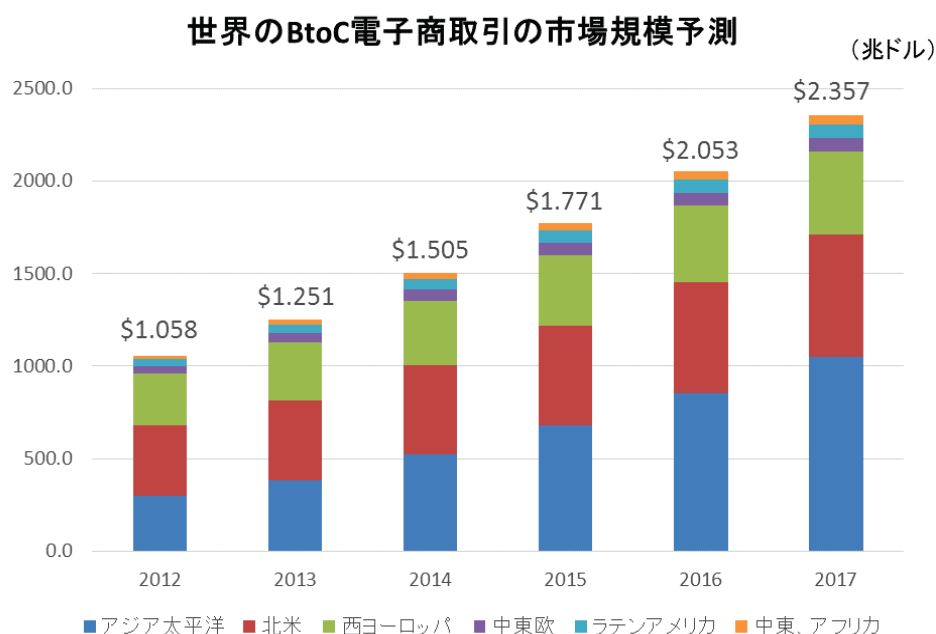
- (1) 締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課してはならない。
- (2) 他の締約国において生産等されたデジタル・プロダクト（コンピュータ・プログラム等、デジタル式に符号化され、商業的販売又は流通のために生産され、電子的に送信されることが出来るもの）に対し、同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。

- (3) 企業等のビジネスの遂行のためである場合には、電子的手段による国境を越える情報（個人情報を含む。）の移転を認める。（注）
- (4) 企業等が自国の領域内でビジネスを遂行するための条件として、コンピュータ関連設備を自国の領域内に設置すること等を要求してはならない。（注）
- (5) 他の締約国の者が所有する大量販売用ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを原則として要求してはならない。
- （注：（3）及び（4）の義務に関しては、「締約国が正当な公共政策の目的を達成するため、これに適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げない」ことが確認されている。）

同時に、電子商取引利用者及びオンライン消費者の保護に関する規律が定められるなど、消費者が電子商取引を安心して利用できる環境の整備も図られている。

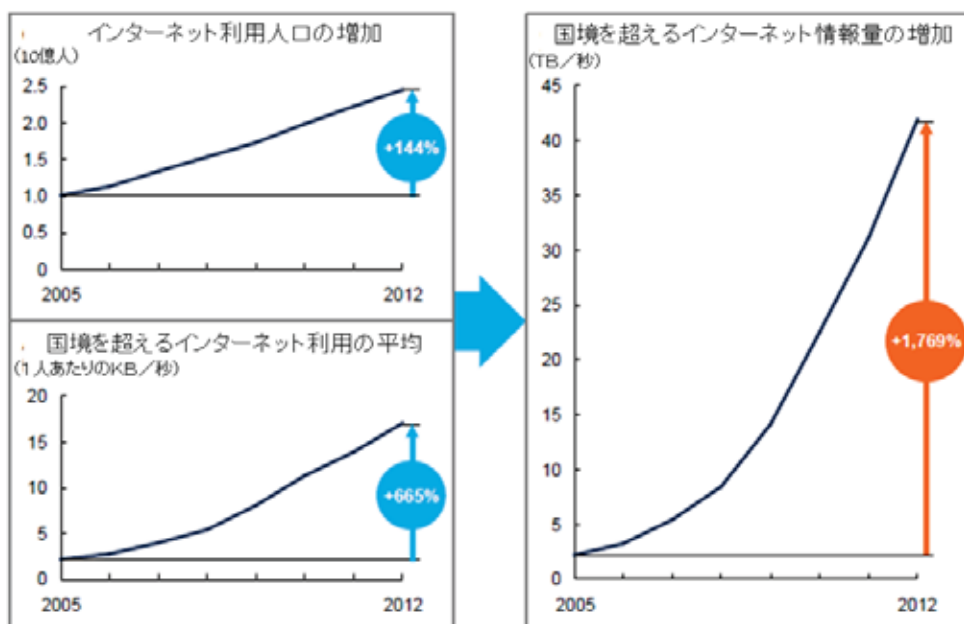
電子商取引市場は急成長しており、今後も拡大が見込まれる。多額の投資や拠点設置を伴わずに海外の消費者や企業と直接取引できる電子商取引は、中小企業が国際展開を図るに当たっても有効な手段である。

T P P 協定において、電子商取引に関する先進的かつ包括的なルールを構築したことによって、今後、域内において電子商取引が安定的かつ信頼感をもって行われる環境が整備されることが期待される。



出典：米国調査会社eMarketerレポートより作成

インターネット利用者の増加及び国境を超えるインターネット情報量



出典: Mckinsey&Company Global flows in a digital age:
How trade, finance, people, and data connect the world economy

第15章. 政府調達

特定の調達機関が基準額以上の物品及びサービスを調達する際の規律を規定している。

具体的には、公開入札を原則とすること、入札における内国民待遇及び無差別原則、調達の過程の公正性及び公平性、適用範囲のさらなる拡大（地方政府を含む）に関する交渉等について規定している。

マレーシア、ベトナム及びブルネイは、WTO政府調達協定（GPA）を締結しておらず、日本との二国間EPAにおいてもGPAと同水準の規定は置かれていない。これらの3か国との間では、TPP協定の政府調達章の対象調達について、内国民待遇、無差別待遇原則及び調達手続の透明性確保に係る詳細な手続規則が、初めて国際約束として規定された。これにより、これらの国々の政府調達市場へのアクセスが改善する。

(参考)

OECDの調査（PROCUREMENT AS % OF TOTAL SPENDING (2011)）によれば、GDPに占める政府調達の規模のOECD加盟国平均は13%となっている。

第16章. 競争政策

競争法令の制定又は維持、競争当局の維持、競争法令の執行における手続の公正な実施、締約国間及び競争当局間の協力、消費者の保護等について規定している。

なお、WTO協定には競争政策に関する規定は定められておらず、また、日本が締結済みのEPAにおいても競争法令の執行における手続の公正な実施等について定めた規定はない。

第17章. 国有企業及び指定独占企業

締約国は、国有企業及び指定独占企業が、物品又はサービスの売買を行う際、商業的考慮に従い行動すること、他の締約国の企業に対して無差別の待遇を与えることを確保すること、国有企業への非商業的な援助（贈与・商業的に存在するものよりも有利な条件での貸付け等）によって他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならないこと、国有企業及び指定独占企業に関する情報を他の締約国に提供すること等を規定している。

各締約国は、特定の規律を自国の特定の国有企業等の特定の活動については適用しないとして、国別附属書で留保している。日本は、地方政府の所有・支配する国有企業・指定独占企業を留保している。

国有企業等に特化した規律は、WTO協定及び日本が締結済みの既存のEPAには盛り込まれていない。これらの規律により、外国企業が国有企業と対等な競争条件で事業を行うことができる基盤が確保されることとなる。

(参考)

マレーシア

- ・ 国有企業は、2012年において国内の雇用の5%を占める規模
- ・ 加えて、国有企業のうち、公的事業を行う企業が33社。これらがGDPの35%(9.6兆円)を独占。さらにそのうちの2/3を三大国有企業の(Petronas(資源開発)、Tenaga Nasional(電力)、Telekom Malaysia(通信))が独占。

出典：WTO TRADE POLICY REVIEW 2014 MALAYSIA

ベトナム

- ・ 国有企業は、2011年において国内企業数の1%、雇用の14.3%を占める規模。
- ・ 加えて、国有企業だけで、GDPの33%を占める。
- ・ ベトナム政府は、2015年までに、2011年に1309あった100%政府が出資している国有企業について、692の企業を維持、573の企業については大部分の資本を保持するとともに、13の企業を解散し、31の企業を有限責任会社にする公約。

出典：WTO TRADE POLICY REVIEW 2013 VIET NAM

ブルネイ

- ・ 国有企業について、具体的な規模については不明だが、公的部門のほとんどを国有企業が独占。石油・ガス・製造・銀行・通信・航空輸送を含む様々なセクターにおいて、国有企業がほぼ独占。例えば、Royal Brunei Airlines(航空輸送)、Baiduri Bank(銀行)、Bank

Islam Brunei Darussalam(銀行)、Brunei Gas Carries(ガス)、Petroleum BRUNEI(石油)、Telbru(電気通信)。

出典：W T O TRADE POLICY REVIEW 2015 BRUNEI DARUSSALAM

第 18 章. 知的財産

T P P 協定で対象となる知的財産は、商標、地理的表示、特許、意匠、著作権、開示されていない情報等である。知的財産章は、これらの知的財産につき、W T O 協定の一部である「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(T R I P S 協定)を上回る水準の保護と、知的財産権の行使(民事上及び刑事上の権利行使手続並びに国境措置等)について規定し、もって、知的財産権の保護と利用の推進を図る内容となっている。

知的財産章の主な規定は、以下のようなものである。

- 医薬品の知的財産保護を強化する制度の導入
 - ① 特許期間延長制度(販売承認の手続の結果による効果的な特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するために特許期間の調整を認める制度)
 - ② 新薬のデータ保護期間に係るルールの構築。
 - ③ 特許リンケージ制度(後発医薬品承認時に有効特許を考慮する仕組み)
- 商標
 - ・ 商標権の取得の円滑化：国際的な商標の一括出願を規定した標章の国際登録を定めるマドリッド協定議定書(マレーシア、カナダ、ペルー等が未締結)又は商標出願手続の国際的な制度調和と簡略化を図るためのシンガポール商標法条約(マレーシア、カナダ、ペルー、メキシコ等が未締結)の締結を義務付け。
 - ・ 商標の不正使用について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設ける。
- 特許
 - ・ 特許期間延長制度(出願から5年、審査請求から3年を超過した特許出願の権利化までに生じた不合理な遅滞につき、特許期間の延長を認める制度)の導入の義務付け。
 - ・ 新規性喪失の例外規定(特許出願前に自ら発明を公表した場合等に、公表日から12月以内にその者がした特許出願に係る発明は、その公表によって新規性等が否定されないとする規定)の導入を義務付け。
- オンラインの著作権侵害の防止

インターネット上の著作権侵害コンテンツの対策のため、権利者からの通報を受けて、プロバイダー事業者が対応することで賠償免責を得る制度を導入。プロバイダー事業者が著作権侵害防止のためのインセンティブを与える制度を担保。
- 知的財産権保護の権利行使

WTO・TRIPS協定やACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）と同等又はそれを上回る規範の導入。

- (例)・不正商標商品又は著作権侵害物品の疑義のある、輸入されようとしている物品、輸出されようとしている物品、若しくは領域を通過する物品について、権限のある当局が職権で差止め等の国境措置を行う権限を付与（ただし、通過物品については、荷宛国への侵害疑義物品情報提供をもって代替することが認められる）
- ・ 営業秘密の不正取得、商標を侵害しているラベルやパッケージの使用、映画盗撮に対する刑事罰義務化
 - ・ 衛星放送やケーブルテレビの視聴を制限している暗号を不正に外す機器の製造・販売等への刑事罰及び民事上の救済措置を導入。

○ 著作権

著作権に関しては次のルール等が規定されている。

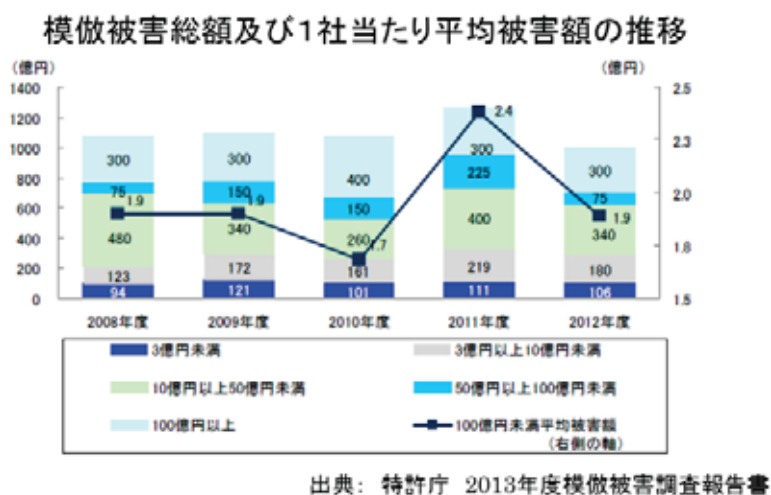
- ・ 著作物(映画を含む)、実演又はレコードの保護期間を以下の通りとする。
 - ① 自然人の生存期間に基づき計算される場合には、著作者の生存期間及び著作者の死から少なくとも70年
 - ② 自然人の生存期間に基づき計算されない場合には、次のいずれかの期間
 - (i) 当該著作物、実演又はレコードの権利者の許諾を得た最初の公表の年の終わりから少なくとも70年
 - (ii) 当該著作物、実演又はレコードの創作から一定期間内に権利者の許諾を得た公表が行われなかった場合には、当該著作物、実演又はレコードの創作の年の終わりから少なくとも70年
- ・ 故意による商業的規模の著作物の違法な複製等を非親告罪とする。ただし、市場における原著作物等の収益性に大きな影響を与えない場合はこの限りではない。
- ・ 著作権等の侵害について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設ける。

○ 地理的表示(GI)

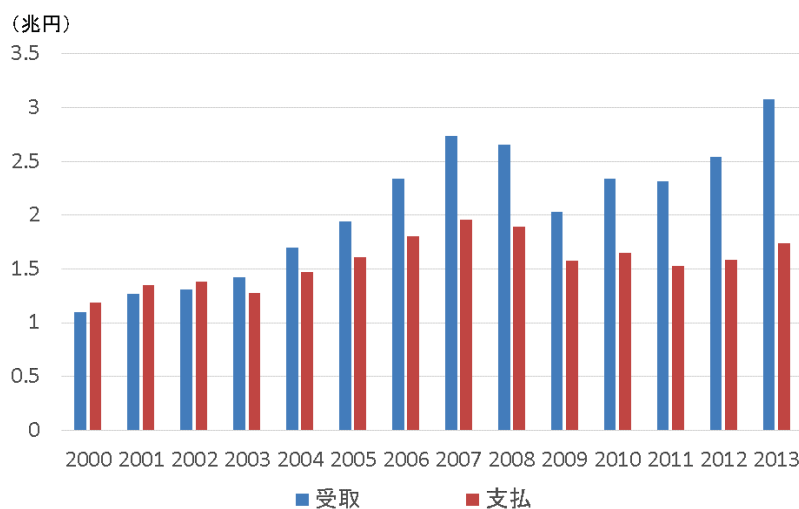
地理的表示の保護又は認定のための行政手続を定める場合、①過度の負担となる手続を課することなく申請等を処理すること、②申請等の対象である地理的表示を公開し、これに対して異議を申し立てる手続を定めること、③地理的表示の保護又は認定の取消しについて定めること等が規定されている。

(参考)

2007年度～2011年度において日本で特許出願等を行った国内の企業・団体のうち合計出願件数の多い企業・団体上位8081社に以下のアンケートを実施(そのうち回答のあった4,323社についてアンケート結果)。



知的財産権等使用料(受取・支払)の推移



第19章 労働

国際的に認められた労働者の権利に直接関係する締約国の法律等（以下「労働法令」という。）を執行すること、国際労働機関の1998年の労働における基本的な原則及び権利に関する宣言並びにその実施に関する措置（ILO宣言）に述べられている権利（強制労働の撤廃、児童労働の廃止、雇用・職業に関する差別の撤廃等）

を自国の法律等において採用・維持すること、労働法令についての啓発の促進及び公衆による関与のための枠組み、協力に関する原則等について定める。

日本は、TPP協定の労働章において、各締約国が保障すべきこととされている労働者の権利に関係する国内法令を既に有していることから、追加的な法的措置が必要となるものはないが、これらの規定により各締約国で労働者の権利保護が進めば、公正・公平な競争条件の確保につながり、ひいては、我が国企業の相対的な競争力強化につながることが期待される。

(参考) WTOには労働に関する協定はなく、また、我が国が締結済みのEPAにおいても、労働に関する規定が設けられた例はあるが、独立の章が設けられたことはない。

第20章. 環境

相互に補完的な貿易及び環境に関する政策の促進、高い水準の環境の保護及び効果的な環境法令の執行の促進、貿易に関連する環境問題に対処するための締約国の能力を高めることを目的として、環境に関する多数国間の協定の約束の確認及び更なる協力のためのルール、漁業の保存及び持続可能な管理に関するルール、野生動植物の違法な採捕及び取引に対処するためのルール等について規定。

日本は既に高いレベルで環境保護施策を講じており、TPP協定において他の締約国も高水準の規律に服することが明確化されたことで、対等な競争条件が整い、健全な競争が確保される。

(参考) WTOには環境に関する協定はなく、また、我が国が締結済みのEPAにおいても、環境に関する規定が設けられた例はあるが、独立の章が設けられたことはない。

漁業補助金に関しては、①漁獲に対する補助金であって、濫獲された状態にある魚類資源に悪影響を及ぼすもの、②IUU漁業※に従事する漁船に対して交付される漁業補助金を禁止している。持続的漁業の発展、多面的機能の発揮や震災復興に必要な日本の漁業補助金については、禁止される補助金には該当せず、引き続きその交付が可能。

※IUU漁業…違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業 (illegal, unreported, and unregulated fishing)

第21章. 協力及び能力開発

TPP協定の実施及びTPP協定の利益の増大を支援するための協力及び能力開発の活動であって経済成長及び開発を加速させることを目的とするものを行い、強化する旨を規定するほか、協力及び能力開発を行う分野、小委員会の設置、締約国間の開発の水準の相違を認められた資源の提供等について規定している。なお、協力及び能力開発章の規定の下で生ずる事項については、紛争解決章の規定による紛争解決の対象外とすることを規定している。

第 2 2 章. 競争力及びビジネスの円滑化

締約国は、競争力及びビジネスの円滑化に関する小委員会を設置し、自由貿易地域における経済統合及び開発を促進する競争的な環境を形成する努力を支援するための取組を行うこと、サプライチェーンの発展及び強化を促進するため本協定を実施する方法を探求すること、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援する活動を行うこと等を規定している。なお、競争力及びビジネスの円滑化章の規定の下で生ずる事項については、紛争解決章の規定による紛争解決の対象外とすることを規定している。

第 2 3 章. 開発

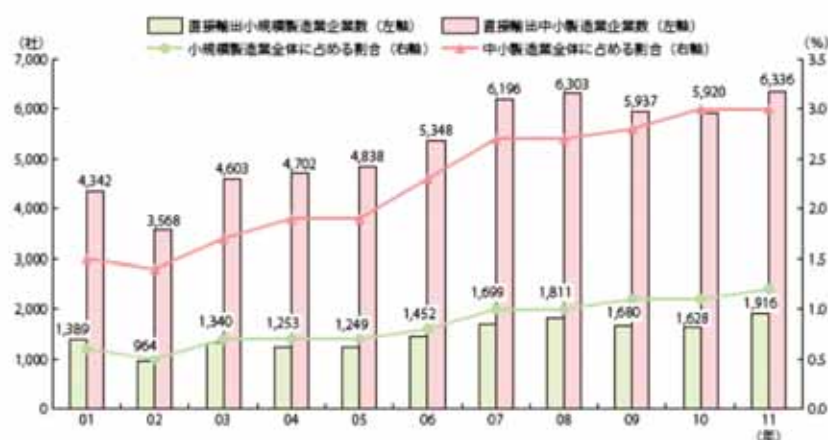
締約国は、開発を支援するための福祉の向上、貧困の削減、生活水準の向上及び新たな雇用機会の創出を目指す開かれた貿易及び投資の環境を促進し、及び強化するという約束を確認する他、女性の能力の向上、開発に係る共同活動等について規定している。なお、開発章の規定の下で生ずる事項については、紛争解決章の規定による紛争解決の対象外とすることを規定している。

第 2 4 章. 中小企業

各締約国は T P P 協定の本文等を掲載するための自国のウェブサイトを開設し、中小企業のための情報を含めること、小委員会を設置して中小企業が本協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること等を規定している。

関税撤廃、自己証明制度の導入、電子商取引をはじめとする T P P 協定上の諸ルールは中小・中堅企業にとってもメリットが大きい。それに加えて、これらの規定が導入されることにより、中小・中堅企業が T P P 協定の便益を享受でき、T P P 域内の経済活動に積極的に参加していくことができるようになる。

直接輸出企業の数と割合の推移(中小・小規模製造業)



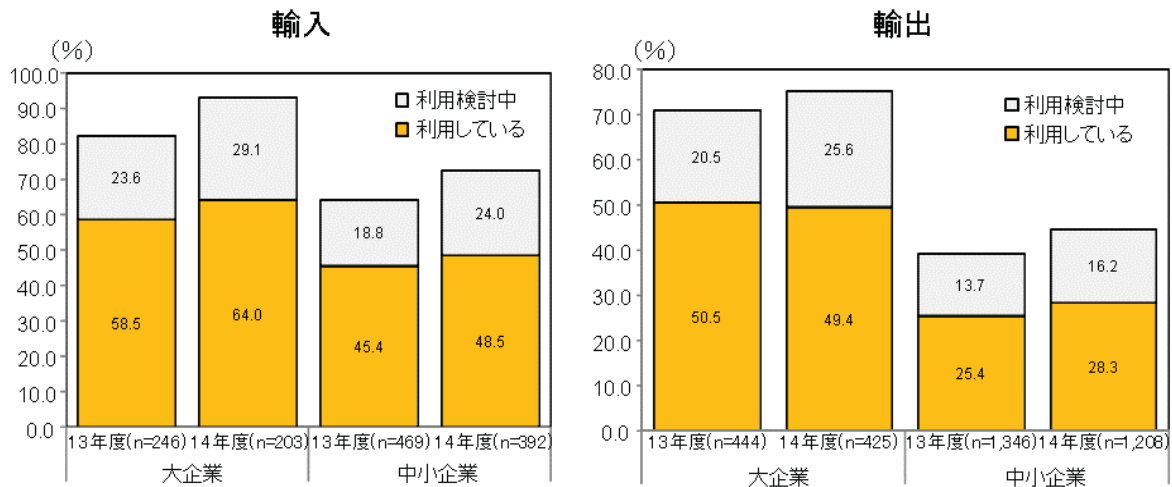
資料：経済産業省「工業統計表」、経済省・経済産業省「平成 24 年経済センサス-活動調査」再編加工

(注) 1. 従業員数 4 人以上の事業所単位の統計を、企業単位で再集計している。

2. 「平成 24 年経済センサス-活動調査(再編加工)」によると、従業員数 4 人以上の製造事業所を保有する中小企業数は約 20 万社、小規模事業者は約 15 万社である。

出典：2014年 中小企業白書

企業規模別EPA利用率



出典： 2014年度ジェトロ海外ビジネス調査アンケート結果

第25章. 規制の整合性

各締約国内で、自国が有する各種の規制措置の間での整合性確保に向けて努めるべき旨を規定する他、規制の影響評価、締約国間の協力等について規定している。なお、規制の整合性章の規定の下で生ずる事項については、紛争解決章の規定による紛争解決の対象外とすることを規定している。

第26章. 透明性及び腐敗行為の防止

透明性について、締約国は、TPP協定の対象となる事項に関する法令等を公表すること、意見提出のための合理的な機会を与えること、行政上の行為の審査及び是正のための司法裁判所等を設置し、又は維持すること等を規定している。

腐敗行為の防止について、締約国は、国際的な貿易又は投資に影響を及ぼす事項に関連する腐敗行為等を除去するために必要な措置を採用し、又は維持すること等を規定している。

第27章. 運用及び制度に関する規定

TPP協定の実施、運用等に関する事項の検討等を行うTPP委員会の設置及びその任務、TPP委員会及びその補助機関における意思決定の方式、締約国間の連絡を円滑にするための連絡部局の指定、本協定に基づく義務について特別な経過期間を有する締約国による義務の実施に関する報告等について規定している。

(注) 協定の実施、運用等に関する事項を検討するための委員会は、他の自由貿易協定においても設置されることが多い。

第 28 章. 紛争解決

本協定の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を解決する際の手続について規定している。

具体的には、協議規定を設けるとともに、協議による解決が得られない場合には、締約国の要請に基づき紛争ごとに設置される T P P 協定上のパネルにより、最終的な解決を得るための手続を規定している。

第 29 章. 例外

締約国に対する T P P 協定の適用の例外が認められる場合について規定している。

第 30 章. 最終規定

T P P 協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、協定の正文等について規定している。

発効については、全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後 60 日で発効する旨規定されている。ただし、署名後 2 年以内に全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を通報しなかった場合には、原署名国の 2013 年の G D P の合計の少なくとも 85 パーセントを占める、少なくとも 6 か国が国内法上の手続を完了した旨を通報することが、発効の要件として定められている（署名後 2 年以内に上記 (85 パーセント、6 か国) の要件が満たされる場合には署名後 2 年の期間の満了後 60 日で、署名後 2 年以内に同要件が満たされない場合には同要件が満たされた日の後 60 日で、それぞれ発効する。）。

TPPにおける関税交渉の結果

平成27年10月20日
内閣官房TPP政府対策本部

TPP交渉参加各国の関税撤廃率

国	日本	米国	カナダ	豪州	NZ	シンガポール
品目数ベース	95%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	95%	100%	100%	100%	100%	100%

国	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
品目数ベース	99%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	99%	100%	100%	100%	100%	100%

(参考)日本の直近のEPA(日豪EPA)における関税撤廃率:89%

(注)NZ、シンガポール、ブルネイについては、全ての品目について関税撤廃。

農林水産品※1の日本以外の国の関税撤廃等の状況(対日)

	GDP※2 (十億ドル)	ライン数	即時撤廃※3	2～11年目まで※4 撤廃	12年目以降 撤廃	非撤廃 (TRQ・削減等)
米国	16,663	2058	55.5%	37.8%	5.5%	1.2%
カナダ	1,839	1566	86.2%	7.9%	0.0%	5.9%
豪州	1,497	941	99.5%	0.5%	0.0%	0.0%
メキシコ	1,262	1387	74.1%	17.2%	5.1%	3.6%
マレーシア	323	3324	96.7%	1.2%	1.7%	0.4%
シンガポール	302	1400	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
チリ	277	1634	96.3%	3.2%	0.0%	0.5%
ペルー	202	1155	82.1%	11.9%	2.0%	4.0%
NZ	185	1287	97.7%	2.3%	0.0%	0.0%
ベトナム	171	1431	42.6%	52.3%	4.5%	0.6%
ブルネイ	18	1400	98.6%	1.4%	0.0%	0.0%
11カ国平均	-	-	84.5%	12.3%	1.7%	1.5%
(参考)日本	4,920	2328	51.3%	27.5%	2.2%	19.0%

※1: 日本以外の国の農林水産品については、国際的な商品分類(HS2007)において1～24、44及び46類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない(日本のライン数には含まれていない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる)。

※2: 2013年(出典: IMF)

※3: 即時撤廃には既に無税の物品を含む。

※4: 日本の既存EPAの自由化率は11年目までに撤廃されるライン数の割合とされているため、11年目までで区分。

2

TPPにおける農林水産物の関税の取扱い

	総ライン数	関税を残すライン	備考
全品目	9,018	443	
うち農林水産物	2,328	443	
うち関税撤廃したことがないもの	834	439	
うち重要5品目 (米、麦、甘味資源作物、 乳製品、牛肉・豚肉)	586	412	
うち重要5品目以外 (特産畑作物、果樹・野菜、 鶏肉、林産物、水産物 等)	248	27	雑豆、こんにやく、しいたけ、 海藻等
うち関税撤廃したことがあるもの	1,494	4	ひじき・わかめ

3

日本の輸出関心農林水産品目に関する大筋合意の概要

■ 日本の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで関税撤廃を獲得

- 米国向け牛肉については、現行の米国向け輸出実績の20～40倍に相当する数量の無税枠を獲得
 - 米国(現行関税割当:日本向け枠200トン、枠内税率4.4セント/kg(1～2%に相当、枠外税率26.4%):
 - ・15年で枠外税率撤廃
 - ・日本向け無税枠3,000トン(当初)→6,250トン(最終年)(2014年の実績160トン)
 - カナダ(現行26.5%):6年撤廃
 - メキシコ(現行20～25%):10年撤廃
- 近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚、冷凍魚について、即時の関税撤廃を獲得
 - ベトナム(現行11～15%):即時撤廃

4

相手国及び日本の工業製品の即時撤廃率及び関税撤廃率

1. 相手国側

◆ TPP11カ国全体

- ・ 即時撤廃率:(品目数ベース)86.9%、(貿易額ベース)76.6%
- ・ 関税撤廃率:(品目数ベース)99.9%、(貿易額ベース)99.9%

◆ 各国別

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
米国	90.9%	67.4%	100%	100%
カナダ	96.9%	68.4%	100%	100%
ニュージーランド	93.9%	98.0%	100%	100%
豪州	91.8%	94.2%	99.8%	99.8%
ブルネイ	90.6%	96.4%	100%	100%
チリ	94.7%	98.9%	100%	100%
マレーシア	78.8%	77.3%	100%	100%
メキシコ	77.0%	94.6%	99.6%	99.4%
ペルー	80.2%	98.2%	100%	100%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ベトナム	70.2%	72.1%	100%	100%

2. 日本側

◆ TPP11カ国全体

- ・ 即時撤廃率:(品目数ベース)95.3%、(貿易額ベース)99.1%
- ・ 関税撤廃率:(品目数ベース)100%、(貿易額ベース)100%

※少数点第二位を四捨五入。但し、99.9%以上100%未満については、少数点第二位を切り捨て。

※即時撤廃率、関税撤廃率の算出にあたり、「品目数ベース」の数値については各国の2010年1月時点の国内細分に
基づき計算、「貿易額ベース」の数値については、2010年における日本から各国への輸出額に基づき計算。

5

日本の工業製品関税(経済産業省関連分)に関する大筋合意結果の概要

品目名	譲許内容	具体的品目	基準税率 (注:有税品目)
工業用 アルコール	8年目撤廃	変性アルコール	27.2%, 38.1円/ℓ
	11年目撤廃	エチルアルコール	10%
石油	即時撤廃	軽油・重油・灯油等ほぼ全て	0~7.9%, 1,229円/kℓ 等
	11年目撤廃	一部の揮発油(自動車用)	1,056円/kℓ
化学	即時撤廃	プラスチック原料 有機化学品、無機化学品 等	1.6~6.5%
皮革・ 履物	11年目撤廃	革製かばん、ハンドバック 革靴(関税割当品目)等	8~16% 1次17.3%~24% 2次30%又は4,300円/足高い方
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等 ゼラチン、にかわ	12.5~30% 17%
繊維・ 繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品ほぼ全て	生地:1.9~14.2%、 衣類:4.4~13.4%
	11年目撤廃	一部の衣類 (化合繊維製オーバーコート等)	7.4~12.8%
非鉄金属	11年目撤廃 ※銅、亜鉛、鉛の一部は即時撤廃 ※フェロアロイ、ニッケルは、対米、加、 NZ、豪のみ11年目撤廃。他国は即時撤廃	銅、亜鉛、鉛	銅:3%又は15円/kg低い方 等 亜鉛:4.3円/kg等 鉛:2.7円/kg
		フェロアロイ、ニッケル	フェロアロイ:2.5%~6.3% ニッケル:3% 等

※フェロアロイ、ニッケルを除き、各品目の譲許内容は11カ国共通。

6

酒類、たばこ、塩の主な交渉結果

1. 日本の主な譲許内容

<酒類>

- ・ボトルワイン : 8年目に関税撤廃
- ・清酒、焼酎 : 11年目に関税撤廃

<たばこ>

- ・紙巻たばこ : 協定税率として無税(現在は、暫定税率で無税)
- ・葉巻たばこ : 11年目に関税撤廃

<塩>

- ・精製塩 : 11年目に関税撤廃

2. 酒類の輸出に係る外国の譲許内容

全参加国において、関税撤廃

例えば、

- ・米国 : 清酒の関税を協定発効時に撤廃
- ・カナダ : 清酒・焼酎の関税を協定発効時に撤廃

3. その他(非関税障壁の撤廃等)

- ・米国における蒸留酒の容器容量規制の改正

蒸留酒(焼酎・ウイスキー等)の容量は、750ml等に限定されているが、この規制改正に向けた手続を進めることに合意。改正されれば、4合瓶(720ml)等でそのまま米国に輸出することが可能となる見込み。

- ・米国における日本産酒類の地理的表示の保護

日本が地理的表示制度で指定している酒類(指定を検討中の「日本酒」を含む。)と、米国における特産酒類(バーボン等)を、日米両国が適切に保護するための手続を進めることに合意。

7

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉の大筋合意を踏まえた 総合的な政策対応に関する基本方針

平成 27 年 10 月 9 日
ＴＰＰ 総合対策本部決定

平成 27 年 10 月 5 日、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉参加 12 か国はＴＰＰ交渉閣僚会合において、閣僚レベルの交渉を成功裏に終え、協定の大筋合意に至った。

ＴＰＰは、世界の成長センターであるアジア太平洋地域に一つの巨大な経済圏を創造し、関税だけでなく、サービス、投資、知的財産、国有企業改革等幅広い分野で 21 世紀型の自由で公平なルールを構築する試みである。

我が国は一昨年 3 月にＴＰＰ交渉への参加を「国家百年の計」として決断して以来、終始一貫して、交渉を主導し、国益にかなう最善の道を追求してきた。

今般のＴＰＰ閣僚合意は「アジア太平洋の世紀」の幕開けとなる画期的なものである。我が国にとっても、国益を確保し、成長を確かなものとし、次の世代、そのまた次の世代に繁栄と活力を受け継ぎ、「チャンスに満ち溢れた日本」を取り戻し、日本の未来を切り拓く歴史的第一歩である。

そのためにも、国民の間におけるＴＰＰの影響に関する懸念と不安を払拭することも不可欠である。

今般の合意を踏まえ、ＴＰＰを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするため、今後、協定の署名や国会承認に向けた調整と並行して、関連法案等も含めた総合的な政策面での対応を行っていくことが必要である。その際、以下の 3 点を基本目標とする。

（１）ＴＰＰの活用促進による新たな市場開拓等

（幅広い経済主体がＴＰＰを活用して新たなグローバル・バリューチェーンを構築することを促す。）

今般の合意は大企業だけでなく、地方の中堅・中小企業がオープンな世界へ果敢に踏み出す大きなチャンスをもたらす。政府は、ＴＰＰにチャンスを見出し、世界に挑戦し、グローバルな市場を切り拓き、新たな価値を創出する企業、ＴＰＰを契機に海外から投資や人を呼び込み、世界を魅了し、地域の現場で地方創生に努力する人々等の背中を力強く後押しし、ＴＰＰの活用を促進するため所要の措置を講ずる。

(2) TPPを契機としたイノベーションの促進・産業活性化

(TPPの効果を最大限発現することによる多様な分野の生産性向上、多くの地域での産業活性化等を通じて、我が国の成長を確かなものとする。)

TPPに期待される効果は、それにより多様な分野における生産技術の向上、イノベーションを促進し、産業間、企業間の連携が進むこと等を通じて、新しい産業を創出し、我が国経済全体としての生産性向上につながるということである。

政府としては、このような動きを加速するため所要の措置を講ずる。

(3) TPPの影響に関する国民の不安の払拭

(TPPの影響に関する国民の「不安」を払拭し、特に農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう、強い農林水産業をつくりあげるため万全の施策を講ずる。)

TPPについては、これまで、国民の間に様々な懸念や不安(食の安心・安全、漁業補助金、国民皆保険の維持、ISDS等)が寄せられてきた。国益を守るぎりぎりの交渉の結果、こうした点はいずれも懸念や不安に及ばないことは明らかであるが、今後、政府は、国民に対し、合意内容を正確かつ丁寧に説明すること等を通じて、国民の懸念や不安を払拭するよう最大限努力する。

また、農林水産業については、競争力の強化等を通じて、農林水産業を担う人々の懸念と不安を払拭するとともに、農林水産物の重要品目について、将来にわたって意欲ある農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置と合わせて、強くて豊かな日本の農林水産業、美しく活力ある農山漁村の構築に向けた万全の体質強化対策等を講ずる。

以上を強力に推進するため、下記の検討結果等を踏まえ、「総合的なTPP関連政策大綱(仮称)」を策定する。

上記大綱の策定と実施に当たっては、地方公共団体を始めとする関係方面の協力を求めつつ、政府は一体となって対処し、万全を期するものとする。なお、TPP協定の実施に伴い生ずる諸課題に係る対策に必要な経費の取扱いについては、予算編成過程において検討するものとする。

記

1. 経済財政諮問会議による検討
経済財政諮問会議において、T P Pを通じた経済再生に向けた検討を行う。
2. 各種会議との連携
 - (1) 農林水産分野に係る対応
農林水産業・地域の活力創造本部で、別紙の基本方針に沿って検討を進める。
 - (2) 知的財産分野に係る対応
知的財産戦略本部において、関係省庁による所要の制度改正その他必要な措置について、知的財産の保護と利用のバランスに留意しつつ、調整・検討を進める。
 - (3) その他、必要に応じて、産業競争力会議など関連する会議において検討を行う。
3. 国民への正確かつ丁寧な説明と情報提供
国民への合意内容の正確かつ丁寧な説明と情報提供に努める。各省地方支分部局を通じて国民の問い合わせ等に丁寧に対応するとともに、地方公共団体、民間関係団体の協力を得て、特に、地方での説明と情報提供を重点的に行う。

(別紙)

農林水産分野に係る基本方針

T P Pによる新たな国際環境の下で、強くて豊かな農林水産業、美しく活力ある農山漁村を創り上げていくため、交渉で獲得した措置と合わせて、政府一体となって万全の措置を講ずる。

具体的には、農林水産物の重要品目について、将来にわたって意欲ある農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、T P P協定の締結について国会の承認を求めるまでの間に、今回の合意の実施に伴い生ずる諸課題に係る対策について、以下の項目に沿って検討し、全体像をとりまとめる。対策の実施に当たっては、政府全体で責任を持って対応する。

1. 強くて豊かな農林水産業、美しく活力ある農山漁村づくりに向けた体質強化対策

担い手の育成・確保、農地集積・集約化、農業生産性の向上、国産の強みを活かした差別化や6次産業化等による高付加価値化、国産合板・製材の生産性向上、持続可能な収益性の高い操業体制への転換、国内外の新たな需要開拓など農林水産業の体質強化対策を講ずる。

併せて、外国産の輸入増大等による影響度合いが大きい農林水産加工業の再編・合理化を推進する。

2. 重要5品目対策

重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品及び甘味資源作物）については、上記1の対策に加え、品目毎の合意内容に応じて適切な措置を講じる。

- (1) 米：備蓄運営による外国産米の主食用米生産に対する影響の食い止め
- (2) 麦・甘味資源作物：国内産品の安定供給が図られるための環境整備
- (3) 牛肉・豚肉・乳製品：経営の継続・発展のための環境整備

3. その他

新たな国際環境の下で国内農林水産物の生産を行っていくことへの国民的な理解を増進するための施策を講ずる。

TPPにおける関税交渉の結果

農林水産省

TPP交渉参加各国の関税撤廃率

国	日本	米国	カナダ	豪州	NZ	シンガポール
品目数ベース	95%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	95%	100%	100%	100%	100%	100%

国	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
品目数ベース	99%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	99%	100%	100%	100%	100%	100%

(注)シンガポール及びブルネイについては、全ての品目について関税撤廃。

1. 日本以外の国の関税撤廃等の状況(対日、農林水産品※1)

	GDP※2 (十億ドル)	ライン数	即時撤廃※3	2～11年目まで※4 撤廃	12年目以降撤 廃	非撤廃 (TRQ・削減等)
米国	16,663	2058	55.5%	37.8%	5.5%	1.2%
カナダ	1,839	1566	86.2%	7.9%	0.0%	5.9%
豪州	1,497	941	99.5%	0.5%	0.0%	0.0%
メキシコ	1,262	1387	74.1%	17.2%	5.1%	3.6%
マレーシア	323	3324	96.7%	1.2%	1.7%	0.4%
シンガポール	302	1400	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
チリ	277	1634	96.3%	3.2%	0.0%	0.5%
ペルー	202	1155	82.1%	11.9%	2.0%	4.0%
NZ	185	1287	97.7%	2.3%	0.0%	0.0%
ベトナム	171	1431	42.6%	52.3%	4.5%	0.6%
ブルネイ	18	1400	98.6%	1.4%	0.0%	0.0%
11カ国平均	-	-	84.5%	12.3%	1.7%	1.5%
(参考)日本	4,920	2328	51.3%	27.5%	2.2%	19.0%

※1: 日本以外の国の農林水産品については、国際的な商品分類(HS2007)において1～24、44及び46類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない(日本のライン数には含まれていない、財務省所管の酒・たばこ類が含まれる)。

※2: 2013年(出典: IMF)

※3: 即時撤廃には既に無税の物品を含む。

※4: 我が国の既存EPAの自由化率は11年目までに撤廃されるライン数の割合とされているため、11年目までで区分。

(参考)TPPにおいて関税を残すライン(全品目、農林水産物)

	総ライン数	関税を残すライン	備考
全品目	9,018	443	
うち農林水産物	2,328	443	
うち関税撤廃したことがないもの	834	439	
うち重要5品目	(586)	(412)	
うち重要5品目以外	(248)	(27)	雑豆、こんにゃく、しいたけ、海藻等
うち関税撤廃したことがあるもの	1,494	4	ひじき・わかめ

日本の輸出関心農林水産品目に関する大筋合意の概要

- 日本の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで関税撤廃を獲得
- 米国向け生肉については、現行の米国向け輸出実績の20～40倍に相当する数量の無税枠を獲得
 - 米国(現行関税割当：日本向け枠200トン、枠内税率4.4セント/kg(1～2%に相当、枠外税率26.4%)：
 - ・15年で枠外税率撤廃
 - ・日本向け無税枠3,000トン(当初)→6,250トン(最終年)(2014年の実績160トン)
 - カナダ(現行26.5%)：6年撤廃
 - メキシコ(現行20～25%)：10年撤廃
- 近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚、冷凍魚について、即時の関税撤廃を獲得
 - ベトナム(現行11～15%)：即時撤廃

重要5品目等の交渉結果

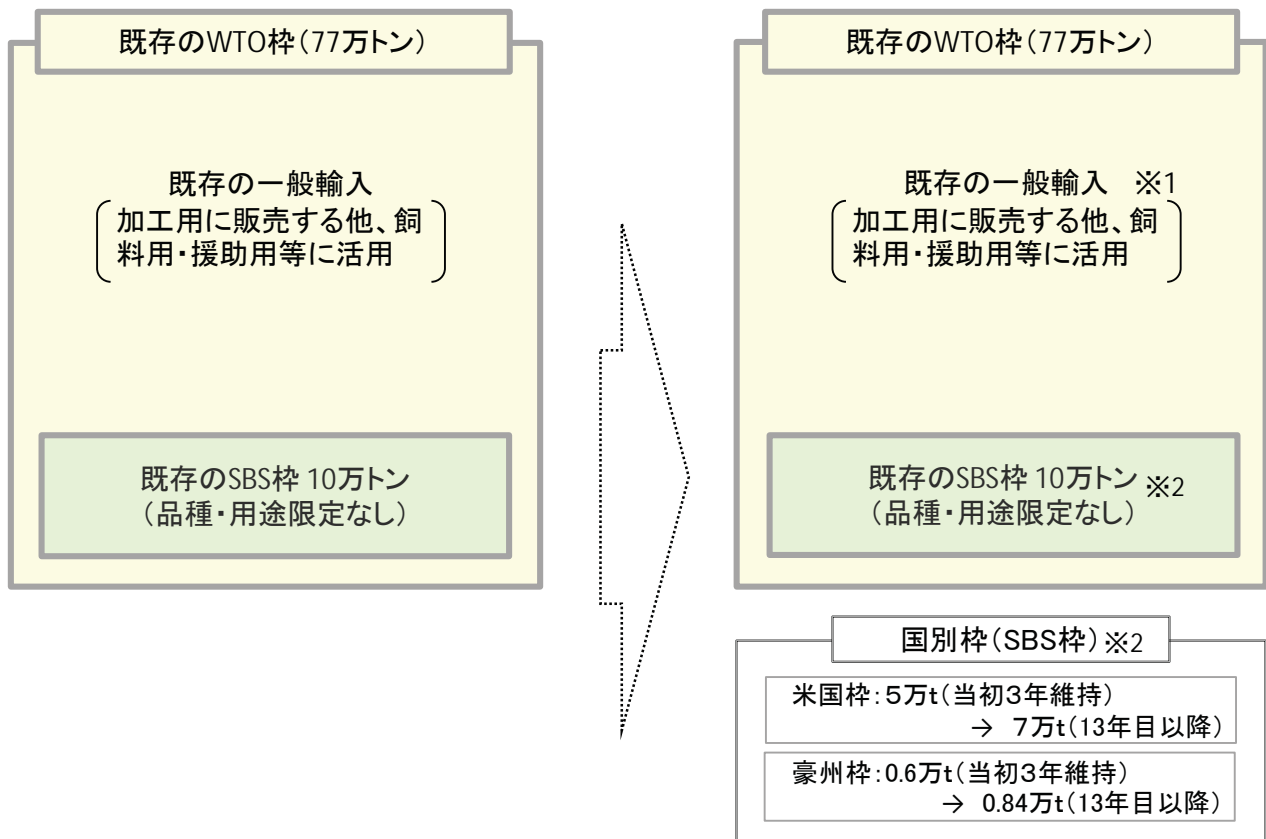
農林水産省

米

米及び米粉等の国家貿易品目

■ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(米の場合341円/kg)を維持した上で、米国、豪州にSBS方式※の国別枠を設定。(国別枠は、米と米粉等の国貿易品目を対象として一体的に運用。)

※注:SBS方式とは、国家貿易の下で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする売買方式。



(注)※1 国内の需要動向に即した輸入や実需者との実質的な直接取引を促進するため、我が国は、既存のWTO枠のミニマムアクセスの運用について見直しを行うこととし、既存の一般輸入の一部について、中粒種・加工用に限定したSBS方式(6万トン)へ変更する予定。

※2 円滑な入札手続を行うため、透明性向上の観点から、SBSの運用方法の一部について、技術的な変更を行う予定。

米の調製品・加工品等(民間貿易品目)

■ 一定の輸入がある品目等は、関税を5~25%削減。(合計13品目)

- ・米粉調製品(加糖): 23.8%→17.8%(▲25%・6年目)[TPP参加国からの輸入量:約1万6千トン(2011~13年平均)]
- ・米粉調製品(無糖): 16.0%→13.6%(▲15%・4年目)[TPP参加国からの輸入量:約4千トン(2011~13年平均)]
- ・その他11品目 : ▲5%の即時削減

■ 輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は、関税を削減・撤廃。(合計16品目)

- ・穀物加工品(粟粥等): 21.3%→5.3%(▲75%・6年目)[TPP参加国からの輸入量:約130トン(2011~13年平均)]
- ・その他15品目: 0~11年目で関税撤廃

小麦

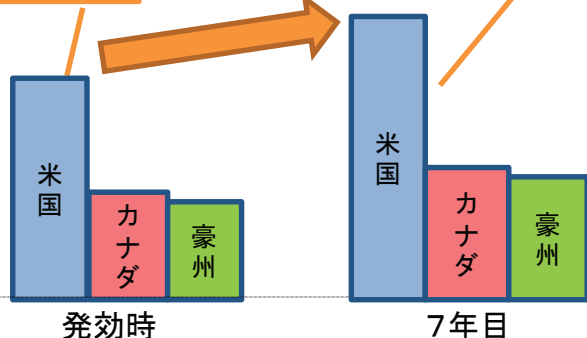
- 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(55円/kg)を維持。
- 既存のWTO枠に加え、米国、豪州、カナダに国別枠を新設(国家貿易・SBS方式)。新設枠の数量は、7年目まで拡大。
- 既存のWTO枠内のマークアップ(政府が輸入する際に徴収している差益)を9年目までに45%削減し、新設する国別枠内のマークアップも同じ水準に設定。国別枠内に限り、主要5銘柄以外的小麦を輸入する場合にはマークアップを9年目までに50%削減した水準に設定。

枠数量

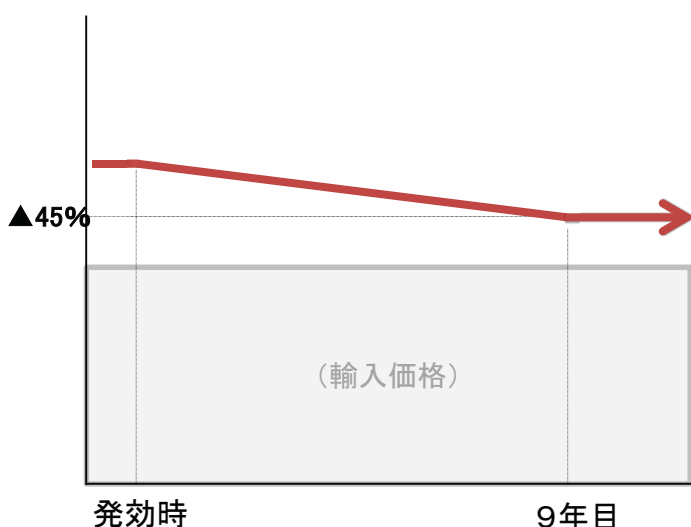
既存のWTO枠数量: 574万t

発効時
米: 11.4万t
加: 4.0万t
豪: 3.8万t

7年目
米: 15万t
加: 5.3万t
豪: 5.0万t



マークアップ



食糧用小麦(粒)の輸入量(2011~2013平均)

TPP参加国	米国	カナダ	豪州
543万t	310万t	135万t	98万t

出典: 貿易統計

飼料用小麦:

現在は、国家貿易制度により輸入し、政府管理経費相当のマークアップを徴収(輸入量約50万ト)

↓
食糧用への横流れ防止措置を講じた上でマークアップを徴収しない民間貿易に移行

出典: 貿易統計

小麦製品の例

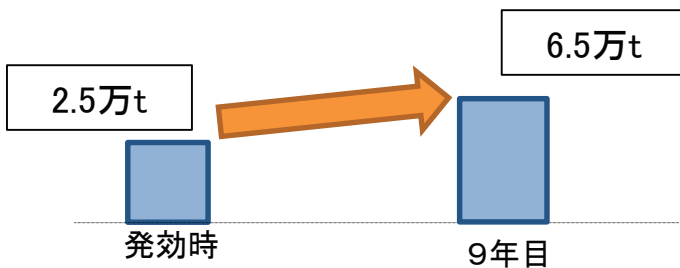
	税率	枠数量	輸入量(2011-2013平均)	
			TPP参加国	世界
いった小麦、小麦粉等 (国家貿易品目)	枠内即時無税+マークアップ (枠外税率は維持)	(発効時) (6年目) 12.5千ト→17.5千ト	0.6千ト	3.7千ト
ベーカリー製品製造用 小麦粉調製品	枠内即時無税 (枠外税率は維持)	(発効時) (6年目) 17.3千ト→20千ト	17千ト	41千ト
その他小麦粉調製品	枠内即時無税 (枠外税率は維持)	(発効時) (6年目) 15千ト→22.5千ト	24千ト	69千ト
マカロニ、スパゲティ	9年目までに60%削減	—	22千ト	136千ト
ビスケット	6年目に無税	—	8千ト	21千ト

大麦

- 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(39円/kg)を維持。
- 既存のWTO枠に加え、TPP枠を新設(国家貿易・SBS方式)。新設枠の数量は、9年目まで拡大。
- 既存のWTO枠内の輸入差益(マークアップ)を9年目までに45%削減し、新設するTPP枠内のマークアップも同じ水準に設定。

枠数量

既存のWTO枠数量: 136.9万t



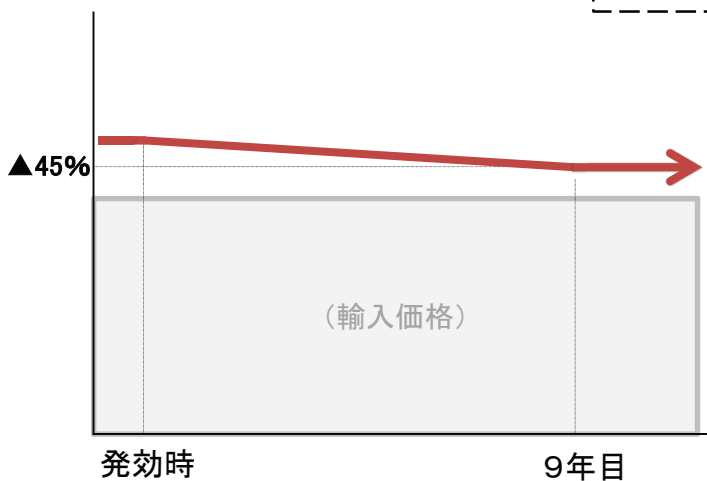
飼料用大麦:

現在は、国家貿易制度により輸入し、政府管理経費相当のマークアップを徴収(輸入量約100万ト)



食糧用への横流れ防止措置を講じた上でマークアップを徴収しない民間貿易に移行

マークアップ



食糧用大麦(粒)の輸入量(2011~2013平均)

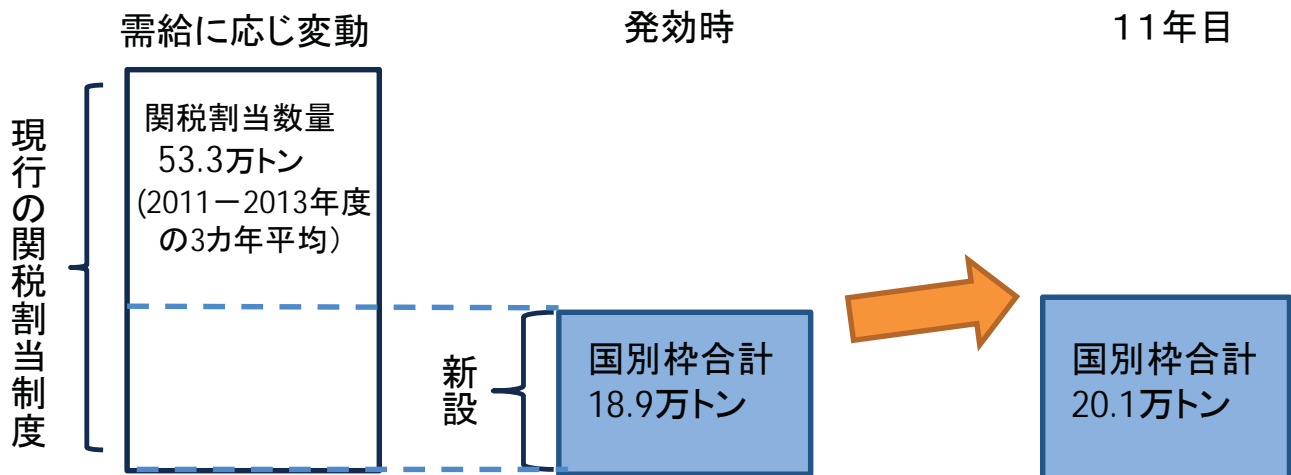
TPP参加国	豪州	カナダ	米国
22.4万t	17.6万t	4.6万t	0.2万t

出典: 貿易統計

麦芽

- 現行の関税割当制度、枠外税率(21.3円/kg)は維持。
- 需給動向に連動しない定量の国別枠を新設。

枠数量



【国別枠数量内訳】

	いってないもの		いったもの		国別枠 計	
カナダ	発効時	89千ト	発効時	4千ト	発効時	93千ト
豪州	発効時	72千ト	発効時	3千ト	発効時	75千ト
米国	発効時	20千ト	発効時	0.7千ト	発効時	20.7千ト
	6年目	32千ト	11年目	1.05千ト	11年目	33.05千ト
計	発効時	181千ト	発効時	7.7千ト	発効時	188.7千ト
	6年目	193千ト	11年目	8.05千ト	11年目	201.05千ト

麦芽の輸入量(2011-2013平均)

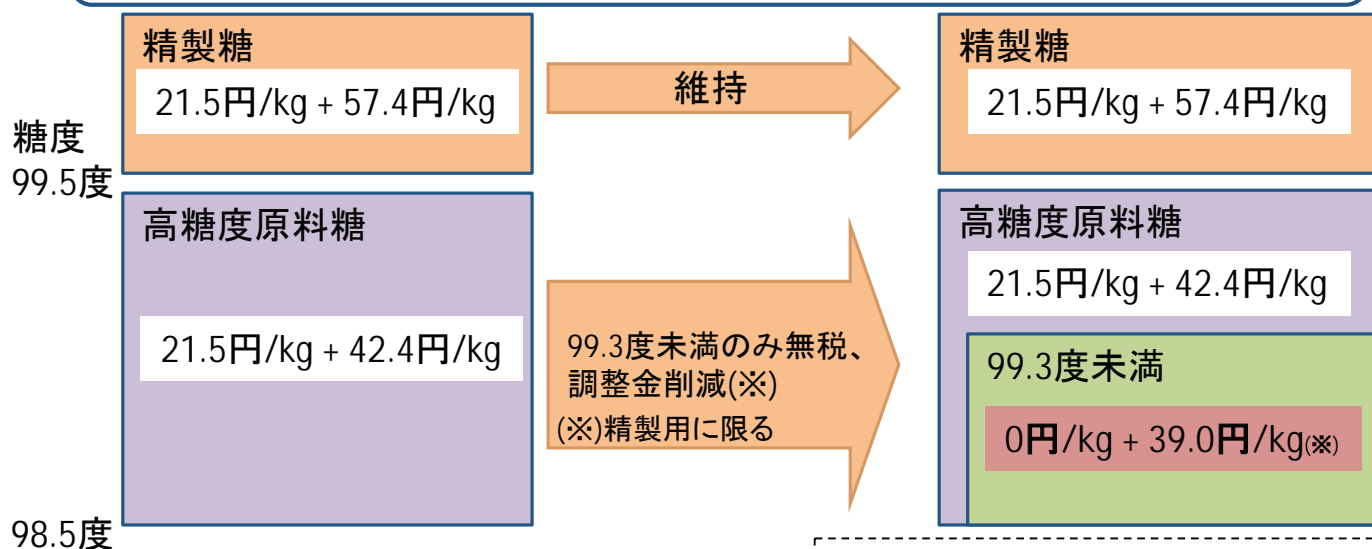
出典:貿易統計

TPP参加国	カナダ	豪州	米国
26.5万t	15.5万t	8.9万t	2.1万t

砂糖

1. 粗糖・精製糖

- 基本的枠組は維持しつつ、要望のあった高糖度原料糖について無税+調整金削減。
- 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。



・計算式のうち、左側が関税、右側が調整金
・調整金の額は、四半期ごとに変動する
上記調整金の数字はH27.7~9の額

2. 加糖調製品

- 品目毎に関税割当を設定し、輸入量をきめ細かく管理。
- 砂糖含有率が高く砂糖との競合がより大きい品目については、枠の数量を抑えるとともに、枠内税率を一定程度維持。

関税割当枠の例

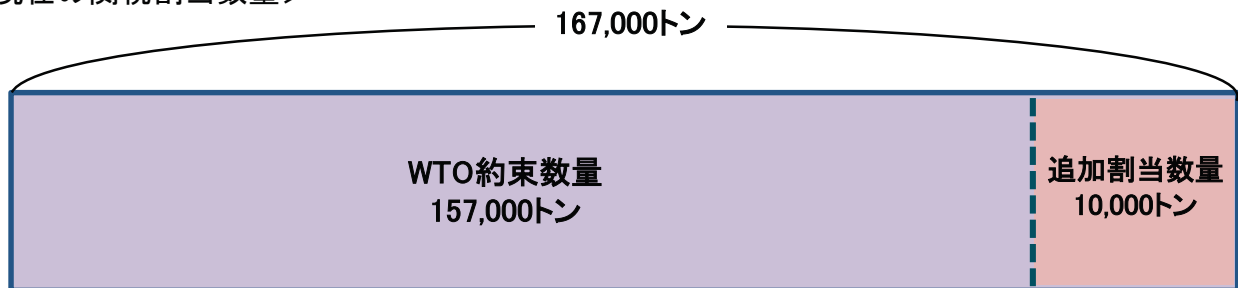
	枠内税率	枠数量	輸入量(2011-13平均(貿易統計))	
			TPP参加国	世界
加糖ココア粉 (含糖率約9割)	(1年目) (11年目) 29.8%→14.9%	(1年目) (6年目) 5千トン→7.5千トン	14.2千トン	18.9千トン
ココア調製品 (2kg超、板状等以外) (含糖率約9割)	(1年目) (11年目) 28%→16.8%	(1年目) (6年目) 12千トン→18.6千トン	44.9千トン	69.8千トン
砂糖と粉乳等を混ぜたもの(含糖率約8割)	(1年目) (11年目) 29.8%→17.9%	(1年目) (11年目) 10.5千トン→12.3千トン	73.5千トン	90.0千トン
チョコレート菓子	10.0%→0%	(1年目) (11年目) 9.1千トン→18.0千トン	9.1千トン	27.6千トン
ココア調製品(2kg以下) (含糖率約4~9割)	29.8%→0%	(1年目) (11年目) 2.7千トン→5千トン	2.6千トン	6.1千トン

でん粉

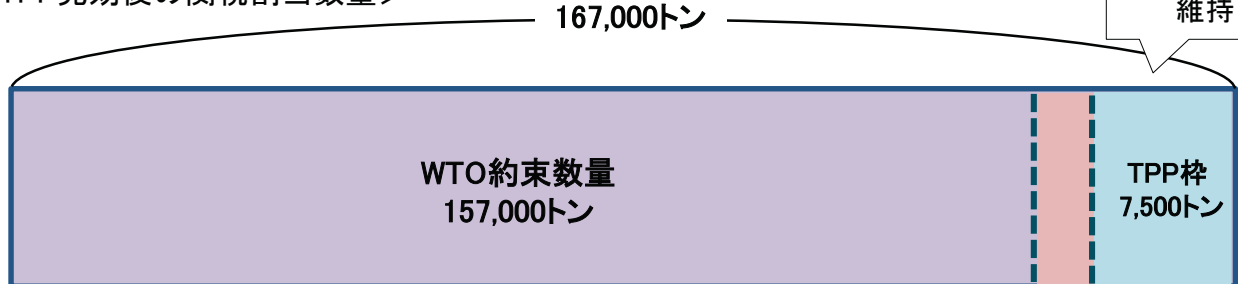
1. TPP参加国を対象とする関税割当枠の設定

- 現行の糖価調整制度(調整金の徴収)、枠外税率(119円/kg)は維持。
- 各種のでん粉等を対象に横断的に設定されている既存の関税割当数量の範囲内でTPP枠(7,500トン)を設定(枠内税率0%~25%)。

<現在の関税割当数量>



<TPP発効後の関税割当数量>



2. 国別の無税枠の設定

- 1. に加え特定のでん粉等について、一定の国別の無税の関税割当枠を設定。
- 設定対象は、TPP参加国からの現行輸入量が少量の品目に限定し、枠数量を抑制。

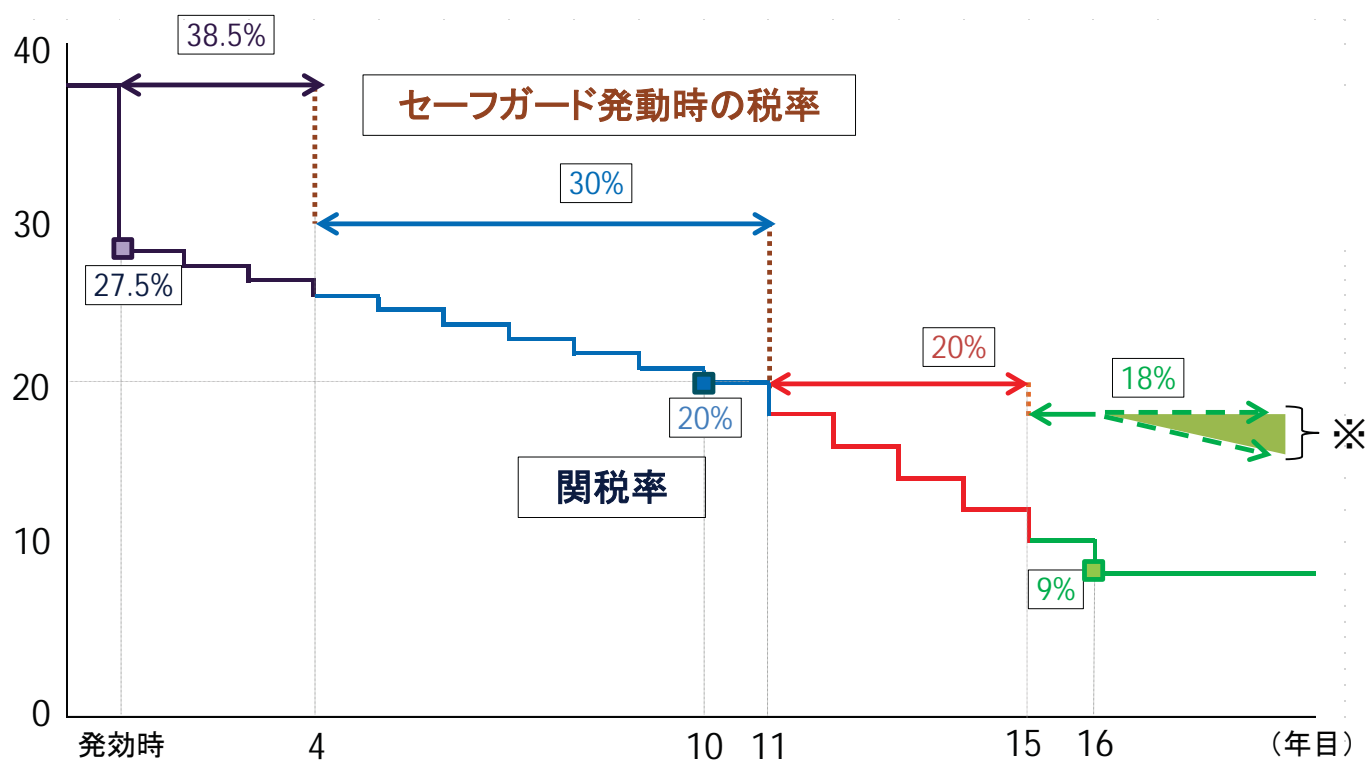
	対象国	枠内税率	枠数量	輸入量(2011-13平均)	
				TPP参加国	世界
コーンスターチ ばれいしょでん粉	米国	即時無税 ※	(1年目) (6年目) 2,500t → 3,250t	0.4千トン	13千トン
イヌリン	米国・チリ	即時無税	(1年目) (11年目) 240t → 300t	0.02千トン	0.5千トン

※ 調整金対象用途については、引き続き調整金を徴収

牛肉

- 最終税率を9%とし、関税撤廃を回避（米国等の近年のFTAでは類例を見ない「関税撤廃の例外」を獲得）。
- 16年目までという長期の関税削減期間を確保。
- 関税削減期間中は、輸入急増に対するセーフガードを確保。

関税水準とセーフガード発動時の税率



※ 16年目以降のセーフガード発動時の税率

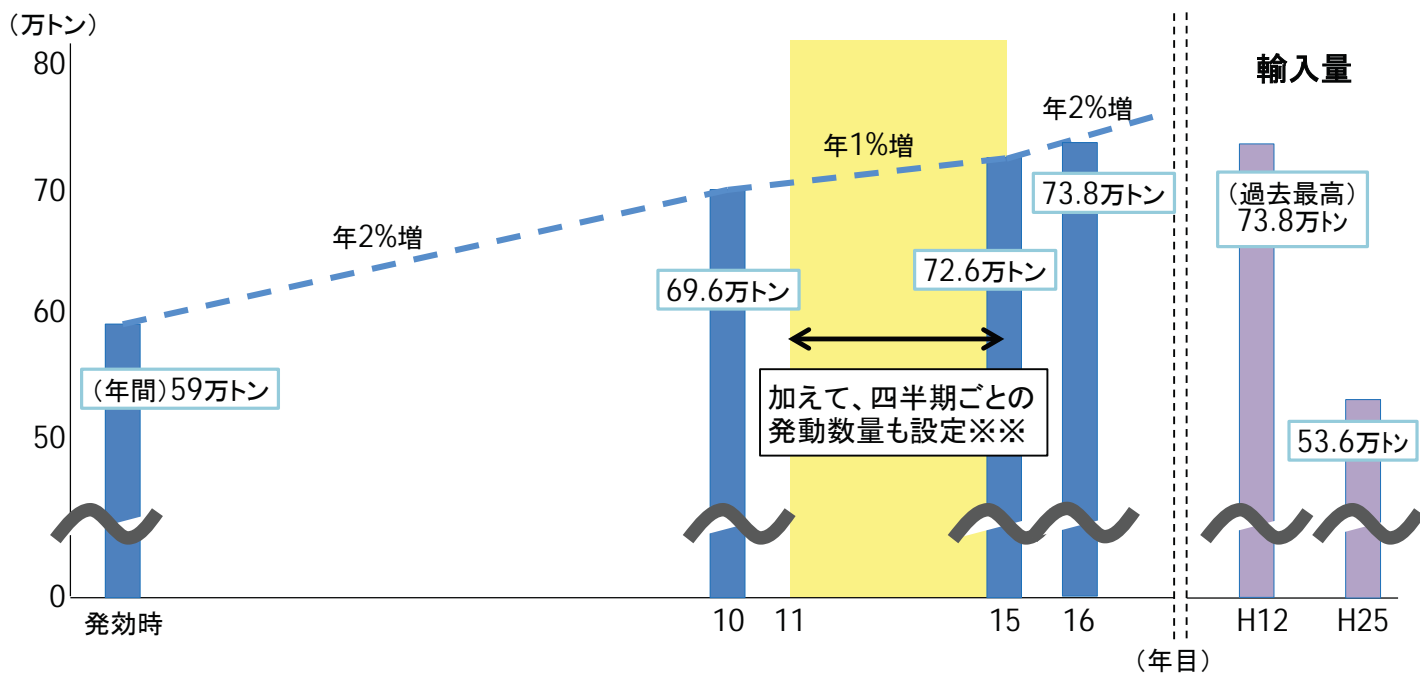
- ・ 毎年1%ずつ削減（セーフガードが発動されれば、次の年は削減しない）。
- ・ 4年間発動がなければ終了。

【注】 日豪EPAの税率の方が低い場合には、TPP各国に上記税率ではなく日豪EPAによる税率が適用される（TPP発効が2017年度以降となった場合に当該調整が発生）

セーフガードの発動数量

- ① 初年度は近年の輸入実績から10%増で発動。
(※現行の関税緊急措置は前年の17%増で発動)
- ② 毎年の拡大幅は2%。
- ③ 関税削減期間中の発動基準数量が、過去最大の牛肉輸入量である73.8万トン以下の水準。

TPP国からの合計輸入量が発動数量を超えた場合、年度末まで(※)セーフガードの税率を適用



※ 2月、3月に超えた場合は、適用期間はそれぞれ45日、30日(年度を越えて適用)

※※ 年間発動数量の1/4の117%を超えたら、90日間適用

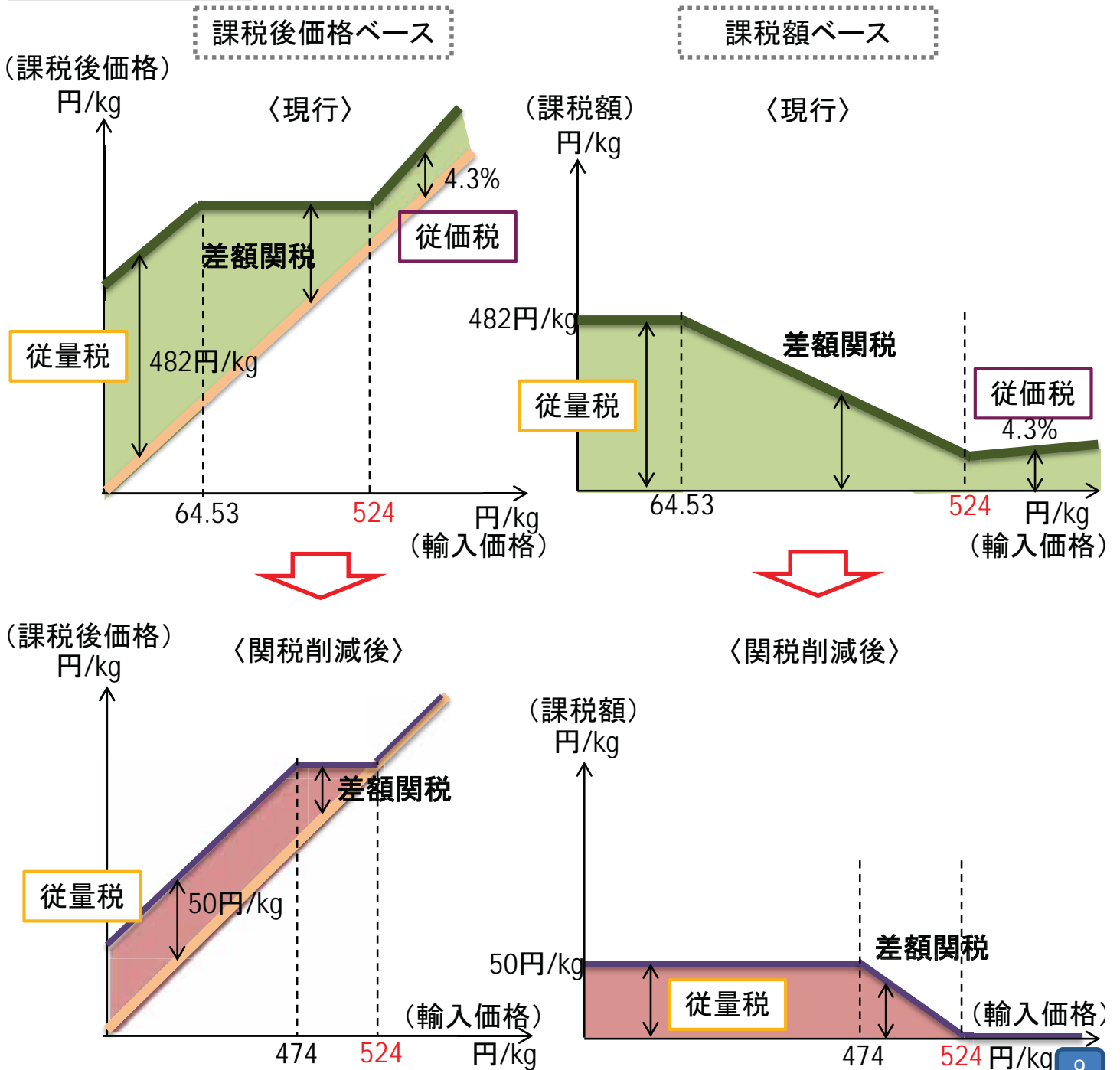
【注】家畜疾病により輸入が3年以上実質的に停止された場合には、実質的解禁の時点から最長5年間不適用(当該条項により、米国・カナダには最長2018年1月末まで不適用)。

- 豪州産牛肉については、TPP・日豪EPAのいずれの税率で輸入されても、両方の協定で輸入量としてカウントされる仕組み。
(TPP協定のセーフガード発動時に、日豪EPAの低税率で豪州産牛肉が大量に輸入されることを抑制)
- 現行の関税緊急措置は、発動対象となる主要牛肉輸出国が無くなるため、廃止の方向。

豚肉

- 10年目までという長期の関税削減期間を確保。(従量税は近年の平均課税額 23円/kgの約2倍(50円/kg)に引下げ、従価税(4.3%)は撤廃)。
- 差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格(524円/kg)を維持。
- 関税削減期間中は、輸入急増に対するセーフガードを確保。

差額関税制度

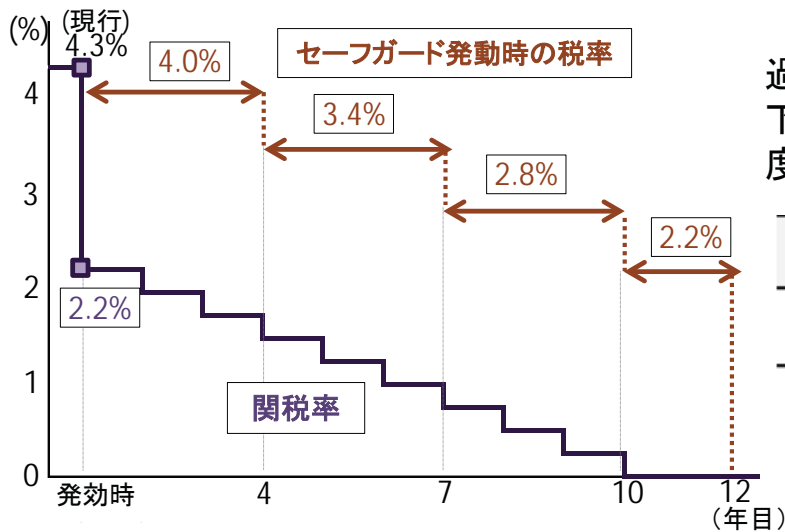


セーフガードの仕組み

- 11年目までは、輸入急増や極めて安価な豚肉の輸入が一定以上行われた場合に、従量税を100～70円/kgに、従価税を4.0～2.2%に、それぞれ戻すセーフガードを確保。

1. 従価税部分

① 関税水準とセーフガード発動時の税率



② セーフガード発動数量(国別)

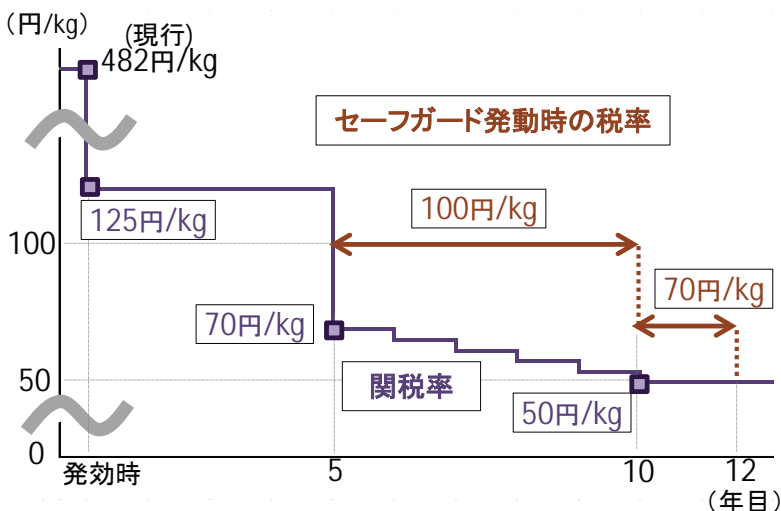
過去3年間の輸入量(注)の最高値に以下の割合を乗じた値を超えた場合に年度末まで関税を引上げ

1-2年目	3-6年目	7-11年目
112%	116%	119%

(注)4年目までは全輸入量、5年目以降は399円/kg以上の輸入量。

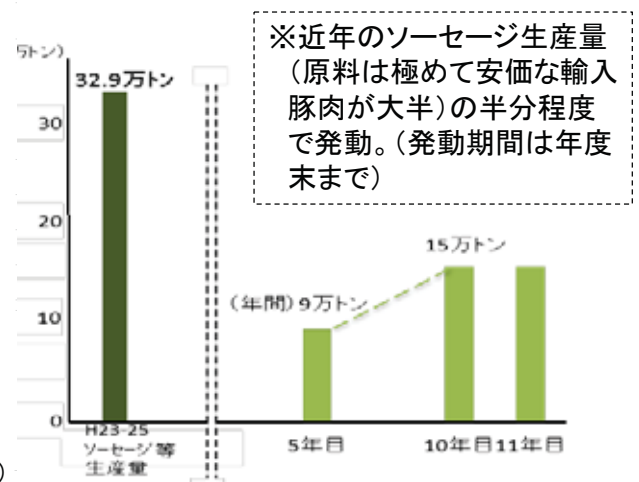
2. 従量税部分

① 関税水準とセーフガード発動時の税率



② セーフガード発動数量

【TPP国からの低価格帯(399円/kg未満)の合計輸入量】



(注) 399円/kg以上の部分の発動数量は、1. 従価税の②と同じ仕組み(発動後税率のみ上記①を適用)

○ TPP参加国には現行の関税緊急措置に代わり当該セーフガードを適用。

脱脂粉乳・バター

- 脱脂粉乳、バターについて関税削減・撤廃は行わず、TPP枠を設定。
- 枠数量は、最近の追加輸入量の範囲内。

既存のWTO枠

- 農畜産業振興機構(ALIC)による輸入(国家貿易)
- 約束数量 13.7万トン(*1)
(生乳換算)
(対象品目:脱脂粉乳、バターホエイ等)
- 枠内税率
脱脂粉乳25%、35%+マークアップ(*2)
バター 35%+マークアップ(*2)

既存のWTO枠

今後も継続
(変更せず)

+

脱脂粉乳、バターが
不足している場合に実施

追加的な輸入

- 農畜産業振興機構(ALIC)による輸入(国家貿易)
- 輸入量:不足分
(追加輸入の実績)

(生乳換算、万トン)

年度	2014	2015
脱脂粉乳・バター	18.8	15.6

+

TPP枠

- ユーザー、商社等による輸入(民間貿易)
- 枠数量 (生乳換算)
脱脂粉乳2万659トン → 2万4102トン(6年目)
(製品 3,188トン→3,719トンに相当)
バター 3万9341トン → 4万5898トン(6年目)
(製品 3,188トン→3,719トンに相当)
合計 6万トン → 7万トン(6年目)
- 枠内税率(11年目までに削減)
脱脂粉乳 25%,35%+130円/kg
→ 25%,35%
バター 35%+290円/kg → 35%

(*1)13.7万トンのうち、ホエイを3.1万トン(生乳換算)輸入。

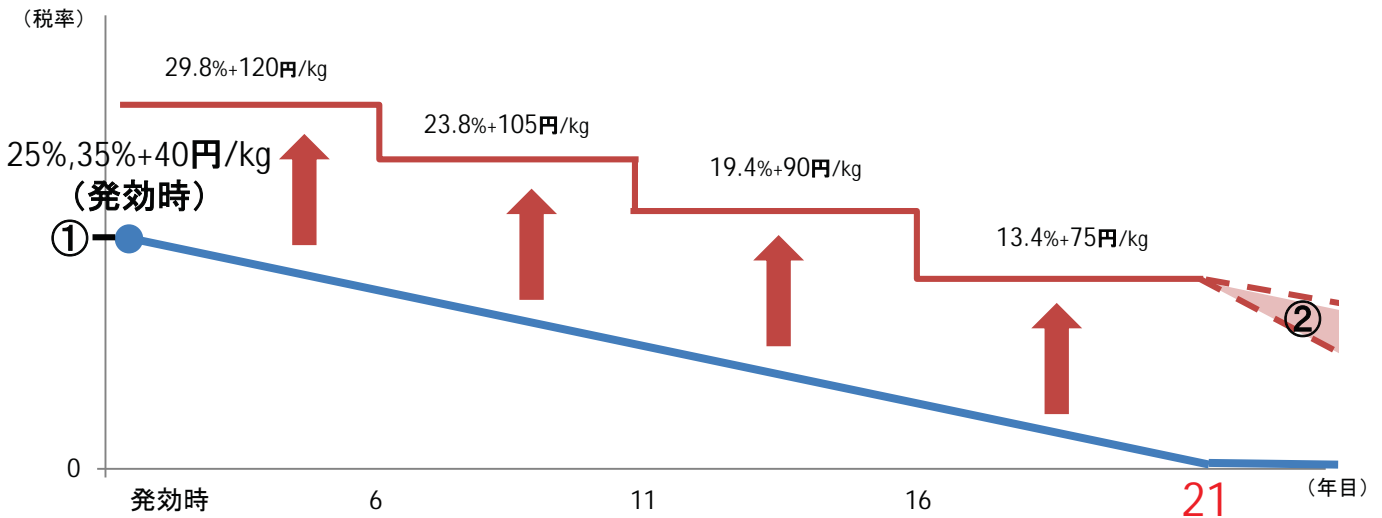
(*2)ALICの入札によって決定される額。最近5年間のマークアップは、脱脂粉乳32円/kg~238円/kg、
バター77円/kg~649円/kg

ホエイ

- 脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%)について、最も長い21年目までの関税撤廃期間を確保。
- 20年目のセーフガード発動数量を脱脂粉乳の国内生産量の1割強の水準に設定。
- 脱脂粉乳と競合する可能性が低いたんぱく質含有量25%未満のものは、セーフガード付きで16年目までの関税撤廃期間を確保(たんぱく質含有量が特に高いものは、6年目に無税)。

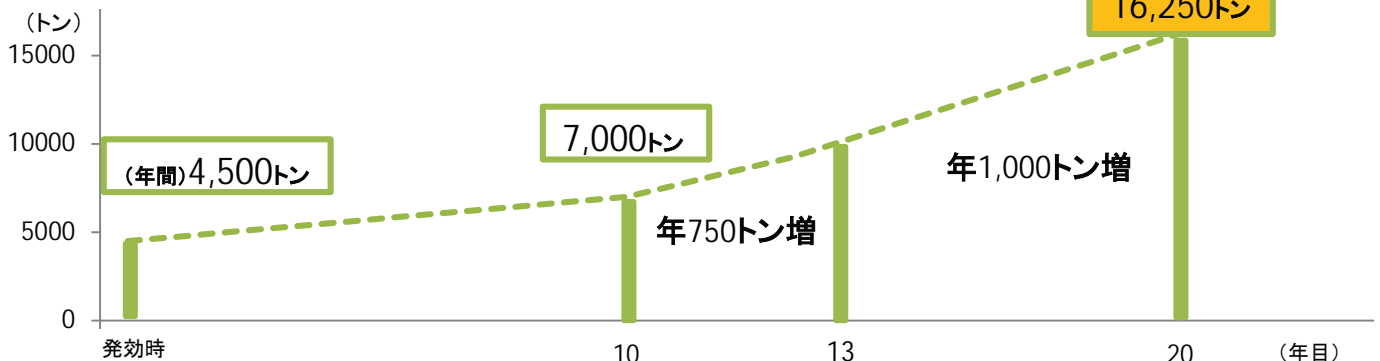
ホエイ(たんぱく質含有量25-45%)

(1) 関税水準とセーフガード税率



- ① 発効時の関税水準は、直近3年の平均輸入価格(299円/kg)で換算すると115~145円/kg程度
発効前の輸入は国家貿易により実施されており、枠内税率25%,35%に加えてマークアップを徴収(直近5年では25円~255円/kg)
現行のホエイの2次税率は29.8%+425円/kg,687円/kg
- ② 21年目以降のセーフガード税率
・毎年1.9%+10.7円/kgずつ削減し、発動されれば削減幅が半減
・3年間発動がなければ終了

(2) セーフガードの発動数量



(注) 脱脂粉乳が国内で不足しているときや、脱脂粉乳の国内需要が低下していないときは、セーフガードを適用しない。

チーズ

- 日本人の嗜好に合うモッツアレラ、カマンベール、プロセスチーズ等の関税を維持。
- 主に原材料として使われるチェダー、ゴーダ等の熟成チーズやクリームチーズ等は関税撤廃するものの、長い経過期間(16年目までの関税撤廃期間)を確保。
- 国産チェダー、ゴーダ等の主な仕向け先であるプロセスチーズ原料用チーズについて、現行の抱合せ制度を維持することで、国産チーズに対する急激な需要減少を回避。

チーズの区分		現行関税	合意内容
主要ナチュラルチーズ	①フレッシュチーズ (クリームチーズ、モッツアレラ等)	29.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・モッツアレラ等(クリームチーズ以外): 現状維持 ・シュレッドチーズ原料用関税割当 国産品の使用を条件とした無税輸入 抱合せ 国産品:輸入品 = 1:3.5 ・クリームチーズ 脂肪分45%未満: 段階的に16年目に撤廃 脂肪分45%以上: 即時10%削減 (29.8%→26.8%)
	②ブルーチーズ	29.8%	・11年目までに50%削減
	③その他チーズ(熟成チーズ) (チェダー、ゴーダ、カマンベール等)	29.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトチーズ(カマンベール等): 現状維持 ・ソフトチーズ以外(チェダー、ゴーダ等): 段階的に16年目に撤廃
	※プロセスチーズ原料用チーズ(①、②、③のチーズ、主にチェダー、ゴーダ等) 国産品の使用を条件に無税輸入を認める抱合せ制度 (国産品:輸入品 = 1:2.5)		
ナチュラルチーズを加工し	④シュレッドチーズ	22.4%	・段階的に16年目に撤廃
	⑤おろし及び粉チーズ	26.3%又は40.0%	・段階的に16年目に撤廃
	⑥プロセスチーズ	40.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持 ・国別関税割当 (豪、NZ、米に各100t(当初)→150t(11年目)) 枠内税率 段階的に11年目で撤廃

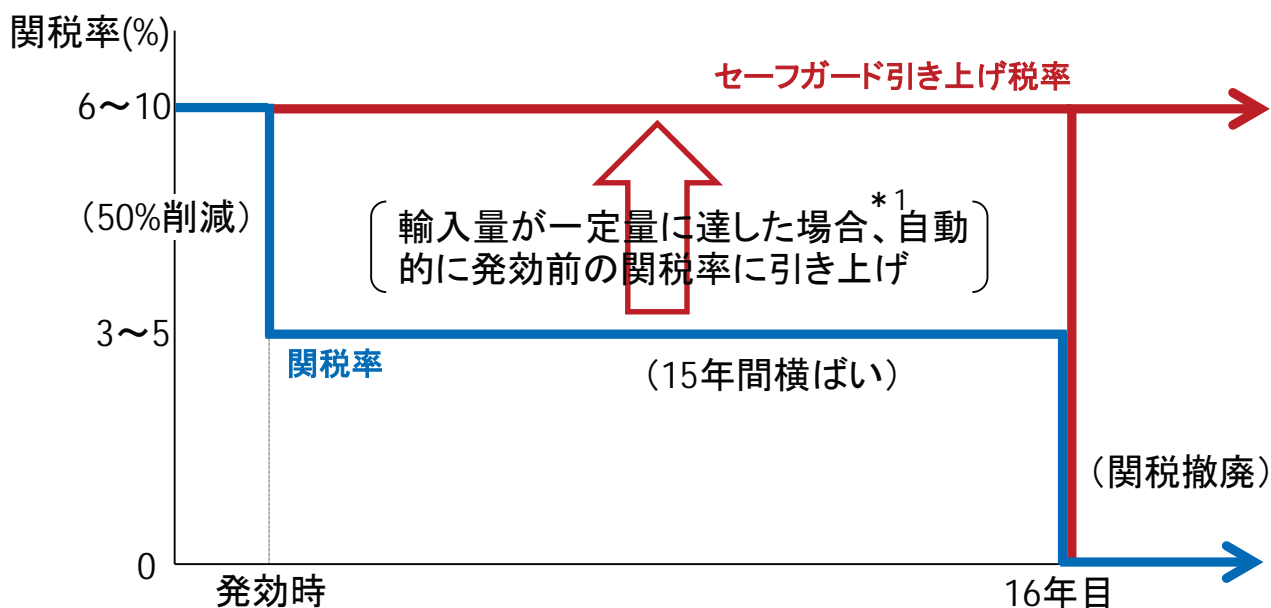
注: は関税撤廃の例外

林産物

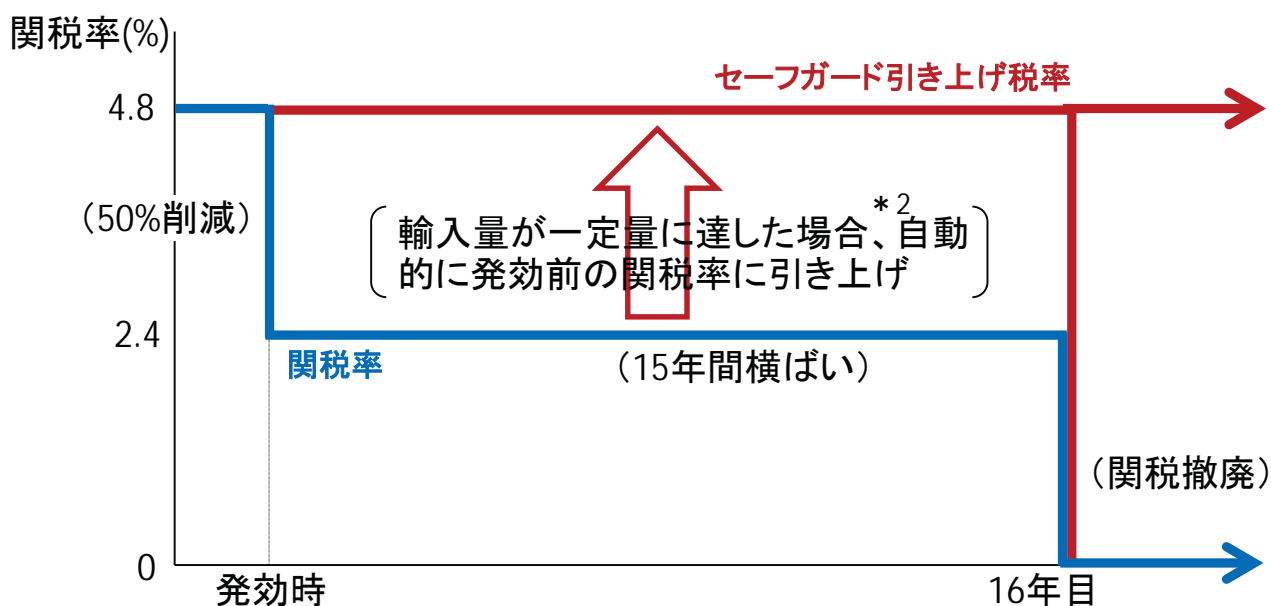
- 合板及び製材は、輸入額の多い国又は輸入額の伸びが著しい国に対し、16年目までの長期の関税撤廃期間とセーフガードを国別に設定。
- 非農産品である林産物にセーフガードを設定するのは、世界でも前例のない措置。
- 合板、製材の代替・競合品であるOSB^{*}(オリエンテッドストランドボード)もセーフガード付きで16年目までの段階的撤廃。

※ 薄く切削した長方形の木片を並べた層を、互いに繊維方向が直交するように重ねて高温圧縮した板製品

1. 合板(例:マレーシア)



2. 製材(SPF)(例:カナダ)



〔注〕上記1、2ともマレーシア及びカナダの主要品目については、関税撤廃後もセーフガードを維持可

* 1: マレーシアの熱帯産木材の合板の場合、発効時1,044千m³、毎年20.9千m³増、16年目以降毎年31.3千m³増。

* 2: カナダのSPF製材の場合、発効時1,573千m³、毎年31.5千m³増、16年目以降毎年31.5千m³増。

水産物

- 特にセンシティブティの高い海藻類(のり、こんぶ等)は、関税削減によって関税を維持。
- 関税撤廃は、重要品目のあじ、さばは16年目の長期で対応、その他の品目はセンシティブティを考慮し11年目から即時までで対応。

◆関税削減(即時、15%削減)

干しのり 1.5円/1枚 → 1.28円/1枚
こんぶ、のり、のり・こんぶ調製品、わかめ、ひじき
10.5%~40% → 8.9%~34%

◆16年目撤廃

あじ、さば
7~10% → 無税(16年目)
(※)米国のみ12年目に撤廃(ただし、8年間現行税率を維持し、その後、3年間かけて段階的に撤廃)

◆11年目撤廃

めばち、みなみまぐろ、太平洋くろまぐろ、ます、ぎんざけ、
大西洋さけ、ぶり、するめいか 等
3.5%~15% → 無税(11年目)

◆6年目撤廃

まいわし、あかいか 等
3.5%~10% → 無税(6年目)

◆即時撤廃

かつお、べにざけ、すけとうだら(すり身・卵)、まだら、
ひらめ・かれい 等
3.5%~6% → 無税(発効時)

我が国の輸出関心品目に関する大筋合意の概要

- 我が国農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで関税撤廃を獲得
- 米国向け牛肉については、現行の米国向け輸出実績の20～40倍に相当する数量の無税枠を獲得
- 近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚、冷凍魚について、即時の関税撤廃を獲得

(主な輸出関心品目の内容)

◆ 牛肉:0～16年の関税撤廃

(主な国の内容。以下同じ。)

- 米国(現行関税割当:日本向け枠200トン、枠内税率4.4セント/kg、枠外税率26.4%):
 - ・15年で枠外税率撤廃
 - ・日本向け無税枠3,000トン(当初)→6,250トン(最終年)
- カナダ(現行26.5%):6年撤廃
- メキシコ(現行20～25%):10年撤廃

◆ ブリ、サバ、サンマ:0～5年撤廃

- ベトナム(現行11～15%):即時撤廃

◆ なし:即時撤廃

- 米国(現行0～0.3セント/kg(0.2%*)) : 即時撤廃
- カナダ(現行0～10.5%) : 即時撤廃

(*)2009年データに基づき
米国が従価税に換算。
以下同じ。

◆ 米:0～15年撤廃

- 米国(現行1.4セント/kg(1.5%*)) : 5年撤廃

◆ 醤油:0～6年撤廃

- 米国(現行3%) : 5年撤廃

◆ 切花:0～5年撤廃

- 米国(現行3.2～6.8%) : 即時撤廃
- カナダ(現行0～16%) : 即時撤廃

TPP交渉における豆類、こんにやく、茶の合意内容

品目	現在の関税率	合意内容	国内生産量 (直近3カ年平均)	輸入量 (直近3カ年平均)	うちTPP参加国
小豆	枠内: 10% 枠外: 354円/kg	・枠内について即時関税撤廃 ・枠外について現行維持	7.1万トン	2.6万トン	総計: 1.1万トン カナダ: 1.0万トン 米国: 0.09万トン
いんげん	枠内: 10% 枠外: 354円/kg	・枠内について即時関税撤廃 ・枠外について現行維持	1.8万トン	3.4万トン	総計: 1.5万トン 米国: 0.9万トン カナダ: 0.6万トン
落花生	枠内: 10% 枠外: 617円/kg	・枠内について即時関税撤廃 ・枠外について段階的に8年目に関税撤廃	1.7万トン	2.7万トン	総計: 0.9万トン 米国: 0.9万トン 豪州: 0.02万トン
こんにやく いも	枠内: 40% 枠外: 2796円/kg	・枠内について現行維持 ・枠外について段階的に6年目までに15%削減	0.54万トン (精粉ベース)	0.06万トン (精粉ベース)	総計: 0.0002万トン ベトナム: 0.0002万トン
	製品				
茶	17%	・段階的に6年目に関税撤廃	8.5万トン	0.5万トン	総計: 0.06万トン オーストラリア: 0.03万トン ベトナム: 0.03万トン

TPP交渉における主な園芸関連品目の合意内容

品目	現在の関税率	合意内容	国内生産量 (直近3カ年平均)	輸入量 (直近3カ年平均)	うちTPP参加国
トマト加工品	トマト・ユレーレ・ハースト トマト・ガチャップ、トマトソース、 トマトジュース等 枠内：無税 枠外：16% 17%～29.8%	・段階的に6年目に関税撤廃 ・段階的に6～11年目に関税撤廃	30万トン	26万トン	総計：5万トン 米国：3.2万トン チリ：1.3万トン
オレンジ (生果)	6月～11月 16% 12月～5月 32%	・4月～11月 段階的に6年目に関税撤廃 ・12月～3月 段階的に8年目に関税撤廃(関 税削減期間中はセーフガードを措置)	86万トン※直近4年平均 (うんしゅうみかんの 生産量)	12万トン※直近4年平均	総計：11万トン 米国：8.3万トン 豪州：2.7万トン
オレンジ (果汁)	「21.3%」～ 「29.8%又は23円/kgのうちの高い方」	・段階的に6～11年目に関税撤廃	0.6万トン※直近4年平均 (うんしゅうみかんの 果汁の生産量)	9.4万トン※直近4年平均	総計：0.8万トン メキシコ：0.5万トン 米国：0.2万トン
りんご (生果)	17%	・段階的に11年目に関税撤廃	74万トン※直近4年平均	0.1万トン※直近4年平均	総計：0.1万トン NZ：0.1万トン 豪州：0.003万トン
りんご (果汁)	「19.1%」～ 「34%又は23円/kgのうちの高い方」	・段階的に8～11年目に関税撤廃	1.5万トン※直近4年平均	8.4万トン※直近4年平均	総計：0.8万トン チリ：0.4万トン 米国：0.2万トン
パインアップル(生 果)	17%	・段階的に11年目に関税撤廃	0.7万トン※直近4年平均	16.3万トン※直近4年平均	総計：0.03万トン 米国：0.03万トン メキシコ：0.001万トン
パインアップル (缶詰)	枠内：無税 枠外：33円/kg	・関税割当制度を維持 ・枠外について段階的に6年目までに15%削減	0.06万トン※直近4年平均	3.8万トン※直近4年平均	総計：0.2万トン マレーシア：0.2万トン ペトナム：0.004万トン
さくらんぼ	8.5%	・段階的に6年目に関税撤廃	1.9万トン※直近4年平均	1.0万トン※直近4年平均	総計：1.0万トン 米国：1.0万トン チリ：0.003万トン
ぶどう	3月～10月 17% 11月～2月 7.8%	・即時関税撤廃	18.6万トン※直近4年平均	1.8万トン※直近4年平均	総計：1.8万トン チリ：1.0万トン 米国：0.8万トン

(参考)ポトルワイン：現在の関税率は、15%又は125円/Lのうちの低い方が適用。TPP交渉により8年目に関税撤廃することに合意。

TPP交渉におけるその他の牛肉・豚肉関連分野の合意内容

品 目 名	合 意 内 容
牛肉臓(ハラミ等)	現行12.8%の関税を、初年度6.4%(▲50%)とし、以降毎年同じ割合で削減し13年目に撤廃
牛タン	現行12.8%の関税を、初年度6.4%(▲50%)とし、以降毎年同じ割合で削減し11年目に撤廃
牛肉30%未満の調製品	現行21.3%の関税を、毎年同じ割合で削減し11年目に撤廃
その他牛肉関連(牛生体、肝臓、その他調製品等)	現行関税を、毎年同じ割合で削減し16年目に撤廃
豚肉調製品(ハム・ベーコン等差額関税のもの)	現行関税を、初年度▲50%とし、以降毎年段階的に削減し11年目に撤廃 セーフガードあり。
豚肉調製品(ソーセージ等差額関税でないもの)	現行10～20%の関税を、毎年同じ割合で削減し6年目に撤廃
豚の冷蔵の内臓、肝臓(冷凍)	現行8.5%の関税を、毎年同じ割合で削減し11年目に撤廃
豚の冷凍の内臓	現行8.5%の関税を、初年度4.2%(▲50%)とし、以降毎年同じ割合で削減し8年目に撤廃
子豚	現行8.5%の関税を、即時撤廃
成豚(差額関税)	現行関税を、毎年同じ割合で削減し16年目に撤廃

TPP交渉における乳製品(その他乳製品)分野の合意内容

乳製品の種類	現在の関税率	合意内容
全粉乳・ バターミルクパウダー	国家貿易: 25%~35%+マーガツプ 枠外: 25.5%+612円/kg、 29.8%+396円/kg等	・関税割当の新設(TPP枠) ①枠内数量: 1,500トン→2,250トン(6年目、生乳換算) 枠内税率: 全粉乳 30%+210円/kg→30%(11年目・民間貿易) バターミルクパウダー 25%~35%+200円/kg→25%~35%(11年目・民間貿易) ②枠内数量: 20,000トン→60,000トン(11年目、生乳換算) 枠内税率: 抱合せ無税(国産(全粉)): 輸入=1:3 用途: チョコレート原材料用
ホエイ	国家貿易: 25%、35%+マーガツプ 関税割当: 無機質25%、35%、乳幼児用10% 無機質濃縮ホエイ 枠内数量: 14,000トン 乳幼児用ホエイ 枠内数量: 25,000トン 枠外: 29.8%+425円/kg等	・関税割当の新設(国別枠) (米国)無機質濃縮ホエイ 1千トン→4千トン(11年目)、枠内税率: 25%、35%→0%(6年目) 乳幼児用ホエイ 3千トン→3千トン(11年目)、枠内税率: 即時関税撤廃 パーミエイト 1千トン→2千トン(11年目)、枠内税率: 即時関税撤廃 (豪州)無機質濃縮ホエイ 4千トン→5千トン(11年目)、枠内税率: 25%、35%→0%(6年目) (NZ) 無機質濃縮ホエイ 枠内税率: 25%、35%→0%(6年目) 乳幼児用ホエイ 1.3千トン→1.7千トン(11年目) 枠内税率: 即時関税撤廃 パーミエイト 枠内税率: 即時関税撤廃
加糖れん乳	国家貿易: 30%+マーガツプ 枠外: 25.5%+509円/kg等	・関税割当の新設(TPP枠) 枠内数量: 750トン(即時) 枠内税率: 即時関税撤廃
無糖れん乳	関税割当(枠内数量: 1,500トン): 枠内25%、30% 枠外: 25.5%+509円/kg等	・関税割当の新設(TPP枠) 枠内数量: 1,500トン→4,750トン(6年目) 枠内税率: 即時関税撤廃
PEF(調製食用脂)	関税割当(枠内数量: 18,977トン): 枠内25% 枠外: 29.8%+1,159円/kg	・既存の関税割当の枠内税率を11年目まで80%削減、残りの税率(5%)を21年目までに撤廃
その他の乳製品 (乳成分が全重量の30%以上) 牛乳、ヨーグルト、粉ミルク、粉乳調製品、 バター調製品 等	関税割当(枠内数量: 133,940トン(生乳換算)): 枠内12%~35% 枠外: 29.8%+679円/kg等	・既存の関税割当の枠内税率を6年目までに50~90%削減、または撤廃

TPP交渉における乳製品(その他乳製品)分野の合意内容

乳製品の種類	現在の関税率	合意内容
アイスクリーム・氷菓	21.0%~29.8%(アイスクリーム) 21.3%~29.8%(氷菓)	・アイスクリーム:6年で63%~67%削減 ・氷菓:11年目で関税撤廃
フロースズヨン・グルト	26.3%、29.8%	・11年目で関税撤廃
無糖ココア調製品 (2kgを超える容器入り、ココア粉が全重量の10%以上)	21.3% 抱合わせ無税関税割当 (国産:輸入:1:2.6)	・関税割当(TPP枠)を新設 ①枠内数量:5,500トン(即時)、枠内税率:21.3%→10.7%(11年目) ②枠内数量:4,000トン→12,000トン(11年)、枠内税率:抱合せ無税(国産(全粉)):輸入=1:3)
加圧容器入りにした ホイップドクリーム	25.5%(4類)	・6年目で関税撤廃(即時で50%関税削減)
乳幼児用粉ミルク (小売用、乳成分が全重量の30%未満)	21.3%、23.8%(加糖)	・11年目で関税撤廃
低脂肪調製食用脂	21.3%	・関税割当(TPP枠)を新設 枠内数量:1,500トン→2,300トン(11年目) 枠内税率:21.3%→10.7%
乳糖、カゼイン、ミルクアルブミン	8.5%、5.4%、2.9%	・即時関税撤廃

TPP交渉における鶏卵・鶏肉・軽種馬・天然はちみつのかみつの合意内容

	品目	現在の関税率	合意内容	国内生産量 (直近3か年平均)	輸入量 (直近3か年平均)	うちTPP参加国
鶏卵	殻付き卵	17%～21.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵・冷凍のものについては、段階的に13年目に関税撤廃（発効時に20%削減し、6年据え置きの後、7年目から段階的に13年目に関税撤廃） ・その他のものについては、段階的に11年目に関税撤廃 		0.2万トン	総計:0.1万トン 米国:0.1万トン オーストラリア:0.0003万トン
	全卵又は卵黄	18.8%～21.3% 又は48～51円/kg	<ul style="list-style-type: none"> ・全卵粉については、段階的に13年目に関税撤廃（発効時に50%削減し、6年据え置き後に7年目に25%削減し、6年据え置き後に13年目に関税撤廃） ・その他のものについては、段階的に6年目に関税撤廃 	鶏卵:251万トン	3.1万トン	総計:2.0万トン 米国:1.8万トン メキシコ:0.1万トン
	卵白	8%	<ul style="list-style-type: none"> ・即時関税撤廃 		9.5万トン	総計:0.9万トン メキシコ:0.4万トン 米国:0.2万トン
鶏肉等	鶏肉	8.5%、11.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、段階的に11年目に関税撤廃 ・ただし、冷蔵丸鶏と冷凍鶏肉(丸鶏及び骨付きも肉を除く。)については、段階的に6年目に関税撤廃 	鶏肉:147万トン	44.2万トン	総計:2.5万トン 米国:2.5万トン チリ:0.05万トン
	鶏肉調製品	6%、21.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・牛・豚の肉を含むものについては、段階的に11年目に関税撤廃 ・その他のものについては、段階的に6年目に関税撤廃（発効時に20%削減） 		43.1万トン	総計:0.04万トン 米国:0.04万トン ニュージーランド:0.0006万トン
	軽種馬	340万円/頭	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠馬については、即時関税撤廃 ・競走馬については、段階的に16年目に関税撤廃。セーフガード措置 ・競走馬の取引価格が850万円/頭の発効基準価格よりも10%超低い場合にその差に応じて関税を加算 	6,841頭	170頭 うち妊娠馬7頭 うち競走馬163頭	総計:119頭(4) 米国:111頭(3) オーストラリア:8頭(1) ※()はうち妊娠馬頭数
	天然はちみつ	25.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的に8年目に関税撤廃 	0.3万トン	3.8万トン	総計:0.4万トン カナダ:0.2万トン ニュージーランド:0.06万トン

TPP交渉における主な加工食品の合意内容

品目	現在の関税率	合意内容
キャンディ ホワイトチョコレート 砂糖菓子	25%	関税割当 枠内税率：25% → 0% (即時) 枠内数量：3,000t → 6,000t (11年目)
チューニングガム	24%	段階的撤廃：24% → 0% (11年目)
ビスケット	スイート スケット 20.4% ビスケット、クッキー及びクラッカー (砂糖入り) 15%	スイート スケット 段階的撤廃：20.4% → 0% (11年目) ビスケット、クッキー及びクラッカー (砂糖入り) 段階的撤廃：15% → 0% (6年目)
パスタ	スパゲティ 30円/kg マカロニ 30円/kg その他パスタ 5.1～23.8%	スパゲティ 段階的削減：30円/kg → 12円/kg (9年目) マカロニ 段階的削減：30円/kg → 12円/kg (9年目) その他パスタ 段階的撤廃：5.1～23.8% → 0% (11年目)
植物油脂	大豆油 10.9円/kg、13.2円/kg 菜種油 10.9円/kg、13.2円/kg こめ油 8.5円/kg、10.4円/kg	大豆油 段階的撤廃：10.9円/kg、13.2円/kg → 0円/kg (6年目) 菜種油 段階的撤廃：10.9円/kg、13.2円/kg → 0円/kg (6年目) こめ油 段階的撤廃：8.5円/kg、10.4円/kg → 0円/kg (11年目)
食用加工油脂	マーガリン 29.8% ショートニング 12.8%	マーガリン 段階的撤廃：29.8% → 0% (6年目) ショートニング 段階的撤廃：12.8% → 0% (6年目)

各国の対日関税に関する交渉結果

農林水産省

<目次>

- 穀物・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ
- 畜産物・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ページ
- 園芸・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ページ
- 加工品・・・・・・・・・・・・・・・・・・13ページ
- 林産物・・・・・・・・・・・・・・・・・・16ページ
- 水産物・・・・・・・・・・・・・・・・・・17ページ

(注1)各分野の直近3年の輸出額データは、便宜上、以下の分類によった。

穀物:HS10～11類及び19類

畜産物:HS1～2類、4～5類及び16類(1604、1605を除く)

園芸:HS6類、7類(きのこを除く)、8～9類、12類(海藻を除く)、13～14類、20類及び24類

加工品:HS15類、17～18類及び21～23類

林産物:HS7類のうちきのこ類、44類及び46類

水産物:HS3類、12類のうち海藻、16類のうち1604及び1605

(注2)「個別品目の交渉結果」の各表において、

※は、現在、検疫の理由から輸出できない国、又は検疫協議を行っていない国。

※※は、現在、検疫協議中の国。

(注3)個別品目を網羅した詳細資料は現在整理中であり、近日中にHPに掲載予定。

直近3年の輸出額

(百万円)

	2012	2013	2014	主な輸出先	
穀物	世界	37,654	45,517	57,329	香港、台湾、米国、シンガポール、韓国
	TPP	11,632	13,128	15,872	米国、シンガポール
コメ	世界	726	1,030	1,428	香港、シンガポール、台湾、中国
	TPP	267	410	498	シンガポール、豪州、米国
米菓	世界	2,902	3,487	3,944	台湾、香港、米国、シンガポール、韓国
	TPP	923	1,019	1,061	米国、シンガポール、豪州
即席麺	世界	2,530	3,238	3,537	香港、米国、台湾、フィリピン
	TPP	921	899	918	米国、シンガポール、豪州

(参考)輸出戦略上の位置づけ

- 重点品目
コメ、コメ加工品(米菓)、即席麺
- 重点地域
【コメ】
台湾、豪州、EU、ロシア、中国、米国、香港、シンガポール
【米菓】
中東、中国、EU、台湾、香港、シンガポール、米国
【日本酒】
EU、台湾、中国、ブラジル、ロシア、韓国、米国、香港
- 2020年までの目標
600億円(日本酒含む)

個別品目の交渉結果

注:「現行」はTPP交渉のベースとなった2010年1月1日時点の税率。
[]内は、EPA税率。

(1) コメ(精米)

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ※	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	1.4セント/kg ↓ 5年目撤廃	(無税)	(無税)	20% ↓ 10年目撤廃	40% ↓ 11年目撤廃
シンガポール	チリ	ペルー※	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% ↓ 8年目撤廃	0%+従量税 ↓ 従量税維持	(無税)	40% [22.5%] ↓ 即時撤廃	(無税)

(2) 米菓

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	無税~4.5% ↓ 即時撤廃	2%~ 5.42セント/kg + 4% ↓ 即時又は 11年目撤廃	5% [無税] ↓ 即時撤廃	10% [無税] ↓ 即時撤廃	無税又は6% [無税] ↓ 即時撤廃
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% ↓ 即時撤廃	(無税)	5% ↓ 2年目撤廃	20~30% [14.6%] ↓ 4年目撤廃	(無税)

(3) 即席麵

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	6.4% ↓ 即時撤廃	11% ↓ 即時撤廃	5% [無税] ↓ 即時撤廃	10% ↓ 5年目撤廃	8% [無税] ↓ 即時撤廃
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% ↓ 即時撤廃	(無税)	5% ↓ 5年目撤廃	34% [14.6%] ↓ 6年目撤廃	(無税)

直近3年の輸出額

		(百万円)			
		主な輸出先			
		2012	2013	2014	
畜産物	世界	14,263	17,378	22,456	香港、台湾、米国、シンガポール
	TPP	1,432	2,088	3,037	米国、シンガポール
牛肉	世界	5,064	5,771	8,173	香港、カンボジア、米国、シンガポール
	TPP	590	1,404	2,150	米国、シンガポール
豚肉	世界	288	435	680	香港、マカオ、シンガポール、カンボジア
	TPP	23	47	85	シンガポール、ベトナム
鶏肉	世界	995	1,329	1,703	香港、モンゴル、カンボジア、ベトナム
	TPP	35	137	67	ベトナム
牛乳・乳製品	世界	2,158	2,923	5,332	香港、台湾、ベトナム、パキスタン
	TPP	243	392	1,201	ベトナム、マレーシア、シンガポール
鳥卵(紛卵等含む)	世界	202	334	486	香港、ベトナム、フィリピン、韓国、NZ
	TPP	19	40	45	ベトナム、NZ、シンガポール

(参考)輸出戦略上の位置づけ

- 重点品目
牛肉
- 重点地域
米国、EU、カナダ、香港、マカオ、シンガポール、タイ、フィリピン、アラブ首長国連邦、カタル、ロシア、メキシコ、インドネシア、NZ、ベトナム、中国、台湾、イスラム圏(マレーシア、サウジアラビア他)等
- 2020年までの目標
250億円

個別品目の交渉結果

注:「現行」はTPP交渉のベースとなった2010年1月1日時点の税率。
[]内は、EPA税率。

(1)牛肉

国名	米国	カナダ	豪州**	メキシコ	マレーシア**
現行 ↓ 交渉結果	枠内(日本向け):4.4セント/kg、 200トン 枠外:26.4% ↓ 枠内:即時~10年目撤廃 枠外:日本向け関税割当 (無税、6,250トン(14年目))、 15年目撤廃	26.5% ↓ 6年目撤廃	(無税)	20~25% [枠内(日本向け):2.0~ 2.5%、6,000ト ン] ↓ 10年目撤廃	(無税)
シンガ ポール	チリ**	ペルー**	NZ	ベトナム	ブルネイ**
(無税)	6% ↓ 即時撤廃	17% ↓ 11年目撤廃 (ロース薄切は 即時撤廃)	(無税)	15~31% [11.3%] ↓ 3年目撤廃	(無税)

畜産物-2

(2) 豚肉

国名	米国※※	カナダ※	豪州※	メキシコ※	マレーシア※
現行 ↓ 交渉結果	無税～1.4セント/kg ↓ 即時撤廃	(無税)	(無税)	20% ↓ 即時撤廃	枠内:25% 枠外:50% ↓ 16年目撤廃
シンガ ポール	チリ※	ペルー※	NZ※	ベトナム	ブルネイ※
(無税)	6% [生鮮・冷蔵 無税] ↓ 即時撤廃	9% ↓ 即時又は6年 目撤廃	5% ↓ 即時又は 2年目撤廃	15又は27% [16.875%] ↓ 8又は10年目 撤廃	(無税)

※注:マレーシア以外は枝肉及び部分肉の税率を示し、部分肉は無税。

(3) 鶏肉

国名	米国※※	カナダ※	豪州※	メキシコ※	マレーシア※
現行 ↓ 交渉結果	8.8又は17.6セ ント/kg ↓ 即時又は 10年目撤廃	4～249% ↓ 関税割当 (無税、26.745 トン(19年目))	(無税)	10～234% [枠内(日本向 け):23.4%、8500 トン] ↓ 即時～10年目 撤廃	枠内:20% 枠外:40% ↓ 枠内:即時撤廃 枠外:関税割当 (20%(10年目)、 23,219トン(16年目))
シンガ ポール※※	チリ※	ペルー※	NZ※	ベトナム	ブルネイ※
(無税)	6又は9.3% ↓ 即時撤廃	9% ↓ 即時～16年目 撤廃	5% ↓ 即時撤廃	20～40% [11.25%] ↓ 11～13年目撤廃	(無税)

(4) 殻付卵

国名	米国※※	カナダ※	豪州※	メキシコ※	マレーシア※
現行 ↓ 交渉結果	2.8セント/ダース ↓ 即時撤廃	枠内:1.51セント/ダース 枠外:163.5%(ただし 79.9セント/ダース以上) ↓ 枠内:即時撤廃 枠外:関税割当 (無税、19,006,158 ダース(19年目))	(無税)	45% [無税] ↓ 即時撤廃	枠内:10% 枠外:50% ↓ 枠内:即時撤廃 枠外:関税割当 (25%(10年 目)、232,194ト ン(16年目))
シンガ ポール	チリ※	ペルー※	NZ※	ベトナム※	ブルネイ※
(無税)	6% [無税] ↓ 即時撤廃	(無税)	(無税)	枠内:30% 枠外:80% [枠内:22.5%] ↓ 枠内:6年目撤廃 枠外:維持	(無税)

畜産物—3

(5) チーズ

国名	米国※	カナダ※	豪州※	メキシコ※	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	1.055～2.269 ト/ル/kg ↓ 10～20年目 撤廃	枠内：2.84又は3.32 セント/kg 枠外：245.5% ↓ 枠内：即時撤廃 枠外：関税割当 (16,502トン(19年目))	1.220豪ト/ル /kg [無税] ↓ 即時撤廃	20～125% ↓ 即時又は10年目撤 廃、関税割当(無税、 6,500トン(11年目))	(無税)
シンガ ポール	チリ※	ペルー※	NZ※	ベトナム	ブルネイ※
(無税)	6% [無税又は6%] ↓ 即時又は 8年目撤廃	9%又は 0%+従量税 ↓ 6年目撤廃又は 従量税維持	(無税)	10% [3.6%] ↓ 即時～4年目撤廃	(無税)

(6) 育児用粉乳

国名	米国※	カナダ※	豪州※	メキシコ※	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	1.035ト/ル/kg+14.9% ↓ 10～15年目撤 廃	9.5% ↓ 即時撤廃	(無税)	10% ↓ 10年目撤廃	(無税)
シンガポール	チリ※	ペルー※	NZ※	ベトナム	ブルネイ※
(無税)	6% ↓ 即時撤廃	(無税)	5% ↓ 即時撤廃	5%～10% ↓ 4年目撤廃	(無税)

(7) LL牛乳

国名	米国※	カナダ※	豪州※	メキシコ※	マレーシア※
現行 ↓ 交渉結果	枠内：0.43セント /リットル 枠外：1.5セント/ リットル ↓ 5年目撤廃	枠内：7.5% 枠外：241% ↓ 枠内：即時撤廃 枠外：関税割当 (無税、56,905ト ン(19年目))	(無税)	10% ↓ 関税割当(無 税、37.5万リッ トル(11年目))	枠内：20% 枠外：50% ↓ 枠内：即時撤廃 枠外：関税割当 (3.1%(14年目)、 2,299トン(14年目))、 15年目撤廃
シンガポール	チリ※	ペルー※	NZ※	ベトナム※	ブルネイ※
(無税)	6% [無税] ↓ 即時撤廃	0%+従量税 ↓ 従量税維持	(無税)	15% [1.3%] ↓ 3年目撤廃	(無税)

(8) アイスクリーム(氷菓含む)

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ※	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	50.2セント/kg+ 17% ↓ 10又は20年目 撤廃	枠内：6.5% 枠外：277% ↓ 枠内：即時撤廃 枠外：関税割当 (無税、1138トン(14年 目))	4% [無税] ↓ 即時撤廃	20%+従量税◎ ↓ 即時撤廃	5% ↓ 即時撤廃
シンガポール	チリ※	ペルー※	NZ	ベトナム	ブルネイ※
(無税)	6% ↓ 即時撤廃	無税又は9% ↓ 即時又は 16年目撤廃	5% ↓ 即時撤廃	20% ↓ 5年目撤廃	(無税)

◎従量税は、0.36米ト/ル/kg on sugar content

(9)バター

国名	米国※	カナダ※	豪州※	メキシコ※	マレーシア※
現行 ↓ 交渉結果	枠内:12.3セント/kg 枠外:1.541ドル/kg ↓ 枠内:即時又は 10年目撤廃 枠外:15年目撤廃	枠内:11.38セント/kg 枠外:298.5% ↓ 枠内:即時撤廃 枠外:関税割当(無税、 5,121トン(19年目))	(無税)	20% ↓ 関税割当 (無税、2,000 トン(11年目))	(無税)
シンガポール	チリ※	ペルー※	NZ※	ベトナム※	ブルネイ※
(無税)	6% ↓ 8年目撤廃	0%+従量税 ↓ 従量税維持	5% ↓ 即時撤廃	15% [11.3%] ↓ 3年目撤廃	(無税)

(10)脱脂粉乳

国名	米国※	カナダ※	豪州※	メキシコ※	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	3.3~86.5セント/ kg ↓ 10年~15年目 撤廃	枠内:3.32セント/kg 枠外:201.5% ↓ 枠内:即時撤廃 枠外:関税割当(無 税、11,014トン(19年 目))	(無税)	63% ↓ 関税割当 (無税、42,000 トン(11年目))	(無税)
シンガポール	チリ※	ペルー※	NZ※	ベトナム	ブルネイ※
(無税)	6% ↓ 8年目撤廃	0%+従量税 ↓ 従量税維持	(無税)	3又は5% ↓ 即時撤廃又は 3年目撤廃	(無税)

直近3年の輸出額

園芸	(百万円)			
	2012	2013	2014	主な輸出先
りんご	世界 66,033	76,279	78,791	台湾、香港、米国、中国、韓国
	TPP 14,787	15,925	15,694	米国
	世界 3,312	7,160	8,642	台湾、香港、中国、タイ、シンガポール
なし	TPP 20	44	65	シンガポール、マレーシア、米国
	世界 498	616	538	香港、台湾、米国、タイ、シンガポール
かんきつ	TPP 14	21	39	米国、シンガポール、マレーシア
	世界 394	599	784	カナダ、台湾、香港、シンガポール、タイ
	TPP 227	332	458	カナダ、シンガポール、マレーシア
かき	世界 152	200	274	タイ、香港、マレーシア、台湾、シンガポール
	TPP 6	11	25	マレーシア、シンガポール
ながいも	世界 1,754	1,894	2,418	台湾、米国、シンガポール、タイ、マレーシア
	TPP 615	742	1,033	米国、シンガポール、マレーシア
茶	世界 5,053	6,610	7,799	米国、ドイツ、シンガポール、台湾、カナダ
	TPP 3,557	4,310	4,877	米国、シンガポール、カナダ
花き	世界 8,287	9,598	8,483	中国、ベトナム、香港、台湾、イタリア、米国
	TPP 4,437	3,186	2,279	ベトナム、米国、シンガポール

(参考)輸出戦略上の位置づけ

【青果物(りんご、なし、かんきつ、かき、ながいも等)】

- 重点地域
台湾、香港、タイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア、シンガポール、米国、中東、カナダ、NZ、EU、ロシア
- 2020年までの目標： 250億円

【茶】

- 重点地域
EU、ロシア、米国、香港、台湾、シンガポール
- 2020年までの目標： 150億円

【花き(植木・盆栽、鉢もの、切り花)】

- 重点地域
中国、香港、米国、EU、ロシア、トルコ、シンガポール、カナダ
- 2020年までの目標： 150億円

個別品目の交渉結果

注：「現行」はTPP交渉のベースとなった2010年1月1日時点の税率。
[]内は、EPA税率。

(1)りんご

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ※	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	(無税)	(無税)	(無税)	20% [枠内(日本向け):10%、500トン] ↓ 11年目撤廃	5% [無税] ↓ 即時撤廃
シンガポール	チリ※ 6% [2.625%] ↓ 即時撤廃	ペルー※ 9% [6.75%] ↓ 6年目撤廃	NZ (無税)	ベトナム 15% [7.3%] ↓ 3年目撤廃	ブルネイ (無税)

(2)なし

国名	米国 洋なしにつき※	カナダ	豪州 洋なしにつき※	メキシコ※	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	無税又は0.3セント/kg ↓ 即時撤廃	無税又は2.81セント/kg(ただし10.5%以上) ↓ 即時撤廃	(無税)	20% [無税] ↓ 即時撤廃	5% [無税] ↓ 即時撤廃
シンガポール	チリ※ 6% [無税]	ペルー※ 9% [4.5%] ↓ 即時撤廃	NZ※ (無税)	ベトナム※ 15% [9.1%] ↓ 2年目撤廃	ブルネイ (無税)

(3) うんしゅうみかん

国名	米国※	カナダ	豪州	メキシコ※	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	1.9セント/kg ↓ 10年目撤廃	(無税)	(無税)	20% [無税] ↓ 即時撤廃	5% [無税] ↓ 即時撤廃
シンガポール	チリ※	ペルー※	NZ※	ベトナム※	ブルネイ※
(無税)	6% [無税] ↓ 即時撤廃	9% ↓ 6年目撤廃	(無税)	30% [10.9%] ↓ 4年目撤廃	(無税)

(4) マンダリン(中晩柑)(うんしゅうみかんを除く)

国名	米国※	カナダ	豪州※	メキシコ※	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	1.9セント/kg ↓ 10年目撤廃	(無税)	(無税)	20% [無税] ↓ 即時撤廃	5% [無税] ↓ 即時撤廃
シンガポール	チリ※	ペルー※	NZ※	ベトナム※	ブルネイ※
(無税)	6% [無税] ↓ 即時撤廃	9% ↓ 6年目撤廃	(無税)	30% [10.9%] ↓ 4年目撤廃	(無税)

(5) 柿

国名	米国※	カナダ	豪州	メキシコ※	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	2.2% ↓ 即時撤廃	(無税)	(無税)	20% [無税] ↓ 即時撤廃	30% [無税] ↓ 11年目撤廃
シンガポール	チリ※	ペルー※	NZ※	ベトナム※	ブルネイ
(無税)	6% [無税] ↓ 即時撤廃	9% [3%] ↓ 即時撤廃	(無税)	30% [22.5%] ↓ 即時撤廃	(無税)

(6) もも

国名	米国※	カナダ※	豪州※	メキシコ※	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	無税又は0.2セント/kg ↓ 即時撤廃	2.82セント/kg (ただし8%以上) ↓ 即時撤廃	(無税)	20% [無税] ↓ 15年目撤廃	5% [無税] ↓ 即時撤廃
シンガポール	チリ※	ペルー※	NZ※	ベトナム※	ブルネイ
(無税)	6% [無税] ↓ 即時撤廃	9% [4.5%] ↓ 即時撤廃	(無税)	20% ↓ 3年目撤廃	(無税)

(7)ぶどう

国名	米国※	カナダ	豪州※	メキシコ※	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	無税～1.80米 トル/m3 ↓ 即時撤廃	無税又は1.41 セント/kg ↓ 即時撤廃	5% [無税] ↓ 即時撤廃	45% [7/1～10/31の 間は無税] ↓ 10年目撤廃	5% [無税] ↓ 即時撤廃
シンガポール	チリ※	ペルー※	NZ※	ベトナム※	ブルネイ
(無税)	6% [1.1%] ↓ 即時撤廃	9% [6.8%] ↓ 即時撤廃	(無税)	15% [14.1%] ↓ 3年目撤廃	(無税)

(8)さくらんぼ

国名	米国※	カナダ※	豪州※	メキシコ※	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	(無税)	無税又は5.62 セント/kg(ただし、 8.5%以上) ↓ 即時撤廃	(無税)	20% ↓ 即時撤廃	5% [無税] ↓ 即時撤廃
シンガポール	チリ※	ペルー※	NZ※	ベトナム※	ブルネイ
(無税)	6% [無税] ↓ 即時撤廃	9% [無税] ↓ 即時撤廃	(無税)	20% [16.9%] ↓ 2年目撤廃	(無税)

(9)いちご

国名	米国	カナダ※	豪州※	メキシコ※	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	0.2セント/kg又 は1.1セント/kg ↓ 即時撤廃	無税又は5.62 セント/kg(ただし 8.5%以上) ↓ 即時撤廃	(無税)	20% [無税] ↓ 即時撤廃	5% [無税] ↓ 即時撤廃
シンガポール	チリ※	ペルー※	NZ※	ベトナム※	ブルネイ
(無税)	6% [無税] ↓ 即時撤廃	9% [5.7%] ↓ 6年目撤廃	(無税)	15% [5.5%] ↓ 即時撤廃	(無税)

(10)メロン

国名	米国※	カナダ	豪州※	メキシコ※	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	1.6～29.8% ↓ 即時～ 10年目撤廃	(無税)	(無税)	20% [無税] ↓ 10年目撤廃	5%+0.6614 マレーシアリンギット [無税] ↓ 11年目撤廃
シンガポール	チリ※	ペルー※	NZ※	ベトナム※	ブルネイ
(無税)	6% [無税] ↓ 即時撤廃	9% [4.5%] ↓ 即時撤廃	(無税)	30% [22.5%] ↓ 即時撤廃	(無税)

(11) ながいも

国名	米国	カナダ	豪州※	メキシコ※	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	6.4% ↓ 5年目撤廃	(無税)	無税又は5% [無税] ↓ 即時撤廃	10又は20% ↓ 即時撤廃	(無税)
シンガポール	チリ※	ペルー※	NZ※	ベトナム※	ブルネイ
(無税)	6% [無税] ↓ 即時撤廃	9% [4.5%] ↓ 即時撤廃	無税又は5% ↓ 即時撤廃	10% [3.6%] ↓ 即時撤廃	(無税)

(12) 茶

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	(無税)	(無税)	(無税)	20% [枠内(日本向け): 10%、500トン] ↓ 即時撤廃	(無税)
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% [無税] ↓ 即時撤廃	9% [6.8%] ↓ 即時撤廃	(無税)	40% [22.5%] ↓ 4年目撤廃	0.227ポンド/ル/kg [無税] ↓ 7年目撤廃

(13) 切花

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ※	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	3.2~6.8% ↓ 即時撤廃	無税~16% ↓ 即時撤廃	(無税)	20% [無税] ↓ 即時撤廃	(無税)
シンガポール	チリ	ペルー※	NZ※	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% [無税] ↓ 即時撤廃	9% [無税] ↓ 即時撤廃	無税又は5% ↓ 即時撤廃	20% [無税] ↓ 即時撤廃	(無税)

直近3年の輸出額

(百万円)

	2012	2013	2014	主な輸先	
加工品	世界	130,539	149,622	175,162	米国、香港、台湾、韓国、中国
	TPP	44,007	50,142	58,532	米国
みそ	世界	2,068	2,432	2,515	米国、台湾、韓国、タイ、シンガポール
	TPP	985	1,113	1,140	米国、シンガポール、豪州
醤油	世界	3,670	4,272	5,176	米国、豪州、香港、英国
	TPP	1,221	1,390	1,955	米国、豪州、NZ
ソース混合調味料	世界	19,517	21,381	22,988	米国、台湾、韓国、香港、豪州、タイ
	TPP	7,526	8,579	9,028	米国、豪州
チョコレート	世界	4,921	5,468	7,654	香港、台湾、シンガポール、米国、韓国
	TPP	947	1,095	1,561	シンガポール、米国、ベトナム
キャンデー	世界	2,975	3,973	5,136	香港、台湾、米国、韓国、中国
	TPP	759	932	1,066	米国、シンガポール、ベトナム
ビスケット	世界	797	911	1,072	香港、台湾、中国、米国、シンガポール
	TPP	227	250	201	米国、シンガポール、ベトナム
清涼飲料水	世界	12,074	12,353	15,937	アラブ首長国連邦、香港、米国
	TPP	3,430	3,377	4,771	米国、豪州、シンガポール
日本酒	世界	8,946	10,524	11,507	米国、香港、韓国、中国、台湾
	TPP	4,322	5,083	5,596	米国、シンガポール、カナダ

(注)ソース混合調味料・・・ソース、たれ、ドレッシング、カレー調製品等の調味料。

(参考)輸出戦略上の位置づけ

【調味料類】
EU、ロシア、インドネシア、マレーシア、ベトナム、タイ、シンガポール、中国、中東、ブラジル、米国、台湾、韓国、香港、豪州

【菓子類及び清涼飲料水】
インドネシア、マレーシア、ベトナム、タイ、シンガポール、フィリピン、インド、香港、台湾、米国、韓国

【レトルト食品等】
EU、ロシア、インドネシア、ベトナム、タイ、マレーシア、シンガポール、フィリピン、中国、中東、ブラジル、インド

【アルコール飲料】
EU、ロシア、ベトナム、タイ、フィリピン、中国、シンガポール

2020年までの目標

5,000 億円

注:「現行」はTPP交渉のベースとなった2010年1月1日時点の税率。
[]内は、EPA税率。

個別品目の交渉結果

(1)みそ

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	6.4% ↓ 5年目撤廃	9.5% ↓ 即時撤廃	(無税)	20% [無税] ↓ 即時撤廃	5% [無税] ↓ 即時撤廃
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% [無税] ↓ 即時撤廃	(無税)	5% ↓ 5年目撤廃	20% ↓ 5年目撤廃	(無税)

(2) 醤油

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	3% ↓ 5年目撤廃	9.5% ↓ 即時撤廃	(無税)	20% ↓ 即時撤廃	10% [無税] ↓ 即時撤廃
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% [無税] ↓ 即時撤廃	(無税)	5% ↓ 5年目撤廃	30% [16.4%] ↓ 6年目撤廃	(無税)

94

(3) ソース混合調味料

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	6.4% ↓ 5年目撤廃	8又は9.5% ↓ 即時撤廃	(無税)	20% [無税]	5% [無税] ↓ 即時撤廃
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% [無税] ↓ 即時撤廃	(無税)	5% ↓ 5年目撤廃	20% ↓ 5年目撤廃	(無税)

(4) チョコレート

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	2%~ 52.8セント/kg+ 8.5% ↓ 即時~ 20年目撤廃	5%~265% ↓ 即時又は 関税割当(1,138トン)	5% [無税] ↓ 即時撤廃	20%+従量税◎ ↓ 即時撤廃	15% [無税] ↓ 即時撤廃
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% ↓ 即時撤廃	9又は17% ↓ 11年目撤廃	5% ↓ 即時又は 5年目撤廃	13~25% ↓ 5~7年目撤廃	(無税)

◎従量税は、0.36米ドル/kg on sugar content

(5) キャンデー類

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	無税~ 40セント/kg + 10.4% ↓ 即時~20年目撤 廃又は関税割当 (100トン)	0%~10% ↓ 即時又は 11年目撤廃	5% [無税] ↓ 即時撤廃	20%+従量税◎ ↓ 即時撤廃	15% [無税] ↓ 即時撤廃
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% ↓ 即時撤廃	9% [5.7%] ↓ 11年目撤廃	5% ↓ 5年目撤廃	20% ↓ 7年目撤廃	(無税)

◎従量税は、0.36米ドル/kg on sugar content

(6) ビスケット

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	(無税)	2%~ 5.42セント/kg + 4% ↓ 即時又は 11年目撤廃	5% [無税] ↓ 即時撤廃	10% + 従量税◎ ↓ 即時撤廃	6% [無税] ↓ 即時撤廃
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% ↓ 即時撤廃	(無税)	5% ↓ 即時~ 5年目撤廃	15% [14.6%] ↓ 4年目撤廃	(無税)

◎従量税は、0.36米ドル/kg on sugar content

(7) 清涼飲料水

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	0.2セント/リットル ↓ 即時撤廃	11% ↓ 即時撤廃	5% [無税] ↓ 即時撤廃	20% + 従量税◎ [無税] ↓ 即時撤廃	20% [無税] ↓ 即時撤廃
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% [無税] ↓ 即時撤廃	9% [5.72%] ↓ 即時又は 6年目撤廃	5% ↓ 即時撤廃	27~34% [14.6~22.5%] ↓ 7年目撤廃	(無税)

◎従量税は、0.36米ドル/kg on sugar content

(8) 日本酒

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	3セント/リットル ↓ 即時撤廃	2.82~12.95セント/リットル ↓ 即時撤廃	5% [無税] ↓ 即時撤廃	20% [無税] ↓ 即時撤廃	25.50マレーシアリン キット per 100% vol./リットル ↓ 16年目撤廃
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% [無税] ↓ 即時撤廃	9% [無税] ↓ 6年目撤廃	(無税)	59% [23.6%] ↓ 3年目撤廃	(無税)

直近3年の輸出額

(百万円)

	2012	2013	2014	主な輸出先
林産物	世界 9,887	12,993	18,839	中国、韓国、台湾、フィリピン、米国
	TPP 1,738	2,159	2,418	米国
丸太	世界 1,404	3,139	6,894	中国、韓国、台湾
	TPP 105	90	98	ベトナム、マレーシア
製材	世界 2,423	2,717	3,194	中国、フィリピン、韓国、インドネシア、台湾
	TPP 118	140	156	ベトナム、マレーシア、米国
合板	世界 701	1,029	1,358	フィリピン、中国、イタリア、インドネシア、台湾
	TPP 13	18	43	米国、ベトナム、マレーシア

(参考)輸出戦略上の位置づけ

- 重点品目
林産物(合板、製材等)
- 重点地域
中国、韓国
- 2020年までの目標
250億円

個別品目の交渉結果

注:「現行」はTPP交渉のベースとなった2010年1月1日時点の税率。
[]内は、EPA税率。

(1) 合板

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	無税~8% ↓ 即時 又は5年目撤廃	無税~9.5% ↓ 即時撤廃	無税~5% [無税] ↓ 即時撤廃	10~15% [無税~15%] ↓ 5~10年目撤廃	35% [無税] ↓ 6年目撤廃
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% [無税~6%] ↓ 即時撤廃	9% [5.7%] ↓ 即時又は 11年目撤廃	5% ↓ 即時又は 7年目撤廃	7% [3.6%] ↓ 即時撤廃	20% [無税] ↓ 即時撤廃

(2) 製材

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ※	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	(無税)	(無税)	無税又は5% [無税] ↓ 即時撤廃	0~5% ↓ 即時撤廃	(無税)
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% [無税~1.1%] ↓ 即時撤廃	無税又は9% [無税又は3%] ↓ 即時撤廃	無税又は5% ↓ 即時撤廃	(無税)	20% [無税] ↓ 即時撤廃

直近3年の輸出額

		2012	2013	2014	主な輸出先
水産物	世界	145,066	193,234	197,841	香港、米国、中国、ベトナム、タイ
	TPP	40,875	55,211	61,081	米国、ベトナム
ブリ	世界	7,728	8,732	10,012	米国、香港、タイ、カナダ、英国
	TPP	7,094	7,745	8,827	米国、カナダ、シンガポール
サバ	世界	9,209	11,956	11,513	タイ、エジプト、ベトナム、フィリピン
	TPP	2,442	2,832	2,674	ベトナム、マレーシア、カナダ
サンマ	世界	1,268	1,691	1,183	ロシア、中国、タイ、フィリピン
	TPP	155	238	146	ベトナム、米国、シンガポール
ホタテ	世界	18,897	39,850	44,665	米国、中国、ベトナム、香港、韓国
	TPP	8,465	20,123	21,907	米国、ベトナム、シンガポール
さけ・ます	世界	6,139	8,373	11,445	中国、タイ、ベトナム、台湾
	TPP	1,275	1,108	1,257	ベトナム、米国、シンガポール
魚の調製品	世界	10,063	11,267	12,689	香港、台湾、サウジ、米国、ベトナム
	TPP	3,719	4,169	4,884	米国、ベトナム
タラ	世界	4,832	5,852	5,268	中国、韓国、NZ、ロシア
	TPP	942	677	506	NZ、ベトナム
真珠 (天然・養殖)	世界	16,524	18,813	24,544	香港、米国、タイ、スイス
	TPP	3,343	3,716	4,114	米国、シンガポール

(百万円)

(参考)輸出戦略上の位置づけ

- 重点品目
水産物(ブリ、サバ、サンマ、ホタテ貝、さけ・ます、真珠(天然・養殖)等)
重点地域
EU、ロシア、東南アジア、アフリカ、中東、東アジア、米国
- 2020年までの目標
3500億円

個別品目の交渉結果

注:「現行」はTPP交渉のベースとなった2010年1月1日時点の税率。
[]内は、EPA税率。

(1)ブリ・サバ・サンマ

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	(無税)	(無税)	(無税)	20% ↓ 即時~ 5年目撤廃	(無税)
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% ↓ 即時撤廃	(無税)	(無税)	18% ↓ 即時撤廃	(無税)

(2)魚類調製品

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	(無税)	11% ↓ 即時撤廃	(無税)	20% [無税] ↓ 16年目撤廃	(無税)
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% [無税~6%] ↓ 即時撤廃	(無税)	(無税)	27% [22.5%] ↓ 4年目撤廃	(無税)

(3) ホタテ

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	(無税)	無税又は4% ↓ 即時撤廃	(無税)	20% ↓ 10年目撤廃	(無税)
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% ↓ 即時撤廃	(無税)	(無税)	(無税)	(無税)

(5) タラ、スケトウダラ

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	(無税)	(無税)	(無税)	20% ↓ 即時又は 5年目撤廃	(無税)
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% [1.1%] ↓ 即時撤廃	(無税)	(無税)	18% ↓ 即時撤廃	(無税)

(4) サケ

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	(無税)	(無税)	(無税)	20% ↓ 即時撤廃	(無税)
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% [1.1%] ↓ 即時撤廃	(無税)	(無税)	15% [10.9%] ↓ 即時撤廃	(無税)

(6) 干しのみ

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	(無税)	(無税)	(無税)	10% ↓ 即時撤廃	(無税)
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% [1.1%] ↓ 即時撤廃	9% ↓ 即時撤廃	(無税)	10% [3.6%] ↓ 4年目撤廃	(無税)

(参考) 日本からの農林水産品※1の輸出額及び輸出先国の状況

(単位:百万円)

分類※2	2012			2013			2014			(参考)輸出先上位5カ国 (2014)
	全世界 向け	TPP国 向け	TPP国 割合(%)	全世界 向け	TPP国 向け	TPP国 割合(%)	全世界 向け	TPP国 向け	TPP国 割合(%)	
穀物	37,654	11,632	30.9%	45,517	13,128	28.8%	57,329	15,872	27.7%	①香港、②台湾、③米国、 ④シンガポール、⑤韓国
畜産物	14,263	1,432	10.0%	17,378	2,088	12.0%	22,456	3,037	13.5%	①台湾、②香港、③カンボジア、 ④米国、⑤中国
園芸	66,033	14,787	22.4%	76,279	15,925	20.9%	78,791	15,694	19.9%	①台湾、②香港、③米国、 ④中国、⑤韓国
加工品	130,539	44,007	33.7%	149,622	50,142	33.5%	175,162	58,532	33.4%	①米国、②香港、③台湾、 ④韓国、⑤中国
林産物	9,887	1,738	17.6%	12,993	2,159	16.6%	18,839	2,418	12.8%	①中国、②韓国、③台湾、 ④フィリピン、⑤米国
水産物	145,066	40,875	28.2%	193,234	55,211	28.6%	197,841	61,081	30.9%	①香港、②米国、③中国、 ④ 베트남、⑤タイ
合計※3	403,442	114,471	28.4%	495,023	138,653	28.0%	550,419	156,634	28.5%	

※1: 国際的な商品分類(HS2007)において1~24、44及び46類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない(日本のライン数には含まれていない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる)。

※2: 分類は農林水産品を便宜的に園芸・畜産等6つに分類した。

※3: 農林水産物等輸出実績(農林水産省公表資料)とは集計対象物品が一部異なるため輸出額が一致しない。

※4: 出典は貿易統計。

農林水産品に関する交渉結果につきましては、
農林水産省ホームページ
(<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/index.html>)

において詳細な情報を掲載しておりますので、御参照ください。

* 上記農林水産省ホームページへのアクセスについては、
こちら(QRコード)も御利用いただけます。 →



環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)における
工業製品関税(経済産業省関連分)に関する
大筋合意結果

平成27年10月
経済産業省

1

相手国及び我が国の工業製品関税
(経済産業省関連分)に関する
大筋合意結果の概要

2

相手国及び我が国の工業製品の即時撤廃率及び関税撤廃率

1. 相手国側

◆ TPP11カ国全体

- 即時撤廃率：(品目数ベース)86.9%、(貿易額ベース)76.6%
- 関税撤廃率：(品目数ベース)99.9%、(貿易額ベース)99.9%

◆ 各国別

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
米国	90.9%	67.4%	100%	100%
カナダ	96.9%	68.4%	100%	100%
ニュージーランド	93.9%	98.0%	100%	100%
豪州	91.8%	94.2%	99.8%	99.8%
ブルネイ	90.6%	96.4%	100%	100%
チリ	94.7%	98.9%	100%	100%
マレーシア	78.8%	77.3%	100%	100%
メキシコ	77.0%	94.6%	99.6%	99.4%
ペルー	80.2%	98.2%	100%	100%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ベトナム	70.2%	72.1%	100%	100%

2. 日本側

◆ TPP11カ国全体

- 即時撤廃率：(品目数ベース)95.3%、(貿易額ベース)99.1%
- 関税撤廃率：(品目数ベース)100%、(貿易額ベース)100%

※少数点第二位を四捨五入。但し、99.9%以上100%未満については、少数点第二位を切り捨て。

※即時撤廃率、関税撤廃率の算出にあたり、「品目数ベース」の数値については各国の2010年1月時点の国内細分に基づき計算、「貿易額ベース」の数値については、2010年における日本から各国への輸出額に基づき計算。

3

各国の工業製品関税 (経済産業省関連分)に関する 大筋合意結果の概要

4

米国(1)

化学

品目	譲許内容	ベースレート
有機化学品	即時撤廃	1%～6.5%, 0.5 cent/kg
インク	即時撤廃	1.8%～3.1%
シェービングジェル・フォーム	即時撤廃	4.9%
肌用の洗浄クリーム	即時撤廃	4%
プラスチック製品	即時撤廃	2.1%～6.5%
ゼラチンシート	5年目撤廃	2.8 cents/kg + 3.8%

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
化合繊維(繊維・糸)	即時撤廃、5年目撤廃、11年目撤廃(発効時に50%又は35%カットされるものあり)	2.7%～13.2%
化合繊維物、綿織物	即時撤廃、5年目撤廃、13年目撤廃(発効時に50%カット)	3%～25%
毛織物	即時撤廃	2.7%～25%
じゅうたん	即時撤廃	2.7%～8%
衣類	即時撤廃～13年目撤廃(発効時に50%又は35%カットされるものあり)	0.5%～32%
タオルの一部(今治タオル等)	5年目撤廃	9.1% ⁵

米国(2)

鉄鋼

品目	譲許内容	ベースレート
フェロアロイ	即時撤廃	3.1%～5%
鉄鋼製フランジ	即時撤廃	3.2%～5.5%
ステンレス製キッチン用品	即時撤廃	2%～8.2%
鉄器の一部(南部鉄器等が該当)	5年目撤廃	5.3%
鉄鋼製のコイルバネ	5年目撤廃	3.9%

非鉄金属

品目	譲許内容	ベースレート
銅箔	即時撤廃	1%～3%
アルミ製品の大部分	即時撤廃	1.5%～6.5%
スポンジチタン	15年目撤廃	15%
チタン展伸材	10年目撤廃	5.5%～15%

米国(3)

家電、産業用機械

品目	譲許内容	ベースレート
蒸気タービン	即時撤廃	6.7%
エアコン	即時撤廃	1%～2.2%
金属加工用マシニングセンター	即時撤廃	3.3%～4.2%
旋盤(数値制御式)	即時撤廃	4.2%～4.4%
電動機・発電機	即時撤廃	2%～4.4%
ビデオカメラ	即時撤廃	2.1%
カラーテレビ	即時撤廃	3.9%～5%
ホーニング盤	5年目撤廃	4.4%
ハンマー	5年目撤廃	4.4%
ベアリング	12年目撤廃	2.4%～5.8%

7

米国(4)

自動車

品目	譲許内容	ベースレート
乗用車	15年目から削減開始(2.25%)、20年目で半減(1.25%)、22年目で0.5%まで削減、25年目で撤廃	2.5%
バス	10年目撤廃	2.0%
トラック	29年間関税維持の上で、30年目に撤廃	25%
キャブシャシ	15年目に削減開始(3.6%)、20年目に半減(2.0%)、22年目に0.8%、25年目に撤廃	4%

二輪車

品目	譲許内容	ベースレート
700cc超二輪車 ※700cc以下は既に無税	4年間関税維持の上で、5年目に撤廃	2.4%

自転車

品目	譲許内容	ベースレート
自転車	即時撤廃	5.5%～11%

8

米国(5)

自動車部品①

品目	譲許内容	ベースレート
バックミラー	即時撤廃	3.9%
自動車用の錠	即時撤廃	5.7%
1,000cc～2,000ccエンジン	即時撤廃	2.5%
エンジン関連部品	即時撤廃	2.5%
自動車用エアコン	即時撤廃	1.4%
電動軸(クランクシャフト)	即時撤廃	2.5%
ガスケット	即時撤廃	2.5%
ディストリビューター及びイグニッションコイル	即時撤廃	2.5%
ワイパー	即時撤廃	2.5%
シールドビームランプ	即時撤廃	2%
バンパー	即時撤廃	2.5%
シートベルト	即時撤廃	2.5%
ブレーキ	即時撤廃	2.5%

9

米国(6)

自動車部品②

品目	譲許内容	ベースレート
ギアボックス	即時撤廃	2.5%
駆動軸	即時撤廃	2.5%
車輪	即時撤廃	2.5%
サスペンション	即時撤廃	2.5%
ラジエーター	即時撤廃	2.5%
マフラー	即時撤廃	2.5%
エアバック	即時撤廃	2.5%
2,000cc超エンジン	5年目撤廃	2.5%
車体	6年目撤廃	2.5%～4%
ステアリング	6年間関税維持の上で、7年目に撤廃	2.5%
タイヤ	10年目撤廃	3.4%～4%
ECU・センサー類	10年目撤廃	2.7%
電気自動車用リチウムイオン電池	15年目撤廃	3.4%

10

米国(7)

精密機器・楽器・光学機器等

品目	譲許内容	ベースレート
サングラス	即時撤廃	2%
腕時計	即時撤廃	40 cents each + 8.5% on the case + 14% on the strap, band or bracelet + 5.3% on the battery 等
楽器	即時撤廃	2.7%~8.7%
メガネフレーム	5年目撤廃	2.5%
光ファイバー	12年目撤廃	6.7%

その他

品目	譲許内容	ベースレート
テニスラケット	即時撤廃	3.9%~5.3%
釣り道具	即時撤廃	3.7%~9%
ゴルフクラブ	即時撤廃	4.4%
ボールペン	即時撤廃	0.8 cents each + 5.4%
陶磁器	即時撤廃、10年目撤廃	0.7%~28% 11

カナダ(1)

化学

品目	譲許内容	ベースレート
有機化学品	即時撤廃	2%~8%
化粧品	即時撤廃	6.5%
シャンプー	即時撤廃	6.5%
せっけん・洗剤	即時撤廃	2.5%~6.5%
プラスチック製品	即時撤廃	3%~6.5%
硬質ゴム	6年目撤廃	6.5%

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維及び製品(糸、テキスタイル)の一部	即時撤廃	4.5%~14%
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	17%
衣類の一部	即時撤廃、4年目撤廃	6%~18%
じゅうたんの一部	6年目撤廃	6.5%~14% 12

カナダ(2)

家電、産業用機械

品目	譲許内容	ベースレート
湯沸器	即時撤廃	6.5%
エアコン	即時撤廃	6%
旋盤(数値制御式)	即時撤廃	6%
ベアリング	即時撤廃	5.5%~6%
電動機・発電機	即時撤廃	2%~9.5%
カラーテレビ	即時撤廃	3.5%~5.5%

鉄鋼

品目	譲許内容	ベースレート
鉄鋼製品	即時撤廃	2%~8%
ナット	即時撤廃	6.5%
リベット	即時撤廃	6.5%
鉄器の一部(南部鉄器等)	即時撤廃	6.5%

13

カナダ(3)

精密機械

品目	譲許内容	ベースレート
光ファイバー	即時撤廃	5%
レンズ	即時撤廃	3.5%
メガネフレーム	即時撤廃	2.5%
映写機	即時撤廃	6%
潜望鏡	即時撤廃	5%
水準器	即時撤廃	2.5%
マイクロメーター	即時撤廃	4%
ストロボスコープ	即時撤廃	3.5%
サーモスタット	即時撤廃	5%
腕時計	即時撤廃	5%
楽器	即時撤廃	3%~7%

14

カナダ(4)

自動車

品目	譲許内容	ベースレート
乗用車	発効時に5.5%、2年目に5%、3年目に2.5%、4年目に2%となり、5年目に撤廃	6.1%
バス	11年目撤廃	6.1%
大型ガソリントラック	6年目撤廃	6.1%
トラック(上記以外)	11年目撤廃	6.1%

自動車部品①

品目	譲許内容	ベースレート
自動車に使用する種類の錠	即時撤廃	6%
エンジン関連製品	即時撤廃	2.5%~6%
自動車用エアコン	即時撤廃	6%
電気自動車用蓄電池	即時撤廃	7%
ディストリビューター及びイグニッションコイル	即時撤廃	6%
ワイパー	即時撤廃	6%
モニター	即時撤廃	3.5%~6%

15

カナダ(5)

自動車部品②

品目	譲許内容	ベースレート
シールドビームランプ	即時撤廃	2%~6%
車体	即時撤廃	6%
バンパー	即時撤廃	6%
シートベルト	即時撤廃	6%
ブレーキ	即時撤廃	6%
ギアボックス	即時撤廃	6%
駆動軸	即時撤廃	6%
車輪	即時撤廃	6%
サスペンション	即時撤廃	6%
ラジエーター	即時撤廃	6%
マフラー	即時撤廃	6%
ステアリング	即時撤廃	6%
エアバッグ	即時撤廃	6%
タイヤ	4年目撤廃	7%

16

カナダ(6)

その他

品目	譲許内容	ベースレート
陶磁器	即時撤廃	4.5%～7%
ボールペン	即時撤廃	7%
フェルトペン・マーカー	即時撤廃	7%
リボン	即時撤廃	8.5%～15.5%
ゴルフクラブ	即時撤廃	7.5%
ボール	即時撤廃	8%
シャープペンシル	即時撤廃	7%
鉛筆のしん	即時撤廃	6%
腰掛け	6年目撤廃	8%～15.5%
寝具	6年目撤廃	9.5%～15.5%

17

ニュージーランド(1)

化学

品目	譲許内容	ベースレート
黒色インキ	即時撤廃	5%
ゴム製品	即時撤廃	5%
プラスチック製品の一部	5～7年目撤廃	5%～10%
カラーインキ	7年目撤廃	5%

家電、産業用機械

品目	譲許内容	ベースレート
エアコン	即時撤廃	5%
瞬間ガス湯沸器	即時撤廃	5%
フォークリフト	即時撤廃	5%
ブルドーザー	即時撤廃	5%
ショベルカー	即時撤廃	5%
マシニングセンター	即時撤廃	5%
ニッケル・カドミウム蓄電池	7年目撤廃	5%

18

ニュージーランド(2)

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維の織物類(プラスチックを染み込ませたもの)	即時撤廃、5年目撤廃	5%
不織布(化合織)	5～7年目撤廃	5%
ひも、綱	5～7年目撤廃	5%

鉄鋼

品目	譲許内容	ベースレート
めっき鋼板	即時撤廃	5%
冷延鋼板の一部	即時撤廃	5%
鉄器の一部(南部鉄器等)	即時撤廃	5%
くぎの一部	5年目撤廃	5%
鉄製ケーブル	5～7年目撤廃	5%

19

ニュージーランド(3)

自動車

品目	譲許内容	ベースレート
乗用車 (キャンピングカー、救急車の一部)	即時撤廃	10%
バス	即時撤廃	5%
トラック(一部)	即時撤廃	5%

(※上記以外の乗用車、トラックは無税)

自動車部品

品目	譲許内容	ベースレート
タイヤ	即時撤廃	5%
エンジン	即時撤廃	5%
点火プラグ	即時撤廃	5%
車体	即時撤廃	10%
駆動軸	即時撤廃	5%
ラジエーター	7年目撤廃	5%

その他

品目	譲許内容	ベースレート
陶磁器	即時撤廃、7年目撤廃	5%
メガネフレーム	即時撤廃	5%

20

豪州

化学

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2015年1月発効)
プラスチック製の板、フィルム(プロピレンの重合体製)	即時撤廃	5%	2018年4月撤廃
ポリカーボネート	即時撤廃	5%	2018年4月撤廃

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2015年1月発効)
男子用スーツ、ジャケット等の大部分	3、4年目撤廃	10%	2021年4月までに撤廃
じゅうたん	4年目撤廃	5%	2021年4月撤廃

21

マレーシア

自動車

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2006年7月発効/ 2009年2月発効)
乗用車	3～13年目撤廃	10%～35%	撤廃済／一部撤廃済

※日マレーシアEPAにおける乗用車の原産地規則は控除方式による付加価値基準60%。

鉄鋼

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2006年7月発効/ 2009年2月発効)
熱延鋼板の大部分	8、11年目撤廃	25%	関税削減／関税削減

22

メキシコ

自動車

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2005年4月発効)
乗用車	即時撤廃	15%~30%	撤廃済
バス	11年目にかけて関税削減(ベースレート75%分)	15%~30%	除外
小型トラック	即時撤廃	15%~30%	撤廃済
中・大型トラック	11年目にかけて関税削減(ベースレート75%分)	30%	除外
中古車	発効時に関税削減(ベースレート5%分)	50%	除外

※日メキシコEPAにおける自動車の原産地規則は関税分類変更基準及び控除方式による付加価値基準65%の併課制。

自動車部品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2005年4月発効)
エンジン部品	即時撤廃	5%	撤廃済
ギアボックス、車体の部分品	即時撤廃	5%	撤廃済
バンパーの一部	5年目撤廃	5%	撤廃済
ブレーキの一部	5年目撤廃	5%	撤廃済
ショックアブソーバーの一部	5年目撤廃	5%	撤廃済

※日メキシコEPAにおける自動車部品の原産地規則は関税分類変更基準と控除方式による付加価値基準65%の併課制等。

ペルー(1)

化学

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2012年3月発効)
医療用品の一部	即時撤廃	9%	2021年4月までに撤廃
化粧品	6年目撤廃	9%	2021年4月までに撤廃
インク	11年目撤廃	9%	2021年4月撤廃

家電、産業用機械

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2012年3月発効)
電動カミソリ	即時撤廃	9%	2021年4月撤廃
冷凍冷蔵庫	11年目撤廃	9%	2021年4月撤廃

ペルー(2)

自動車

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2012年3月発効)
乗用車 (1,500cc以下、1,500cc超の一部)	即時撤廃	9%	2021年4月までに撤廃

自動車部品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2012年3月発効)
点火プラグ	即時撤廃	9%	2021年4月に撤廃
自動車用ラジオ	即時撤廃	9%	2021年4月までに撤廃
鉄製バネ	6年目撤廃	9%	2020年4月に撤廃
ガスケット	6年目撤廃	9%	2017年4月に撤廃
強化ガラス	11年目撤廃	9%	2021年4月までに撤廃

25

ベトナム(1)

化学

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
着色料、インキ	即時撤廃	3%~24%	2024年4月までに撤廃
接着剤	即時撤廃	5%~14%	2019年4月撤廃、関税維持
石鹼、界面活性剤	4年目撤廃	3%~30%	2024年4月までに撤廃
硬質ゴム	4年目撤廃	10%	2019年4月撤廃

家電、産業用機械

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
ロードローラー	即時撤廃	5%	2019年4月撤廃
ベアリング	即時撤廃	3%	2019年4月までに撤廃
気体ポンプ、真空ポンプ	3、4年目撤廃	5%~31%	2024年4月までに撤廃
エアコン	4年目撤廃	17%~25%	2019年4月撤廃
リチウム電池	4年目撤廃	24%	2024年4月撤廃
オーブン	4年目撤廃	20%~31%	2024年4月撤廃

26

ベトナム(2)

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
綿糸及び綿織物	即時撤廃	5%～12%	2019年4月までに撤廃、関税削減
化合繊(繊維・糸織物)	即時撤廃	5%～12%	2025年4月までに撤廃、関税削減
衣類	即時撤廃	5%～20%	2019年4月撤廃
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	12%	2019年4月撤廃

鉄鋼

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
鉄線、ケーブル	即時撤廃	3%～5%	2019年4月までに撤廃
鉄鋼製ねじ、くぎ	4、8年目撤廃	10%～20%	2024年4月までに撤廃
冷延・めっき鋼板	4、11年目撤廃	5%～15%	2024年4月までに撤廃、関税削減 (※15年目にベースレートを10%から5%) 等
鉄器の一部(南部鉄器等)	4年目撤廃	30%	2019年4月撤廃

27

ベトナム(3)

自動車

品目		譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
乗用車	3000cc超乗用車	10年目撤廃 (非線形)	77%、80%	再協議
	3000cc以下乗用車	13年目撤廃 (非線形)	77%～83%	再協議、除外
	救急車	12年目撤廃	10%	除外
バス	空港バス	12年目撤廃	5%	関税維持
	その他バス	13年目撤廃 (非線形)	83%	除外
トラック		12、13年目撤廃 (非線形)	10%～80%	関税削減(ダンプ小型) ※16年目に基準税率を60-80%から50% 関税維持(ダンプ大型) 除外 等

28

ベトナム(4)

自動車部品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
大型エンジンの一部	即時撤廃	3%	関税維持、2019年4月撤廃
エアコン部分品	即時撤廃	3%	撤廃済
タイヤ	4～11年目撤廃	5%～37%	2024年4月までに撤廃、除外
ギアボックス	6、11年目撤廃	3%～27%	2019年4月までに撤廃、除外 等
駆動軸	6、11年目撤廃	3%～27%	2024年4月までに撤廃、除外 等
サスペンション	6、11年目撤廃	3%～22%	2019年4月撤廃、除外 等
クラッチ及びその部分品	6、11年目撤廃	3%～27%	2024年4月までに撤廃、除外 等
車体	11年目撤廃	30%	除外

二輪車

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
二輪車	8年目撤廃	77%～85%	関税削減 ※16年目にベースレートを90%から50%に削減
二輪車の部分品 (ブレーキ、サドル等)	8年目撤廃	33%～45%	2019年4月撤廃、関税維持

29

ベトナム(5)

その他

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
陶磁器	4年目撤廃	35%～40%	2019年4月撤廃
メガネフレーム	即時撤廃	10%	2019年4月撤廃

30

(参考)
TPPにおける
原産地規則

31

(参考) TPPにおける原産地規則

1. 原産地規則の統一

- TPP特惠税率の適用が可能な12カ国内の原産地規則の統一（事業者の制度利用負担の緩和）。

2. 完全累積制度

- 複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。

3. 自動車の原産地規則

- 自動車の原産地規則については、我が国完成車及び部品メーカーが、現在のサプライチェーンの下で十分に対応できる内容を確保。

(参考) 日本自動車工業会会長コメント(「TPP(環太平洋パートナーシップ協定)の大筋合意について」(抜粋))(2015年10月6日)

「TPP地域全体に適用される原産地規則については、現行のグローバルなサプライチェーンの下で十分に対応できる内容になったことなどを歓迎します。」

32

①完成車の原産地規則

- 完成車については、控除方式による付加価値基準を用いる場合は、55%。
- また、その場合における特定の部品7品目(注1)については、協定上明記された加工工程(注2)のどれか一つでもTPP域内で行われれば原産性が付与される制度を導入。
(注1)強化ガラス、合わせガラス、車体(普通車用のもの)、車体(トラック等用のもの)、バンパー(部分品は含まない)、車体の部分品、車軸。
(注2)射出成形、鍛造、金属成形、等

②自動車部品の原産地規則

- 自動車部品については、基本的には、関税分類変更基準と付加価値基準の選択制であり、控除方式による付加価値基準の場合は、品目に応じて45%~55%。
- また、この控除方式による付加価値基準の場合に45%を越える分については、構成部品について協定上明記された加工工程のどれか一つでもTPP域内で行われれば原産性が付与される制度を導入。

33

我が国の工業製品関税 (経済産業省関連分)に関する 大筋合意結果の概要

34

我が国の工業製品関税に関する大筋合意結果の概要

品目名	譲許内容	具体的品目	基準税率 (注:有税品目)
工業用 アルコール	8年目撤廃	変性アルコール	27.2%, 38.1円/ℓ
	11年目撤廃	エチルアルコール	10%
石油	即時撤廃	軽油・重油・灯油等ほぼ全て	0～7.9%, 1,229円/kℓ 等
	11年目撤廃	一部の揮発油(自動車用)	1,056円/kℓ
化学	即時撤廃	プラスチック原料 有機化学品、無機化学品 等	1.6～6.5%
皮革・ 履物	11年目撤廃	革製かばん、ハンドバック 革靴(関税割当品目)等	8～16% 1次17.3%～24% 2次30%又は4,300円/足高い方等
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等 ゼラチン、にかわ	12.5～30% 17%
繊維・ 繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品ほぼ全て	生地:1.9～14.2%、 衣類:4.4～13.4%
	11年目撤廃	一部の衣類 (化合繊維製オーバーコート等)	7.4～12.8%
非鉄金属	11年目撤廃 ※銅、亜鉛、鉛の一部は即時撤廃 ※フェロアロイ、ニッケルは、対米、加、 NZ、豪のみ11年目撤廃。他国は即時撤廃	銅、亜鉛、鉛	銅:3%又は15円/kg低い方 等 亜鉛:4.3円/kg等 鉛:2.7円/kg
		フェロアロイ、ニッケル	フェロアロイ:2.5%～6.3% ニッケル:3% 等

※フェロアロイ、ニッケルを除き、各品目の譲許内容は11カ国共通。